

医歯学総合研究科
修士課程
医歯理工保健学専攻
医療管理政策学（MMA）コース
履修要項

2026年度

(2026. 4. 1 現在の内容です)

東京科学大学大学院

目 次

1. 医療管理政策学（MMA）コースの概要	1
2. 修了要件及び履修方法	4
3. 2026年度医療管理政策学（MMA）コース授業時間割	11
4. 授業科目一覧	20

（各科目の履修要項（シラバス）は本冊子には掲載しておりません。シラバス検索システム

（URL<https://yushima2.tmd.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx>）でご確認願います。）

系名：1. 医療政策

(1) 医療政策概論：4105	
(2) 医療社会政策論：4012	
(3) 世界の医療制度：4013	
(4) 医療保険論：4014	
(5) 医療政策各論：4109	
(6) 医療産業論：4017	
(7) 医療経済論：4018	
(8) 先端医療技術・産学連携：4019	
(9) 医工連携政策論：4107	

系名：2. 医療の質確保とリスク管理

(1) 医療機関リスク管理：4022	
(2) 医療のTQM：4023	
(3) 医療機能評価：4024	

系名：3. 医療関連法規と医の倫理

(1) 医療制度と法：4031	
(2) 医事紛争と法：4032	
(3) 生命倫理と法：4033	

系名：4. 病院情報とセキュリティー

(1) 診療情報管理学：4042	
(2) IT時代の医療診断システムとセキュリティー：4043	

系名：5. 医療の国際文化論

(1) 医療思想史：4051	
(2) 世界の文化と医療：4052	
(3) 世界の宗教と死生観：4053	

系名：6. 施設設備と衛生管理

(1) 病院設計・病院設備：4061	
--------------------	--

(2) 衛生工学・汚染管理：4062

系名：7. 経営戦略と組織管理

(1) 医療とリーダーシップ：4104

(2) 戦略と組織：4071

(3) 財務・会計：4072

(4) 医療の人間工学：4073

(5) 人的資源管理：4081

系名：8. 医療における情報発信

(1) 医療とコミュニケーション：4091

(2) 医歯学総合概論：3001

系名：9. 疫学・統計と医療データ分析

(1) 臨床研究・治験：4101

(2) ビッグデータ解析学：3057

(3) 医療データ分析概論：4108

系名：10. 修士課程共通講義

(1) 医歯理工学先端研究特論：3003

(2) 環境社会医歯学：3017

(3) 医歯薬産業技術特論：3037

(4) 医療データ科学概論：3074

(5) 疫学基礎：3079

(6) 生物統計学基礎：3080

(7) 生物統計学応用 I：3081

(8) 生物統計学応用 II：3082

(9) 臨床試験方法論基礎：3083

(10) 臨床試験方法論応用：3084

(11) 口腔疫学基礎：3085

(12) 疫学応用：3086

5. 諸規則

○東京科学大学大学院学則 25

○東京科学大学大学院学修規程 54

○東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則 59

○東京科学大学大学院医歯学総合研究科修士課程学修内規 60

○東京科学大学学位規程	69
○東京科学大学大学院医歯学総合研究科委員会修士（医療管理学・医療政策学）に係る学位論文審査及び試験内規	81
○東京科学大学大学院学位論文審査基準	89
○東京科学大学におけるGPA制度に関する要項	91
○東京科学大学学生の懲戒等に関する規程	94
○東京科学大学における休学に関する規程	100
○東京科学大学大学院学生の留学に関する規程	103
○東京科学大学における公欠の制度に関する要項	105
6. 学生周知事項	108
7. 諸手続き	113
○履修登録科目取消願	118
○授業欠席届	119
○成績不服申立書	120
8. 学内主要施設・校内案内図	121
9. 学術総合センター	122

1. 医療管理政策学(MMA)コースの概要

○背景

近年、医療を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、医療サービスの管理運営や医療政策の実務において、高度な学術的知識と技術を備えた人材が必要となっている。米国における医療サービスの管理運営では、MBA (Master of Business Administration) の学位を持つ者が携わることがあるが、医療制度の異なる我が国においては、医師が医療機関の運営に携わることが従来からの慣行であった。

しかし、医療の高度化と複雑化に対応するためには、医療機関の運営や医療政策の実務に役立つ専門知識が必須である。即ち、効率的でかつ患者中心の医療を国際的な水準で提供し、国際化に伴う健康危機に円滑に対応するには、医学知識とともに医療組織を管理するマネジメント能力が必要となってきた。

そこで、質の高い医療サービスを提供するための戦略的な管理運営を行う知識と技能を備えた医療管理政策に携わる専門職の養成を図るべく、病院管理者ならびに医療政策等の立案に携わる社会人を対象に、三大学連合（東京科学大学、東京外国語大学、一橋大学）による本コースを開設するに至った。

○特色

少子高齢化を背景とする国民医療費・社会保障費の高騰、良質で安全な医療サービスの提供の必要性、競争原理の一肩の導入、国際化・グローバル化する医療経営環境、患者の主体性の重視等、医療を取り巻く社会環境が急速に変化している。このような状況にあって、今後の医療機関運営では、医学だけでなく医療サービス管理と政策の高度な知識と技術が必要である。

本コースは、医療管理並びに医療政策の分野において指導的立場で活躍する人材の養成を図り、医療サービスに関わる社会的ニーズに応えようとするものである。急速な制度改革、グローバル化が進む医療の分野にあって、患者中心のより良い医療を効率的に提供できる社会システムの構築に寄与する人材を輩出しようとするものである。

○社会的ニーズ

現在、我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、疾病構造の変化、医療技術等の進歩による国民医療費の増大などで急速に変化しつつある。また、医療に対する国民のニーズは多様化し、医療の質の確保や医療事故の防止が目下の急務となっている。これらの医療環境の変化に対応するには、医療機関の経営方法が大きな問題となってきた。

また、医療施設の機能分化も進み、民間の品質管理の手法も導入され、医療機能評価機構による医療施設の第三者評価を受ける施設も増加してきている。

こうしたなか、各医療機関の管理者は、安全対策の強化、EBM (Evidence-Based Medicine) の遂行インフォームド・コンセントやカルテ開示等による医師と患者の関係、電子カルテによる IT 技術の導入とその運営方法など、社会的にも経営的にも大きな変革を求められてきている。

医療環境や各種報告されている医療の方向性等を正確に認識し、良質の医療を提供するためには、医療関連分野を網羅した包括的な研究・教育が必要である。そのためには、幅広い周辺諸科学の知識を持つ、医療機関の管理運営責任者、及び科学的根拠に基づいた政策の立案・実施・評価を行う専門家の養成が急務となっている。

人材育成目標

医療管理政策学コースは医療サービスに関わる社会的ニーズに応えるため、指導的立場で活躍する人材養成課程を基に医療管理ならびに医療政策の分野において、患者中心のより良い医療を効率的に提供できる社会システムの構築に寄与する人材を育成する。

アドミッションポリシー

《求める学生像》

修士課程医歯理工保健学専攻医療管理政策学コースにおいては医療サービスに関わる社会的ニーズに応えるため、指導的立場で活躍する人材養成課程を基に医療管理ならびに医療政策の分野において、患者中心のより良い医療を効率的に提供できる社会システムの構築に寄与する人材を育成する。

本学の掲げる幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成するという教育理念の下、本学大学院修士課程医歯理工保健学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能、目的意識・意欲等を備えた学生を求める。

- ・医療管理政策学を学習するのに必要な基礎知識又は実務経験を有し、医療管理政策の展望について自らの考えを論理的に表現することができ、さらなる専門知識を体系的・集中的に学びとる意欲を有している。

《入学者選抜の基本方針》

面接試験及び出願書類により本コースにおける学問・研究を遂行していく能力の程度を総合的に判定する。

カリキュラム・ポリシー

本学大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻医療管理政策学コースでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、教育課程を編成するにあたっては、教育内容、教育方法、学習成果の評価方法等を以下のように設定する。

修士（医療管理学）

- 1) 医療管理の理解・実践・展開に必要な10系統の領域（医療政策、医療の質確保とリスク管理、医療関連法規と医の倫理、病院情報とセキュリティ、医療の国際文化論、施設設備と衛生管理、経営戦略と組織管理、人的資源管理と人材開発、医療における情報発信、臨床疫学）に関し基礎から実務にわたる科目を設け講義・演習を行う。また、研究能力、論理的に分析・解決する能力、学問的成果を論理的にまとめる能力を養うため課題研究科目を設ける。
- 2) 教育形態は少人数クラスで専門家による双方向講義を中心とするが、演習も含んだ構成となっている。また、e-learning教材も整備されており、補助的に利用する。医療管理学について高度で広範囲な研究を行い、それを課題研究報告書として纏めるための研究指導を行う。
- 3) 学習成果の評価は、各授業科目のシラバスにおいて、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法を明確に示し、科目ごとの小テストあるいはレポートにより評価する。また、課題研究科目については課題研究報告書の内容につき最終試験を実施する。
- 4) 学位論文は、ディプロマ・ポリシーに基づき厳格な評価を行い、修士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

修士（医療政策学）

- 1) 医療政策の理解・実践・展開に必要な10系統の領域（医療提供政策、医療社会政策、医療保険政策、医療計画制度、医療と社会の安全管理、医療機関におけるリスク管理、医療機能評価、医療関連法規、病院情報とセキュリティー、医療思想と国際文化論、施設設備と衛生管理）に関し基礎から実務にわたる科目を設け講義・演習を行う。また、研究能力、論理的に分析・解決する能力、学問的成果を論理的にまとめる能力を養うため修士論文の作成を行う。
- 2) 教育形態は少人数クラスで専門家による双方向講義を中心とするが、演習も含んだ構成となっている。また、e-learning教材も整備されており、補助的に利用する。医療政策学について高度で広範囲な研究を行い、それを修士論文として纏めるための研究指導を行う。
- 3) 学習成果の評価は、各授業科目のシラバスにおいて、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法を明確に示し、出席点や科目ごとの小テストあるいはレポートにより評価する。また、修士論文の内容につき最終試験を実施する。
- 4) 学位論文は、ディプロマ・ポリシーに基づき厳格な評価を行い、修士論文の審査及び最終試験を適切に行う。

ディプロマ・ポリシー

本コースでは、次のような能力・資質を身につけていると認められた者で、かつ所定の単位を収め、本専攻が行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士（医療管理学）（医療政策学）の学位を授与する。

修士（医療管理学）

- 1) 医療の高度化と複雑化に対応するために必要な幅広い専門知識を修得し、質の高い医療サービスを提供するために必要な戦略的な管理運営を行う知識と技能を修得している。
- 2) 医療現場の問題点を分析し具体的な対策を組み立て改善することのできる能力と、今後の問題発生を予知しプロアクティブに対応する創造力を身に付けている。
- 3) 調査分析結果をバイアスなく提示できる論理的表現能力を有している。
- 4) 本コース終了後も、継続して知識を習得する能力および問題解決能力を備えている。
- 5) 組織における医療管理的リーダーとしての素養および組織の意思決定・業務遂行でのコミュニケーション能力を有している。
- 6) 国際協力を含めて、社会全般に対しての医療管理に関する情報提供、業務支援の能力を有している。

修士（医療政策学）

- 1) 医療環境の変化に伴う医療提供体制ならびに患者ニーズの高度化と複雑化に対応するために必要な幅広い専門知識を修得し、本格的な少子高齢社会を迎えているわが国の今後の医療政策の最適解を提示するために必要な知識と技能を修得している。
- 2) 現行の医療政策の問題点を分析し具体的な改善方策を提示する能力を具備している。
- 3) 医療政策を分析する上で論理的思考能力および表現能力を有している。
- 4) 本コース終了後も、継続して知識を習得する能力および問題解決能力を備えている。
- 5) 組織において適用される医療政策の分析および立案に関して指導的素養および組織のコミュニケーション・意思決定・事業遂行能力を有している。
- 6) 国際協力を含めて、社会全般に対しての医療政策に関する情報提供、業務支援の能力を有している。

2. 修了要件及び履修方法

1. 修了要件

・医療管理学コース

本コースに1年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、所定の試験に合格すること。

・医療政策学コース

本コースに2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、所定の試験に合格すること。

2. 履修方法

履修登録は、所定の期間内に登録の手続きを行わなければならない。履修登録の受付は教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループにて行う。

本コースにおいて修得すべき30単位の履修方法は、次のとおりとする。

1) 履修科目について

・医療管理学コース

① 医療管理学コースの必修科目18科目のうち13科目以上、その他の科目とあわせて合計22単位以上を履修し、課題研究8単位を履修する。

② 履修科目の変更は原則として認めない。

・医療政策学コース

① 医療政策学コースの必修科目15科目のうち11科目以上、その他の科目とあわせて合計22単位以上を履修し、課題研究8単位を履修する。

② 履修科目の変更は原則として認めない。

③ 履修科目を追加する場合は、各年度当初に履修登録を受け付ける。

2) 履修モデルについて

以下は、履修例を示している。各コースの履修方法を確認し規定の必修科目数を満たしたうえで、もれなく受講すること。また、**履修登録する科目の講義時間が重なっていないか、履修条件を満たしているかを必ず確認すること。**

履修モデル:

(履修登録例1:医療管理学コース所属の場合)

科目名	単位数	科目名	単位数
医療政策概論	1	医療とリーダーシップ	1
医療保険論	2	戦略と組織	1
先端医療技術・産学連携	1	財務・会計	1
医療機関リスク管理	1	医療の人間工学	1
医療のTQM	1	医療政策各論	2
医療機能評価	1	臨床研究・治験	1
医事紛争と法	1	医療制度と法	1
生命倫理と法	1	医療データ分析概論	1
診療情報管理学	1		
IT時代の医療診断システムとセキュリティ	1		
病院設計・病院設備	1		
衛生工学・汚染管理	1		
			計 22単位
課題研究			8単位
			合計単位数 30単位

医療管理学コースの必修科目18科目のうち13科目以上を履修すること

医療政策学コース
の必修科目15科目
のうち11科目以上
を履修すること

(履修登録例2: 医療政策学コース所属の場合)

科目名	単位数	科目名	単位数
医療政策概論	1	医療思想史	1
医療社会政策論	1	病院設計・病院設備	1
世界の医療制度	1	医療とリーダーシップ	1
医療保険論	2	戦略と組織	1
医療政策各論	2	医療産業論	2
医療機関リスク管理	1	世界の文化と医療	1
医療のTQM	1	世界の宗教と死生観	1
医療機能評価	1	医療とコミュニケーション	1
医療制度と法	1	医療データ分析概論	1
IT時代の医療診断システムとセキュリティー	1		
			計 22単位
課題研究			8単位
			合計単位数 30単位

3. 成績

1) 成績評価について

【2024年度以降入学者】

授業科目の成績は、以下の基準に従い、60～100を合格、59以下を不合格とする。

評価/評点	G P	評価基準
合格	90～100	3.5～4.5 当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
	80～89	2.5～3.4 当該科目の到達目標を全て達成した
	70～79	1.5～2.4 当該科目の到達目標を概ね達成した
	60～69	0.5～1.4 当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
不合格	0～59	0 当該科目の到達目標を達成していない

【2023年度以前入学者】

授業科目の成績は、以下の基準に従い、A+、A、B、Cを合格、D、Fを不合格とする。

評価	G P	評価基準
A+	4.0	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
A	3.5	当該科目の到達目標を全て達成した
B	3.0	当該科目の到達目標を概ね達成した
C	2.0	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
D	1.0	当該科目の到達目標を達成していない
F	0.0	到達目標の達成度を評価できない

2) GPAについて

GPAとは、履修した各科目の成績評価に対して、それぞれポイント(GP)を定め、成績の平均値を示す成績評価結果の表示方法のひとつである。

GPAは当該年度のものと同累積のものを算出するが、成績証明書には累積GPAを表示するものとする。

I. GPA 算出方法

$$\text{累積 GPA} = \frac{(\text{修得科目のGP}(\ast 1) \times \text{単位数})\text{の総和}}{(\text{履修登録単位数})\text{の総和}}$$

<2024年度以降入学者>

※1 GP = (科目の評価 - 55) × 0.1

ただし、科目の評価が59点以下の場合は、GP = 0.0 とする

※2 小数点第3位を四捨五入する

<2023年度までの在學生>

※1 GP = A+:4.0, A:3.5, B:3.0, C:2.0, D:1.0, F:0.0

※2 小数点第3位を四捨五入する

II. 履修取消について

履修取消とは、一旦履修登録した科目を大学の定める一定期間※に本人からの請求により、履修を取り消すことをいう。履修取消を行った科目に関しては、GPAには算入されず、成績証明書にも記載されない。

履修取消の手続きは、所定の様式（履修登録科目の取消願）により教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループに提出する。なお、期間内に履修取消の手

続きを行わない場合には、当該授業科目の成績を「不可」とする。

※ 履修取消の期間は、3日目の講義が開始されるまでとする。

4. 講義時間

MMAの講義は一部の講義を除き原則、18時以降の時間帯に行う。

講義時間については各科目の履修要項をよく確認すること。

時限	MMA 1 時限目	MMA 2 時限目
授業時間	18:00～19:30	19:40～21:10

※対面授業に出席する際には、講義室入口横に設置されている出席管理端末のタッチパネルに必ず学生証をかざすこと。

5. 人間医療科学技 コースについて

本コースでは、地球上の全ての人々の豊かな暮らしを実現するために、人の健康や医療に関する最先端の融合的な研究開発を推進します。人に関する科学、すなわち、理工学、医歯学、看護学、医療技術学、健康科学などの専門分野を機能的に融合し、世界中の人々が持続的に発展できる安心・安全な生活基盤の構築を志向した、未来に向けた新たな学問分野の創出とその分野を担うグローバル人材育成環境を創成します。

そのために、人や社会を深く理解するための基礎学力、科学技術系の高度かつ横断的な専門力を持ち、広い視野と深い思考能力、総合的な意思決定能力、確固たる倫理観と技術観、およびグローバルな視野や国際性を備え、独創的かつ挑戦的な最先端の研究・開発を推進でき、そして自らの専門分野の枠を超えて新たな分野を開拓できる創造力と指導力とを有し、世界で活躍できる人材を育成します。

6. その他

① 履修が必要な科目

人間医療科学技術修士論文研究計画論第一（1単位）、人間医療科学技術修士論文研究計画論第二（1単位）及び人間医療科学技術実践プロジェクト（2単位）の必修科目4単位並びに人間医療科学技術他分野専門基礎第一（1単位）、人間医療科学技術他分野専門基礎第二（1単位）、人間医療科学技術概論第一（1単位）、人間医療科学技術概論第二（1単位）、先端人間医療科学技術第一（1単位）、先端人間医療科学技術第二（1単位）及びデザイン創造基礎（2単位）から3単位以上選択して合計7単位以上を履修する必要がある。なお、本コースで修得した単位は大学院の修了要件の単位数に含まれる。

② コース修了証書の授与

上記のコース修了要件を満たし、かつ、大学院を修了した学生に対し、申請により、「人間医療科学技術コース修了証書」が発行される。

【感染予防に係る留意事項】

・手洗い、換気、マスクの効果的な場面での着用、咳エチケットなど、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

・下記出席停止基準に抵触する、または抵触しないものの体調がすぐれない場合は登校せず、すみやかに「学部生・大学院生向けの登校を控える症状・状況と報告と対応方法」に従って「登校を控える状況発生 Forms」から大学および指導教員に報告を行ってください。後日、欠席届を大学院教務第2グループへ提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症（インフルエンザなど）の診断を受けている場合は、「学校感染症 初回報告 Forms」の回答を行い、Formsに示された内容に沿ってください。

【出席停止の判断基準】

1. 体温 37.5℃以上があり、咽頭痛（違和感を含む）・咳のどちらかがある
2. 周囲に COVID-19 陽性者がいて、自身にも風邪症状（発熱・咽頭痛・咳・倦怠感・鼻汁・頭痛など）がある ※自身の発症2日前～発症までの間に、十分な感染対策がなく、コロナ陽性者と接触があった場合に限る
3. 症状があり、検査にて COVID-19 陽性が判明した
4. 無症状だが、定期検査などで検査受けたら COVID-19 陽性が判明した

※周囲に COVID-19 陽性がいるが、自身は無症状の場合

無症状の間は、通常登校可です。大学への報告は不要です。健康観察に留意し、症状が出た際は、登校を控えて、下記沿って報告してください。

「登校を控える状況発生報告Forms」：



「学校感染症 初回報告Forms」



対面講義の場合は主として以下の講義室で行われるので、講義室の場所を把握しておくこと。また、MMA院生共同研究室を利用することができる。なお、講義室等に個人の所有物などを放置しないように注意すること。

湯島地区	M&Dタワー1 3階	大学院講義室2
	M&Dタワー2階	共用講義室1
	M&Dタワー1 2階	MMA院生共同研究室

開講科目及び修得単位一覧

系名	科目名	科目コード	単位数	必修科目	
				医療管理	医療政策
1. 医療政策	1 医療政策概論	4105	1	○	○
	2 医療社会政策論	4012	1		○
	3 世界の医療制度	4013	1		○
	4 医療保険論	4014	2	○	○
	5 医療政策各論	4106	2		○
	6 医療産業論	4017	2		
	7 医療経済論	4018	2		
	8 先端医療技術・産学連携	4019	1	○	
	9 医工連携政策論	4107	1		
2. 医療の質確保とリスク管理	1 医療機関リスク管理	4022	1	○	○
	2 医療のTQM	4023	1	○	○
	3 医療機能評価	4024	1	○	○
	4 ポストコロナ社会における感染症対策（2025年度休講）	4025	1	○	○
3. 医療関連法規と医の倫理	1 医療制度と法	4031	1		○
	2 医事紛争と法	4032	1	○	
	3 生命倫理と法	4033	1	○	
4. 病院情報とセキュリティ	1 診療情報管理学	4042	1	○	
	2 IT時代の医療診断システムとセキュリティ	4043	1	○	○
5. 医療の国際文化論	1 医療思想史	4051	1		○
	2 世界の文化と医療	4052	1		
	3 世界の宗教と死生観	4053	1		
6. 施設整備と衛生管理	1 病院設計・病院設備	4061	1	○	○
	2 衛生工学・汚染管理	4062	1	○	
7. 経営戦略と組織管理	1 医療とリーダーシップ	4104	1	○	○
	2 戦略と組織	4071	1	○	○
	3 財務・会計	4072	1	○	
	4 医療の人間工学	4073	1	○	
	5 人的資源管理（2025年度休講）	4081	1	○	
8. 医療における情報発信	1 医療とコミュニケーション	4091	1		
	2 医歯学総合概論	3001	2		
9. 疫学・統計と医療データ分析	1 臨床研究・治験	4101	1		
	2 ビッグデータ解析学	3057	1		
	3 医療データ分析概論	4108	1		
10. 修士課程共通講義	1 医歯理工学先端研究特論	3003	1		
	2 環境社会医学	3017	1		
	3 医歯薬産業技術特論	3037	1		
	4 医療データ科学概論	3074	1		
	5 疫学基礎	3079	1		
	6 生物統計学基礎	3080	1		
	7 生物統計学応用I	3081	1		
	8 生物統計学応用II	3082	1		
	9 臨床試験方法論基礎	3083	1		
	10 臨床試験方法論応用	3084	1		
	11 口腔疫学基礎	3085	1		
	12 疫学応用	3086	1		
	13 人間医療科学技術修士論文研究計画論第一		1		
	14 人間医療科学技術修士論文研究計画論第二		1		
	15 人間医療科学技術実践プロジェクト		1		
合計			50単位	18科目	15科目

※必修科目数 課題研究を除く

「科目ナンバリング」について

1. 科目ナンバリングとは

科目ナンバリングは、授業科目に適切な番号を付けて分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系的性を明示する仕組みのことです。

本学大学院では、科目ナンバリングにより授業科目に付された特定の記号及び数字のことを「**科目ID**」と呼び、シラバスの各科目のページに掲載しています。

なお、同じく各科目のページに掲載されている「**科目コード**」は、主に履修登録の際などに使用されます。

2. 「科目ID」の構成

G H - a 3001 - L

① ② ③ ④ ⑤

各桁の意味

①授業開設部局名

部局名	コード
大学院	G

②専攻・コース名等

専攻・コース名等	コード
医歯理工保健学専攻	H
医歯理工保健学専攻医療管理政策学コース	A
医歯理工保健学専攻グローバルヘルスリーダー養成コース	P
医歯学専攻	M
生命理工医療科学専攻	B
東京科学大学・チリ大学国際連携医学系専攻	J
東京科学大学・チュロンコン大学国際連携歯学系専攻	I
東京科学大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻	S
看護先進科学専攻	N
共同災害看護学専攻	D
大学院共通科目	C

③レベル

レベル	コード
大学院共通科目 学部生先取履修対象科目	a
修士課程における発展的な内容の科目、または 修士論文の作成にあたり履修する論文(研究)指導等の科目	b
博士課程における発展的な内容の科目、または 博士論文の作成にあたり履修する論文(研究)指導等の科目	c
5年一貫制博士課程における発展的な内容の科目、または 博士論文の作成にあたり履修する論文(研究)指導等の科目	d
その他	e

④科目コード

各専攻で開講している授業科目の通し番号(4桁)

⑤授業形態

授業形態	コード
講義	L
演習	S
実習	E
論文指導・研究指導	T
その他	Z

2026年度 MMAコース授業科目時間割

☆・・・医療管理学コース必修科目（課題研究を除く17科目から13科目以上） ★・・・医療政策学コース必修科目（課題研究を除く14科目から11科目以上）

※**昼間に実施される講義については以下に記載していないため、講義時間詳細は各シラバスページを確認すること。**

※1時限は18:00~19:30、2時限は19:40~21:10

※講義の日時が重複している場合、どちらか一方の履修登録を行うこと。（重複することは出来ない。）

ライブ・・・Zoomによる「同時」かつ「双方向」の遠隔授業

対面・・・「同時」かつ「双方向」の面接授業

ハイフレックス・・・ライブと対面の同時並行実施

オンデマンド・・・Web classへ講義動画アップロード

月日	曜日	1 18:00-19:30	2 19:40-21:10	備考/行事/昼間講義
		◇がついている科目の講義は、18:30-21:30で行う		
3月31日	月			
4月1日	水			
4月2日	木			入学式@大岡山
4月3日	金			
4月4日	土			
4月5日	日			
4月6日	月			オリエンテーション（15:30以降）
4月7日	火			
4月8日	水	☆☆1.1 医療政策概論1	☆☆1.1 医療政策概論2	
4月9日	木	☆☆1.1 医療政策概論3	☆☆1.1 医療政策概論4	3001：医学学総合概論1～3
4月10日	金			3001：医学学総合概論4～6
4月11日	土			
4月12日	日			
4月13日	月	☆☆1.1 医療政策概論5	☆☆1.1 医療政策概論6	
4月14日	火	☆☆1.4 医療保険論◇1	☆☆1.4 医療保険論◇2	講義場所：一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
4月15日	水	☆☆1.1 医療政策概論7	☆☆1.1 医療政策概論8	
4月16日	木	★1.5 医療政策各論1	★1.5 医療政策各論2	
4月17日	金			3001：医学学総合概論7・8
4月18日	土			
4月19日	日			
4月20日	月	★1.5 医療政策各論3	★1.5 医療政策各論4	3001：医学学総合概論9・10
4月21日	火	☆☆1.4 医療保険論◇3 3080：生物統計学基礎1	☆☆1.4 医療保険論◇4	講義場所：一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講 3001：医学学総合概論11・12
4月22日	水	★1.5 医療政策各論5	★1.5 医療政策各論6	
4月23日	木	8.1 医療とコミュニケーション1	8.1 医療とコミュニケーション2	
4月24日	金			3001：医学学総合概論13～15
4月25日	土			
4月26日	日			
4月27日	月			
4月28日	火	☆☆1.4 医療保険論◇5	☆☆1.4 医療保険論◇6	講義場所：一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
4月29日	水			
4月30日	木			
5月1日	金			
5月2日	土			
5月3日	日			

2026年度 MMAコース授業科目時間割

★・・・医療管理学コース必修科目（課題研究を除く17科目から13科目以上） ★・・・医療政策学コース必修科目（課題研究を除く14科目から11科目以上）

※**昼間に実施される講義については以下に記載していないため、講義時間詳細は各シラバスページを確認すること。**

※1時限は18:00~19:30、2時限は19:40~21:10

※講義の日時が重複している場合、どちらか一方の履修登録を行うこと。（重複することは出来ない。）

ライブ・・・Zoomによる「同時」かつ「双方向」の遠隔授業

対面・・・「同時」かつ「双方向」の面接授業

ハイフレックス・・・ライブと対面の同時並行実施

オンデマンド・・・Web classへ講義動画アップロード

月日	曜日	1 18:00-19:30	2 19:40-21:10	備考/行事/昼間講義
5月4日	月			
5月5日	火	☆☆1.4 医療保険論◇7	☆☆1.4 医療保険論◇8	※録画あり
5月6日	水			
5月7日	木	3079:疫学基礎1		
5月8日	金	8.1 医療とコミュニケーション3	8.1 医療とコミュニケーション4	
5月9日	土			
5月10日	日			
5月11日	月	☆☆2.1 医療機関リスク管理1	☆☆2.1 医療機関リスク管理2	3057:ビッグデータ解析学1・2・3
5月12日	火	☆☆1.4 医療保険論◇9	☆☆1.4 医療保険論◇10	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講 3017:環境社会医学学1・2
5月13日	水	3080:生物統計学基礎2		
		☆☆2.1 医療機関リスク管理3	☆☆2.1 医療機関リスク管理4	
5月14日	木	3079:疫学基礎2		
		☆☆2.1 医療機関リスク管理5	☆☆2.1 医療機関リスク管理6	3017:環境社会医学学3・4
5月15日	金	☆☆2.1 医療機関リスク管理7	☆☆2.1 医療機関リスク管理8	
5月16日	土			
5月17日	日			
5月18日	月	8.1 医療とコミュニケーション5	8.1 医療とコミュニケーション6	3057:ビッグデータ解析学4・5 3074:医療データ科学概論1
5月19日	火	☆☆1.4 医療保険論◇11	☆☆1.4 医療保険論◇12	3057:ビッグデータ解析学6 講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
5月20日	水	3080:生物統計学基礎3		
5月21日	木	★1.5 医療政策各論7 3079:疫学基礎3	★1.5 医療政策各論8	
5月22日	金			3017:環境社会医学学6 3074:医療データ科学概論2
5月23日	土			
5月24日	日			
5月25日	月	★1.5 医療政策各論9	★1.5 医療政策各論10	3057:ビッグデータ解析学7 3074:医療データ科学概論3
5月26日	火	☆☆1.4 医療保険論◇13	☆☆1.4 医療保険論◇14	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
5月27日	水	★1.5 医療政策各論11 3080:生物統計学基礎4	★1.5 医療政策各論12	3017:環境社会医学学7・8
5月28日	木	3079:疫学基礎4		
5月29日	金			3074:医療データ科学概論4
5月30日	土			
5月31日	日			

2026年度 MMAコース授業科目時間割

★・・・医療管理学コース必修科目（課題研究を除く17科目から13科目以上） ★・・・医療政策学コース必修科目（課題研究を除く14科目から11科目以上）

※**昼間に実施される講義については以下に記載していないため、講義時間詳細は各シラバスページを確認すること。**

※1時限は18:00~19:30、2時限は19:40~21:10

※講義の日時が重複している場合、どちらか一方の履修登録を行うこと。（重複することは出来ない。）

ライブ・・・Zoomによる「同時」かつ「双方向」の遠隔授業

対面・・・「同時」かつ「双方向」の面接授業

ハイフレックス・・・ライブと対面の同時並行実施

オンデマンド・・・Web classへ講義動画アップロード

月日	曜日	1 18:00-19:30	2 19:40-21:10	備考/行事/昼間講義
6月1日	月	★1.5 医療政策各論1 3	★1.5 医療政策各論1 4	3057:ビッグデータ解析学8 3074:医療データ科学概論5
6月2日	火			
6月3日	水	★1.5 医療政策各論1 5 3080:生物統計学基礎5	★1.5 医療政策各論1 6	
6月4日	木	★1.5 医療政策各論1 7 3079:疫学基礎5	★1.5 医療政策各論1 8	
6月5日	金	1.6 医療産業論◇1	1.6 医療産業論◇2	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
6月6日	土			
6月7日	日			
6月8日	月	☆☆2.3 医療機能評価1	☆☆2.3 医療機能評価2	3074:医療データ科学概論7
6月9日	火	☆☆2.3 医療機能評価3	☆☆2.3 医療機能評価4	
6月10日	水	3080:生物統計学基礎6 ☆☆2.3 医療機能評価5	☆☆2.3 医療機能評価6	
6月11日	木	3079:疫学基礎6 ☆☆2.3 医療機能評価7	☆☆2.3 医療機能評価8	
6月12日	金	1.6 医療産業論◇3	1.6 医療産業論◇4	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
6月13日	土			
6月14日	日			
6月15日	月	★3.1 医療制度と法1	★3.1 医療制度と法2	
6月16日	火	★3.1 医療制度と法3	★3.1 医療制度と法4	
6月17日	水	3080:生物統計学基礎7 ★3.1 医療制度と法5	★3.1 医療制度と法6	
6月18日	木	3079:疫学基礎7 ★3.1 医療制度と法7	★3.1 医療制度と法8	
6月19日	金	1.6 医療産業論◇5	1.6 医療産業論◇6	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
6月20日	土			
6月21日	日			
6月22日	月	☆☆4.2 I T時代の医療診断システムとセキュリティー1	☆☆4.2 I T時代の医療診断システムとセキュリティー2	
6月23日	火	☆☆4.2 I T時代の医療診断システムとセキュリティー3	☆☆4.2 I T時代の医療診断システムとセキュリティー4	
6月24日	水	3080:生物統計学基礎8 ☆☆4.2 I T時代の医療診断システムとセキュリティー5	☆☆4.2 I T時代の医療診断システムとセキュリティー6	
6月25日	木	3079:疫学基礎8 ☆☆4.2 I T時代の医療診断システムとセキュリティー7	☆☆4.2 I T時代の医療診断システムとセキュリティー8	
6月26日	金	3083:臨床試験方法論基礎1 1.6 医療産業論◇7	1.6 医療産業論◇8	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
6月27日	土			

2026年度 MMAコース授業科目時間割

★・・・医療管理学コース必修科目（課題研究を除く17科目から13科目以上） ★・・・医療政策学コース必修科目（課題研究を除く14科目から11科目以上）

※**昼間に実施される講義については以下に記載していないため、講義時間詳細は各シラバスページを確認すること。**

※1時限は18:00~19:30、2時限は19:40~21:10

※講義の日時が重複している場合、どちらか一方の履修登録を行うこと。（重複することは出来ない。）

ライブ・・・Zoomによる「同時」かつ「双方向」の遠隔授業

対面・・・「同時」かつ「双方向」の面接授業

ハイフレックス・・・ライブと対面の同時並行実施

オンデマンド・・・Web classへ講義動画アップロード

月日	曜日	1 18:00-19:30	2 19:40-21:10	備考/行事/昼間講義
6月28日	日			
6月29日	月	★3.3 生命倫理と法1	★3.3 生命倫理と法2	
6月30日	火	3085：口腔疫学基礎1		
		★3.3 生命倫理と法3	★3.3 生命倫理と法4	
7月1日	水	3083：臨床試験方法論基礎2		
		★3.3 生命倫理と法5	★3.3 生命倫理と法6	
7月2日	木	3085：口腔疫学基礎2		
		★3.3 生命倫理と法7	★3.3 生命倫理と法8	
7月3日	金	3083：臨床試験方法論基礎3		
		1.6 医療産業論◇9	1.6 医療産業論◇10	講義場所：一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
7月4日	土			
7月5日	日			
7月6日	月	★4.1 診療情報管理学1	★4.1 診療情報管理学2	
7月7日	火	3085：口腔疫学基礎3		
		★4.1 診療情報管理学3	★4.1 診療情報管理学4	
7月8日	水	3083：臨床試験方法論基礎4		
		★4.1 診療情報管理学5	★4.1 診療情報管理学6	
7月9日	木	3085：口腔疫学基礎4		
		★4.1 診療情報管理学7	★4.1 診療情報管理学8	
7月10日	金	3083：臨床試験方法論基礎5		
		1.6 医療産業論◇11	1.6 医療産業論◇12	講義場所：一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
7月11日	土			
7月12日	日			
7月13日	月	★1.5 医療政策各論19	★1.5 医療政策各論20	
7月14日	火	8.1 医療とコミュニケーション7	8.1 医療とコミュニケーション8	
7月15日	水	★1.5 医療政策各論21	★1.5 医療政策各論22	
7月16日	木	★1.5 医療政策各論23	★1.5 医療政策各論24	
7月17日	金	1.6 医療産業論◇13	1.6 医療産業論◇14	講義場所：一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
7月18日	土			
7月19日	日			
7月20日	月			
7月21日	火	★5.1 医療思想史1	★5.1 医療思想史2	
7月22日	水	3083：臨床試験方法論基礎6		
		★5.1 医療思想史3	★5.1 医療思想史4	
7月23日	木	3085：口腔疫学基礎5		
		★5.1 医療思想史5	★5.1 医療思想史6	

2026年度 MMAコース授業科目時間割

★・・・医療管理学コース必修科目（課題研究を除く17科目から13科目以上） ★・・・医療政策学コース必修科目（課題研究を除く14科目から11科目以上）

※**昼間に実施される講義については以下に記載していないため、講義時間詳細は各シラバスページを確認すること。**

※1時限は18:00~19:30、2時限は19:40~21:10

※講義の日時が重複している場合、どちらか一方の履修登録を行うこと。（重複することは出来ない。）

ライブ・・・Zoomによる「同時」かつ「双方向」の遠隔授業

対面・・・「同時」かつ「双方向」の面接授業

ハイフレックス・・・ライブと対面の同時並行実施

オンデマンド・・・Web classへ講義動画アップロード

月日	曜日	1 18:00-19:30	2 19:40-21:10	備考/行事/昼間講義
7月24日	金	3083：臨床試験方法論基礎7 ★5.1 医療思想史7	★5.1 医療思想史8	
7月25日	土			
7月26日	日			
7月27日	月	★1.3 世界の医療制度1	★1.3 世界の医療制度2	
7月28日	火	3085：口腔疫学基礎6 ★1.3 世界の医療制度3	★1.3 世界の医療制度4	
7月29日	水	3083：臨床試験方法論基礎8 ★1.3 世界の医療制度5	★1.3 世界の医療制度6	
7月30日	木	3085：口腔疫学基礎7		
7月31日	金			
8月1日	土			
8月2日	日			
8月3日	月	★3.2 医事紛争と法1	★3.2 医事紛争と法2	
8月4日	火	3085：口腔疫学基礎8 ★3.2 医事紛争と法3	★3.2 医事紛争と法4	
8月5日	水	★3.2 医事紛争と法5	★3.2 医事紛争と法6	
8月6日	木	★3.2 医事紛争と法7	★3.2 医事紛争と法8	
8月7日	金			
8月8日	土			
8月9日	日			
8月10日	月			
8月11日	火			
8月12日	水			
8月13日	木			
8月14日	金			
8月15日	土			
8月16日	日			
8月17日	月			
8月18日	火			
8月19日	水			
8月20日	木			
8月21日	金	★1.3 世界の医療制度7	★1.3 世界の医療制度8	
8月22日	土			
8月23日	日			
8月24日	月	5.3 世界の宗教と死生観1	5.3 世界の宗教と死生観2	

2026年度 MMAコース授業科目時間割

☆・・・医療管理学コース必修科目（課題研究を除く17科目から13科目以上） ★・・・医療政策学コース必修科目（課題研究を除く14科目から11科目以上）

※**昼間に実施される講義については以下に記載していないため、講義時間詳細は各シラバスページを確認すること。**

※1時限は18:00~19:30、2時限は19:40~21:10

※講義の日時が重複している場合、どちらか一方の履修登録を行うこと。（重複することは出来ない。）

ライブ・・・Zoomによる「同時」かつ「双方向」の遠隔授業

対面・・・「同時」かつ「双方向」の面接授業

ハイフレックス・・・ライブと対面の同時並行実施

オンデマンド・・・Web classへ講義動画アップロード

月日	曜日	1 18:00-19:30	2 19:40-21:10	備考/行事/昼間講義
8月25日	火	☆★5.3 世界の宗教と死生観3	☆★5.3 世界の宗教と死生観4	
8月26日	水	☆★5.3 世界の宗教と死生観5	☆★5.3 世界の宗教と死生観6	
8月27日	木	☆★5.3 世界の宗教と死生観7	☆★5.3 世界の宗教と死生観8	
8月28日	金			
8月29日	土			
8月30日	日			
8月31日	月	☆★6.1 病院設計・病院設備1	☆★6.1 病院設計・病院設備2	
9月1日	火	☆★6.1 病院設計・病院設備3	☆★6.1 病院設計・病院設備4	
9月2日	水	☆★6.1 病院設計・病院設備5	☆★6.1 病院設計・病院設備6	
9月3日	木	☆★6.1 病院設計・病院設備7	☆★6.1 病院設計・病院設備8	
9月4日	金			
9月5日	土			
9月6日	日			
9月7日	月	☆★2.2 医療のTQM1	☆★2.2 医療のTQM2	
9月8日	火	☆★2.2 医療のTQM3	☆★2.2 医療のTQM4	
9月9日	水	☆★2.2 医療のTQM5	☆★2.2 医療のTQM6	
9月10日	木	☆★2.2 医療のTQM7	☆★2.2 医療のTQM8	
9月11日	金			
9月12日	土			
9月13日	日			
9月14日	月	☆6.2 衛生工学・汚染管理1	☆6.2 衛生工学・汚染管理2	
9月15日	火	☆6.2 衛生工学・汚染管理3	☆6.2 衛生工学・汚染管理4	
		3082:生物統計学応用II 1		
9月16日	水	☆6.2 衛生工学・汚染管理5	☆6.2 衛生工学・汚染管理6	
		3081:生物統計学応用I 1		
9月17日	木	☆6.2 衛生工学・汚染管理7	☆6.2 衛生工学・汚染管理8	
9月18日	金	3086:疫学応用1		
9月19日	土			
9月20日	日			
9月21日	月			
9月22日	火			
9月23日	水			
9月24日	木	3081:生物統計学応用2		
9月25日	金	1.7 医療経済論◇1	1.7 医療経済論◇2	講義場所：一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
		3086:疫学応用2		
9月26日	土			

2026年度 MMAコース授業科目時間割

★・・・医療管理学コース必修科目（課題研究を除く17科目から13科目以上） ★・・・医療政策学コース必修科目（課題研究を除く14科目から11科目以上）

※**昼間に実施される講義については以下に記載していないため、講義時間詳細は各シラバスページを確認すること。**

※1時限は18:00~19:30、2時限は19:40~21:10

※講義の日時が重複している場合、どちらか一方の履修登録を行うこと。（重複することは出来ない。）

ライブ・・・Zoomによる「同時」かつ「双方向」の遠隔授業

対面・・・「同時」かつ「双方向」の面接授業

ハイフレックス・・・ライブと対面の同時並行実施

オンデマンド・・・Web classへ講義動画アップロード

月日	曜日	1 18:00-19:30	2 19:40-21:10	備考/行事/昼間講義
9月27日	日			
9月28日	月			
9月29日	火			
9月30日	水	3082:生物統計学応用II 2		3037: 医歯薬産業技術特論1
10月1日	木	3081:生物統計学応用 3		
10月2日	金	3084:臨床試験方法論応用1		
		1.7 医療経済論◇3	1.7 医療経済論◇4	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
		3086:疫学応用3		
10月3日	土			
10月4日	日			
10月5日	月	☆7.3 財務・会計1	☆7.3 財務・会計2	
10月6日	火	☆7.3 財務・会計3	☆7.3 財務・会計4	
10月7日	水	3082:生物統計学応用II 3		
		☆7.3 財務・会計5	☆7.3 財務・会計6	3037: 医歯薬産業技術特論2
10月8日	木	3081:生物統計学応用I 4		
		☆7.3 財務・会計7	☆7.3 財務・会計8	
10月9日	金	3084:臨床試験方法論応用2		
		1.7 医療経済論◇5	1.7 医療経済論◇6	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
		3086:疫学応用4		
10月10日	土			
10月11日	日			
10月12日	月			
10月13日	火	3082:生物統計学応用II 4		
10月14日	水	3081:生物統計学応用 5		3037: 医歯薬産業技術特論3
10月15日	木	3084:臨床試験方法論応用3		
10月16日	金	3086:疫学応用5		
10月17日	土			
10月18日	日			
10月19日	月	☆1.8 先端医療技術・産学連携1	☆1.8 先端医療技術・産学連携2	
10月20日	火	☆1.8 先端医療技術・産学連携3	☆1.8 先端医療技術・産学連携4	
		3082:生物統計学応用II 5		
10月21日	水	☆1.8 先端医療技術・産学連携5	☆1.8 先端医療技術・産学連携6	
		3081:生物統計学応用I 6		3037: 医歯薬産業技術特論4
10月22日	木	☆1.8 先端医療技術・産学連携7	☆1.8 先端医療技術・産学連携8	
		3084:臨床試験方法論応用4		

2026年度 MMAコース授業科目時間割

☆☆☆医療管理学コース必修科目（課題研究を除く17科目から13科目以上） ★☆☆医療政策学コース必修科目（課題研究を除く14科目から11科目以上）

※**昼間に実施される講義については以下に記載していないため、講義時間詳細は各シラバスページを確認すること。**

※1時限は18:00~19:30、2時限は19:40~21:10

※講義の日時が重複している場合、どちらか一方の履修登録を行うこと。（重複することは出来ない。）

ライブ・・・Zoomによる「同時」かつ「双方向」の遠隔授業

対面・・・「同時」かつ「双方向」の面接授業

ハイフレックス・・・ライブと対面の同時並行実施

オンデマンド・・・Web classへ講義動画アップロード

月日	曜日	1 18:00-19:30	2 19:40-21:10	備考/行事/昼間講義
10月23日	金	1.7 医療経済論◇7 3086:疫学応用6	1.7 医療経済論◇8	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
10月24日	土			
10月25日	日			
10月26日	月	9.1 臨床研究・治験1	9.1 臨床研究・治験2	
10月27日	火	9.1 臨床研究・治験3 ☆1.8 先端医療技術・産学連携3	9.1 臨床研究・治験4 ☆1.8 先端医療技術・産学連携4	
10月28日	水	9.1 臨床研究・治験5	9.1 臨床研究・治験6	3037: 医歯薬産業技術特論5
10月29日	木	9.1 臨床研究・治験7	9.1 臨床研究・治験8	
10月30日	金	3084:臨床試験方法論応用5 1.7 医療経済論◇9	1.7 医療経済論◇10	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
10月31日	土			
11月1日	日			
11月2日	月	3082:生物統計学応用II 6 1.9 医工連携政策論1	1.9 医工連携政策論2	
11月3日	火			
11月4日	水	3081:生物統計学応用 7		3037: 医歯薬産業技術特論6
11月5日	木	3084:臨床試験方法論応用6		
11月6日	金	1.7 医療経済論◇11 3086:疫学応用7	1.7 医療経済論◇12	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
11月7日	土			
11月8日	日			
11月9日	月	★1.2 医療社会政策論1	★1.2 医療社会政策論2	
11月10日	火	★1.2 医療社会政策論3	★1.2 医療社会政策論4	
11月11日	水	3082:生物統計学応用II 7 ★1.2 医療社会政策論5	★1.2 医療社会政策論6	3037: 医歯薬産業技術特論7
11月12日	木	3081:生物統計学応用 8 ★1.2 医療社会政策論7	★1.2 医療社会政策論8	
11月13日	金	1.7 医療経済論◇13	1.7 医療経済論◇14	講義場所:一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
11月14日	土			
11月15日	日			
11月16日	月	☆☆7.1医療とリーダーシップ1	☆☆7.1医療とリーダーシップ2	
11月17日	火	☆☆7.1医療とリーダーシップ3	☆☆7.1医療とリーダーシップ4	
11月18日	水	3082:生物統計学応用II 8 ☆☆7.1医療とリーダーシップ5	☆☆7.1医療とリーダーシップ6	3037: 医歯薬産業技術特論8
11月19日	木	☆☆7.1医療とリーダーシップ7	☆☆7.1医療とリーダーシップ8	

2026年度 MMAコース授業科目時間割

☆・・・医療管理学コース必修科目（課題研究を除く17科目から13科目以上） ★・・・医療政策学コース必修科目（課題研究を除く14科目から11科目以上）

※昼間に実施される講義については以下に記載していないため、講義時間詳細は各シラバスページを確認すること。

※1時限は18:00~19:30、2時限は19:40~21:10

※講義の日時が重複している場合、どちらか一方の履修登録を行うこと。（重複することは出来ない。）

ライブ・・・Zoomによる「同時」かつ「双方向」の遠隔授業

対面・・・「同時」かつ「双方向」の面接授業

ハイフレックス・・・ライブと対面の同時並行実施

オンデマンド・・・Web classへ講義動画アップロード

月日	曜日	1 18:00-19:30	2 19:40-21:10	備考/行事/昼間講義
11月20日	金	3084：臨床試験方法論応用7		
		3086：疫学応用8		
11月21日	土			
11月22日	日			
11月23日	月			
11月24日	火	9.3 医療データ分析概論1	9.3 医療データ分析概論2	
11月25日	水	9.3 医療データ分析概論3	9.3 医療データ分析概論4	
11月26日	木	9.3 医療データ分析概論5	9.3 医療データ分析概論6	
11月27日	金	3084：臨床試験方法論応用8		
		9.3 医療データ分析概論7	9.3 医療データ分析概論8	
11月28日	土			
11月29日	日			
11月30日	月	5.2 世界の文化と医療1	5.2 世界の文化と医療2	
12月1日	火	5.2 世界の文化と医療3	5.2 世界の文化と医療4	
12月2日	水	5.2 世界の文化と医療5	5.2 世界の文化と医療6	
12月3日	木	5.2 世界の文化と医療7	5.2 世界の文化と医療8	
12月4日	金	1.7 医療経済論◇15	1.7 医療経済論◇16	講義場所：一橋大学千代田キャンパス MMAコース履修生は原則対面受講
12月5日	土			
12月6日	日			
12月7日	月	1.9 医工連携政策論3	1.9 医工連携政策論4	
12月8日	火	1.9 医工連携政策論5	1.9 医工連携政策論6	
12月9日	水	1.9 医工連携政策論7	1.9 医工連携政策論8	
12月10日	木			
12月11日	金			
12月12日	土			

2026年度授業科目一覧

1. 医療政策						必修科目			
科目	1. 医療政策概論			科目コード	4105				
科目責任者	岡田 就将 (東京科学大)			単位	1	担当大学	A		
<p>わが国の医療は、国民皆保険など諸制度の下で提供されている。同時に、通知なども含めれば、これらの制度は医療技術の進歩や社会情勢の変化に合わせ、絶え間なく見直しが行なわれている。常に見直しが行なわれていること自体が医療政策の特徴と言える。医療政策は医学、法学、行政学、財政学などがオーバーラップする領域に位置し、各国においても社会文化政治を背景に多岐に富んだ制度の下運営されている。このことは、医療政策に正解はないことを示している。医療政策を正しく理解し、その提案者となるためには、政策の企画立案及びその見直しの過程をつぶさに観察するという地道なところから始めなければならない。本科目では、この先への足場として政策づくりの現場の雰囲気を知ること重点を置く。このため、医療政策の基本骨格を理解した上で、政策企画立案の第一線で活躍している講師陣からの講話を交え、政策づくりの実際の具体的なプロセスを理解する。</p>								○	○
科目	2. 医療社会政策論			科目コード	4012				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)			単位	1	担当大学	C		
担当教員	白瀬 由美香 (一橋大)			単位	1	担当大学	C		
<p>医療や介護の実践現場にかかわる行政・企業・施設などは、数年を単位として繰り返される制度変更により振り回されがちであり、長期的な視点を持つことは非常に難しいかもしれない。だが、私たちが暮らす社会には、30年～50年、場合によっては100年という長期の時間をかけて変化していく部分があり、それが社会システムを規定する基盤となっている。本講義では、長期的かつ大きな視点から社会構造を踏まえてケア(医療・介護等)およびケア政策を捉える観点を養うことを目的として、講義・受講生による発表・ディスカッションをおこなう。</p>								○	○
科目	3. 世界の医療制度			科目コード	4013				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)			単位	1	担当大学	A		
<p>本邦の医療制度を把握したうえで世界各国の医療制度を理解することは、多角的な視野で医療を捉えることにつながり医療管理・政策に有益である。国や地域のHealth Systemは、資源、組織、財政的基盤、マネジメント、サービス提供の各要素により特徴づけられる。英国などは税方式で医療制度を運用し、ドイツ、フランス等は公的社会保障により医療サービスを国民に提供している。また、米国は民間保険が主体であり、シンガポールのように貯蓄システムを採用している国もある。先進国、開発途上国を問わず医療制度はその国の政治、経済、文化、人口構成などの影響を受け、それぞれの国で独自の制度が発展しており、どの制度にも長所、短所がある。講義では、わが国の医療制度の特徴を十分に理解した上で、各国の制度の特徴や問題点や課題について対処すべき政策等を考える。</p>								○	○
科目	4. 医療保険論			科目コード	4014				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)			単位	2	担当大学	C		
担当教員	佐藤 主光 (一橋大)			単位	2	担当大学	C		
<p>高齢化の進展とともに我が国の医療費・介護費用は増加の一途を辿っている。これらの費用の多くは公的な医療保険、介護保険によって賄われているが、今後、こうした公的保険制度が破綻することなく国民に保険サービスを提供し続けられるのかどうかについては不安視する向きもある。人間は一人一人が生きていくなかで様々なリスクに直面する。例えば、車を運転して事故を引き起こすリスクであるが、これには自動車保険があり民間で供給されている。一方、病気になるリスクや長生きして貯蓄が底をついてしまうリスクに対しては民間の保険もあるが、社会保障が重要な役割を担っており、人々は給与の割以上も公的保険に支払っている。この講義では医療、介護保険に焦点を絞って少子高齢化社会を迎えるわが国の社会保障における保険の役割と課題について考える。</p>								○	○
科目	5. 医療政策各論			科目コード	4106				
科目責任者	岡田 就将 (東京科学大)			単位	3	担当大学	A		
<p>医療法に基づき、都道府県は医療計画を定めることとされている。本計画では、基準病床の設定などのほか、域内において政策医療をどのように提供するかも定めなくてはならない。2024年度からの第8次医療計画においては、今般のコロナ感染症の流行を踏まえ「新興感染症等の感染拡大時における医療」も加えた5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)、6事業(救急、災害、へき地、周産期、小児、新興感染症等)及び在宅医療がその対象となる。他方、医療提供体制の政策枠組みとして、医療計画と別に、個々の疾患特性等に着眼した政策枠組み(主に厚労省健康局等で主導)も存在しており、医療提供体制を理解するためには両者の理解が不可欠である。特に、後者は病院や医療従事者の配置のみならず、研究開発や従事者研修、各種補助事業などニューズベースでの政策が展開されており、我が国の医療政策の特徴ともいえる。本科目では、地域医療構想や医師確保計画、外来医療計画などを含めた医療計画制度を概観するとともに、救急・災害医療、周産期・小児・感染症、がん等の疾病対策、精神保健福祉など各事項の政策枠組みおよびそのトピックスについて深掘りして学ぶ。さらには医療計画策定における当道府県行政の具体的対応や医療制度と関連の深い介護保険制度についても学ぶ。これらの講義は、各分野の第一線で活躍している行政官、識者の講話を交えて展開する。</p>								○	○
科目	6. 医療産業論			科目コード	4017				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)			単位	2	担当大学	C		
担当教員	佐藤 主光 (一橋大)			単位	2	担当大学	C		
<p>本講義では医療産業の全体像や着目すべき最新動向などを様々な事例を通じて講義する。日本の病院経営の現状と課題、先進的な病院経営事例を取り上げる他、情報技術を活用したヘルスケア関連ビジネスが病院や消費者に与えるインパクトについて考察する。AI・IoTなど様々なデジタル技術が普及してきている中で、グローバルな展開も含めて日本の医療産業がどのように成長していくべきかを考える。医療の産業的発展には医療関連のデータベースの整備が欠かせない。日本及び諸外国(OECDやWHO加盟国)の医療費・介護費・ヘルスケア関連費についても講義する。 医療データの活用により、どのような研究やビジネスの補助資料が作成できるか、今後の産業の発展に必要な示唆を受講者自らが考察できるようにすることを目標とする。</p>								○	○
科目	7. 医療経済論			科目コード	4018				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)			単位	2	担当大学	C		
担当教員	井伊 雅子 (一橋大)			単位	2	担当大学	C		
<p>本講義では医療経済学の基本的な考え方を学ぶ。医療経済学の特徴及び一般経済学との相違点に言及しつつ、医療に係る様々な課題を経済学等の視点から概観する。具体的には医療職不足問題などを理論と実証の両面から取り上げる他、欧米・アジアの医療制度など国際的な観点から日本の医療の問題・課題について考える。合わせて医療従事者の立場から、医療と経済についても講義する。特に高齢社会、超高齢社会における現在の医療システム・医療教育の在り方について考える。</p>								○	○
科目	8. 先端医療技術・産学連携			科目コード	4019				
科目責任者	小池 竜司 (東京科学大)			単位	1	担当大学	A		
<p>医学の発展には医療技術の開発が不可欠であり、基礎的な研究を技術化して実用可能とするためには、産学連携が重要な役割を果たしている。本講義では、まず様々な立場を意識した産学連携の現状と課題について提示し、医療技術開発の基本的なプロセスや手法を理解する。さらに、先端的な医療技術開発の動向、知的財産の取扱いについて解説し、医療技術実用化のプロセスを体系化した科学であるレギュラトリーサイエンスとして理解を深めるとともに、その意義と方向性について考える。</p>								○	○
科目	9. 医工連携政策論			科目コード	4107				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)			単位	1	担当大学	A		
<p>ロボット手術、リモート診療・遠隔医療、再生医療、AIをはじめとして、様々な新たなテクノロジーが医療に導入され、患者さんのアウトカム・QOLの向上が図られている。こういった画期的な技術・医療機器の開発には医療と工学の連携が非常に重要である。医工連携の実現・推進を可能とする政策・制度整備の重要性が認識されている。本科目では、医工連携の課題を把握し、関連トピックも含めて、医工連携推進のために必要不可欠な政策等の理解を深め、医工連携の事例を学ぶこと等を通じて、様々な側面から医工連携について考察する。</p>								○	○

2. 医療の質確保とリスク管理						必修科目		
						医療管理	医療政策	
科目	1. 医療機関リスク管理	科目コード	4022					
科目責任者	工藤 篤 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A			
医療機関における医療事故と感染症対策について講述する。医療事故の分析評価手法であるインシデントレポート、RCA、FMEAなどの有効性と限界、企業のリスク専門家からみた医療安全管理上の問題点と方策、医薬品の適正使用、感染危機管理のフレームワーク、感染対策委員会・インフェクションコントロールチームの組織と機能、感染症アウトブレイクに対する危機管理の実例とシミュレーションなどについて、講義・演習を行う。						○	○	
科目	2. 医療のTQM	科目コード	4023					
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A			
現代の医療に求められている質保障の範囲とレベルおよびその方法論について講述する。まず、質保障の概念、歴史、実践について製造業で培われた基本について検討する。つぎに、医療の質の3要素である医療技術水準、安全管理、患者経験について分析し、改善策を講じることを目的とする。品質管理方法としてのTQMの医療機関での導入方法について概説し、その重要なツールであるクリニカルパスの導入についても検討する。最終日には、医療機関を想定しcase studyを実施する。						○	○	
科目	3. 医療機能評価	科目コード	4024					
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A			
戦後、我が国の医療提供体制は量的な整備を中心に進められてきた。しかし近年、医療安全や医療の質、そして患者対応等のいわば質的な保証を望む声が強くなってきた。それに伴ってこれらの事項を測る適切な指標の確立についても研究等が精力的に進められている。講義では医療機能評価の前提となる医療の量的・質的要素の考え方、経済的・財政的・診療報酬の観点からの評価、評価指標および評価方法等の諸問題、ならびに医療従事者および患者双方の立場から医療機能を向上させる方策についても考えていく。						○	○	
3. 医療関連法規と医の倫理						必修科目		
						医療管理	医療政策	
科目	1. 医療制度と法	科目コード	4031					
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)							
担当教員	清水 真 (明治大学)	単位	1	担当大学	C		○	
憲法を頂点とするわが国の法体系等の基本論点を解説したのちに、医療スタッフに関する法制度(医師や看護師等の身分や業務に関する法規)、病院や医薬品・医療機器に関する法制度(医療法、薬機法等)の他、感染症医療等の現代的諸問題を法律学の視点から概観する。また、医療と刑事法の関わりについても集中的に取り上げる。日々日常の医療現場を支える法制度に関する理解を深めながら、法と医療の関わり方、法のあり方について考える。								
科目	2. 医事紛争と法	科目コード	4032					
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)							
担当教員	小峯 庸平 (一橋大)	単位	1	担当大学	C		○	
実際の医療過誤事例をケーススタディとして医事紛争の実際と法的理解を扱う。すなわち、患者と病院・医師・看護師等の法的関係、民事責任、刑事責任などの法的責任、診療契約(医療契約)と契約責任; 医師の説明義務・告知義務など医師と医療機関の義務、患者の同意・自己決定権などの権利義務; 医事紛争の実情と原因、医療過誤の種類、医療過誤訴訟の現状と流れ; 医療水準論、延命利益、医師の裁量その他の論点、医療過誤訴訟の問題点; リスクマネジメントと事故防止、実際に事故が起こった時の対応; 損害賠償の実例、医師賠償責任保険の実情である。								
科目	3. 生命倫理と法	科目コード	4033					
科目責任者	岡田 就将 (東京科学大) 佐藤 主光 (一橋大学)							
担当教員	一家 綱邦 (国立研究開発法人 国立がん研究センター研究支援センター/生命倫理部 部長)	単位	1	担当大学	C		○	
人の生命の始期・終期に関する諸問題、医学・生命科学の発達により惹起される法的・倫理的・社会的諸問題を、法律学の見地から検討する。以下のようなテーマを扱う予定である。①生命倫理の基本理念と医学研究規制をめぐる諸問題、②ヒト由来組織・ヒト胚の法的地位、クローン技術規制・再生医療規制、バイオバンク・コホート研究、診療情報・がん登録・遺伝情報等、③人工妊娠中絶、生殖補助医療技術、代理懐胎、出生前・着床前診断等、④終末期医療の諸問題(「安楽死」、医療の拒否・尊厳死、重度障害新生児治療等)、⑤脳死、臓器移植(生体間移植、組織・細胞移植、臓器売買等を含む)他。								
4. 病院情報とセキュリティ						必修科目		
						医療管理	医療政策	
科目	1. 診療情報管理学	科目コード	4042					
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A			
診療情報管理の基本(歴史的経緯と法体系、診断情報の保存・保管手法、診療情報の証拠価値、電子化診療情報等)について講述し、加えて診療情報に関する倫理的課題を検討する。さらに、急性期医療における診療情報の標準化と活用に大きく影響している、DPC(diagnosis procedure combination)診断群分類とそれをういた包括評価制度の観点から、現在求められている診療情報の精度、情報管理および医療制度設計に関して講述する。また、診療情報の活用の観点から、医療機能評価、診療プロセス評価、医療の質の評価、地域医療評価とともに医療経営評価等に関する手法の現状と将来に関して検討を加える。						○		
科目	2. IT時代の医療診断システムとセキュリティ	科目コード	4043					
科目責任者	小尾 高史 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A			
IT時代をむかえ、患者データの管理はもとより、画像診断技術を中心とした医療のツールとしてのIT技術の役割は日増しに増大している。本講義では、診断・治療に供される最新の医用画像診断技術の動向について概説するとともに、IT技術を駆使した遠隔医療や、患者のプライバシーを確保するための各種のセキュリティ技術、医療情報システムについて講じる。なお、本講義では情報に関する専門的知識を必要としないよう、配慮する。						○	○	

5. 医療の国際文化論						必修科目	
						医療管理	医療政策
科目	1. 医療思想史	科目コード	4051				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)						
担当教員	吉本 秀之 (東外大)	単位	1	担当大学	B		
<p>知的な意味でも実践的にも、社会の諸分野との関連を深めて総合化する現代医療のあり方を再認識するために、現代世界の知的・制度的原理を作り出してきた西洋世界における、医に関わる思考の歴史のいくつかの局面をたどり、医の思想の近代における展開を、身体に関する考え方の変化や、近代の社会構造や産業システムなどとの関連で跡づけ、その到達点として世界的な課題となっている生命科学や現代医療のあり方を照らし出すとともに、今後の諸課題を考える。ギリシアの治療神アスクレピオスや新しい治癒神イエスの提起する「癒し」とは何かという基本的問いから始め、医療というものを、言葉を通して生を組織する人間の営み全体のなかに置き直して考察する。</p>							○
科目	2. 世界の文化と医療	科目コード	4052				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)						
担当教員	真島 一郎 (東外大)	単位	1	担当大学	B		
<p>グローバル化の波が世界の諸地域に与える影響をめぐって種々の議論が生じており、医療政策の分野もけっして例外ではない。多言語化、多民族化が進む我が国で、今後この分野での仕事に携わるものは、諸地域間の文化落差、死生観のちがいが、医療概念及びその実態に関する一定の知識と理解が要求される。本講義は、これらの要請をふまえ、世界各地の地域文化研究者によるリレー方式で行われる。</p>							
科目	3. 世界の宗教と死生観	科目コード	4053				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)						
担当教員	丸山 空大 (東外大)	単位	1	担当大学	B		
<p>今や医療においてもグローバル化が進み、日本人の患者だけを治療対象としておれない状況が生まれてきた。国籍や人種を越えて、担当患者の全人的な癒しを志す場合、当人の文化的・宗教的背景に対して、一定の知識と理解を備えている必要がある。また異文化・異宗教への理解を深めることは、日本人と日本文化に対する再発見を惹起するだろう。そのような意図の下、本講義では世界各地の宗教文化における死生観について考察する。</p>							

6. 施設設備と衛生管理						必修科目	
						医療管理	医療政策
科目	1. 病院設計・病院設備	科目コード	4061				
科目責任者	沖 拓弥 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
<p>建築計画の基本について概説する。病院施設の地域的計画、全体計画、各部門(病棟・外来・診療・供給・管理等)計画の基礎的事項について、人・物・情報の流れ、建物形態、面積規模、利用者への配慮等の観点から講述する。病院計画におけるプロジェクト推進のプロセスを紐解き、良い病院建築の骨子を探る。また、病院施設に求められる物理化学的環境とそれを創出する設備(空調機・給排水衛生等)および関連する省エネルギー手法等について講述する。これらに関する病院施設の事例を紹介する。</p>						○	○
科目	2. 衛生工学・汚染管理	科目コード	4062				
科目責任者	鍵 直樹 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
<p>医療施設における衛生的環境の確保は病院内感染の予防に向けた重要な課題であり、医療施設の管理運営や医療政策の実務を専門とする者は、医療施設内の衛生に関わる工学の基礎的知識を有し、汚染管理の基本理念を理解している必要がある。本科目では、施設の汚染管理の面から、汚染管理の原則、隔離手法、汚染源と汚染物質、空気清浄と空調機、水利用、クロスコンタミネーションの防止、病院の廃棄物と処理、エネルギー管理などについて講述する。</p>						○	

7. 経営戦略と組織管理						必修科目	
						医療管理	医療政策
科目	1. 医療とリーダーシップ	科目コード	4104				
科目責任者	岡田 就将 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
<p>病院など医療に関係する組織の運営には、職員の専門性や提供するサービスの公共性、対価として得られる報酬などの面で、他の一般サービスを提供する組織運営とは異なる点が多い。また、ニーズは変化(中長期的な変化とともに危機対応など短期的なものも含む)が見込まれており、その変化を先取りした組織転換を主導するリーダーシップへの期待も大きい。このことは、固有の組織のみならず、医療政策そのものについても言える。特に、データヘルスや疾患予防などが我が国の大規模な政策転換が求められる状況においてはその重要性は増すばかりである。本科目では、各分野の識者からの講話等を通じて、保健医療分野での組織運営や政策決定におけるリーダーシップの発揮を可能とする要因を理解し、それを支える方法論についても学ぶ。</p>						○	○
科目	(休講) 2. 戦略と組織	科目コード	4071				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)						
担当教員	堂免 隆浩 (一橋大)	単位	1	担当大学	C		
<p>組織の経営には、どのようにすれば目標を達成できるかという問いと、そもそも組織をどのようにすれば設立し維持できるかという問いがある。目標達成に関する問いについて、組織は、経営環境の変化を的確に把握し、時代状況に適合した経営体の使命(ミッション)を確立し、使命の実現のための戦略が必要となる。組織の設立維持に関する問いについて、組織を維持し機能させるために管理コストの抑制などが必要となる。このような組織経営に関する知識や思考法の習得を目的として、ヘルスケア組織における経営戦略と組織管理について考える。</p>						○	○
科目	3. 財務・会計	科目コード	4072				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)						
担当教員	荒井 耕 (一橋大)	単位	1	担当大学	C		
<p>医療提供を主たる事業とする経営体の経営管理者にとって、経営体が健全に運営されているか否かを常に把握しておく必要がある。また権限委譲した現場管理者に経営者として期待する方向に向かって努力を促す必要がある。会計システムはその最も有力な手段の一つであり、会計情報の理解と活用は経営者にとって不可欠の素養である。また、各時代の医療水準、各地域の医療ニーズに対応した医療を提供し続けるためには、しっかりした財務基盤が必要である。</p>						○	
科目	(休講) 4. 医療の人間工学	科目コード	4073				
科目責任者	顧 秀珠 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
<p>人間工学とは、人間特性や処理メカニズムに適合させることで、人間にとって好ましいものを創り出していくための学問である。人間工学に存在する体系化された多くの知識・ツール・ノウハウは、人間中心型(患者中心型)の医療組織マネジメントを支援するための管理技術として活用できる。この授業では、人間工学の基本的な概念、考え方を解説したあと、人間工学の医療への適用研究の事例をもとに、そこで利用するアプローチ、手法を紹介・解説する。</p>						○	
科目	(休講) 5. 人的資源管理	科目コード	4081				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)						
担当教員		単位	1	担当大学	C		
<p>人的資源管理は、人が仕事を通じて自ら職業人としてのみならず、人間としても成長したいという欲求を有していることを前提として職業能力と人間性の向上を支援する人事方針・計画、配置・移動、就業管理、人事評価、報酬管理、能力開発などの諸制度の設計と運用に関する管理思想・管理技術である。本講義では、現在の医療経営に適合的な人的資源管理のあり方を考究する。</p>						○	

8. 医療における情報発信						必修科目	
						医療管理	医療政策
科目	1. 医療とコミュニケーション	科目コード	4091				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)						
担当教員	岡田 昭人 (東外大)	単位	1	担当大学	B		
最近、「インフォームド・コンセント」という言葉はよく取り上げられるようになってきたが、医療現場では、その他様々なタイプのコミュニケーションを円滑に行うことが不可欠である。医療現場は、まさに「人と人とのコミュニケーション」の現場でもあるのである。本講義では、このような認識に基づいた上で、「会話分析」、「語用論」、「対人コミュニケーション論」、「異文化間コミュニケーション論」などの基礎的部分を概観する。それらを踏まえたうえで、「実際の医療コミュニケーションに関する研究」などを紹介し、「医療とコミュニケーション」について、理論的、実践的な観点から考察する。							
科目	2. 医歯学総合概論	科目コード	3001				
科目責任者	伊藤 暢聡 (東京科学大)	単位	2	担当大学	A		
医療活動の重要性、主要な疾患に関する疫学、診断、治療、およびリハビリテーションの基礎的知識、社会に貢献する医歯学研究のあり方と進め方について授業する。疾病の診断、治療、予防及び疫学の基本的戦略、臨床医学・歯学の診断、治療における基本原理に加え、医歯学を支える学際的な学問分野領域の重要性と可能性及び生命倫理とリスクマネジメントについても授業する。							

9. 臨床疫学						必修科目	
						医療管理	医療政策
科目	1. 臨床研究・治験	科目コード	4101				
科目責任者	小池 竜司 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
EBMの根拠となる臨床研究における無作為コントロール試験、症例対照研究、コホート研究、メタアナリシスの各研究デザインについて解説する。臨床疫学研究における生物学的バイアスの概念を講述し、医薬品の有効性や安全性を総合的に解釈するための手法としてのファーマコメトリクスについて概説する。これらの知識を背景とした医療開発のプロセス、関連法令や指針、国内外の現状と展望について具体的に紹介し、問題点を検討する。							
科目	2. ビッグデータ解析学	科目コード	3057				
科目責任者	田中 敏博 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
医療政策および医療現場における意思決定には十分な情報の集積とそれに対する統計処理が重要となる。まず根拠に基づく健康政策の決定の実際について解説し、どのような情報と分析が有用であるのかを検討する。つぎに、情報の収集における留意点と統計処理について解説する。統計に関しては、アナログデータ(値)とデジタルデータ(度数)の挙動の違い、優越性試験と同等性試験の意義の違い、ネイマン・ピアソン統計(頻度統計)とベイズ統計(確率統計)の目的の違いなどを踏まえて、具体例を交えて医療統計の応用につき検討を加える。							
科目	3. 医療データ分析概論	科目コード	4108				
科目責任者	新城 大輔 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
様々な医療データがあるなかで、本邦の急性期医療において導入されているDPC制度に基づいて作成される病院業務データであるDPCデータを中心に、データの特徴や活用事例の把握、データ分析実習等により、データ分析ノウハウ等の体得を目指す。分析の前に必要な知識として、DPC制度等に関する最新の資料を配布し、プレゼンテーションを用いて講義を行った上で、地域医療分析等の実際の分析事例を紹介する。一般的な表計算ソフトウェアやBIツール等を活用した、データ可視化・指標算出等の分析を行う。また、近年活用がすすみつつあるNDBについてもその概要と分析事例を紹介する。							

10. 修士課程共通講義						必修科目	
						医療管理	医療政策
科目	1. 医歯理工学先端研究特論	科目コード	3003				
科目責任者	伊藤 暢聡 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
医歯理工学研究における専門的かつ最新の知見を含む講演やセミナーに参加することによって、最先端の研究領域についての見識を広め、学問的議論を行うことを目的とする。							
科目	2. 環境社会医歯学	科目コード	3017				
科目責任者	岡田 就将 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
環境社会医歯学に関連する諸問題について理解するために、医学・歯学・工学に重点を置きながらも、多領域にわたる学際的なアプローチによって学習を進める。							
科目	3. 医歯薬産業技術特論	科目コード	3037				
科目責任者	池内 真志 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
医療に資するための研究を遂行する場合に、日先の成果に捕らわれる近視眼的な研究ではなく、実用化までを俯瞰した骨太な研究戦略を構築できる能力の獲得をめざし、基盤的な知見について講義する。現役の許認可担当者あるいは企業研究者を招聘して、許認可あるいは研究開発の現場について、実用化までのハードルについて許認可側あるいは開発側からの視点でそれぞれ講義を行う。							
科目	4. 医療データ科学概論	科目コード	3074				
科目責任者	高橋 邦彦 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
医療に資するための研究を遂行する場合に、日先の成果に捕らわれる近視眼的な研究ではなく、実用化までを俯瞰した骨太な研究戦略を構築できる能力の獲得をめざし、基盤的な知見について講義する。							
科目	5. 疫学基礎	科目コード	3079				
科目責任者	藤原 武男 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
疫学の基礎を理解し、臨床研究論文を適切に解釈し執筆するための土台をつくる。							

						必修科目	
						医療管理	医療政策
科目	6. 生物統計学基礎	科目コード	3080				
科目責任者	高橋 邦彦 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
生物統計学の基本的な解析手法についての復習および理解を深め、臨床疫学研究における適用について学習する。							
科目	7. 生物統計学応用I	科目コード	3081				
科目責任者	高橋 邦彦 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
生物統計学を応用した発展的な課題として、ベイズ統計学およびメタアナリシスの基本的事項と実践について学習する。							
科目	8. 生物統計学応用II	科目コード	3082				
科目責任者	高橋 邦彦 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
生物統計学を応用した発展的な課題として、薬剤疫学および医療分野におけるAIの活用について、その基本的事項と実践について学習する。							
科目	9. 臨床試験方法論基礎	科目コード	3083				
科目責任者	平川 晃弘 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
エビデンス創出に必要な臨床試験方法論の基本的考え方と臨床試験の計画と解析に必要な統計的事項(試験デザイン、ランダム化、盲検化、エンドポイント、解析対象集団、サンプルサイズ設計等)を体系的に学習する。							
科目	10. 臨床試験方法論応用	科目コード	3084				
科目責任者	平川 晃弘 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
効率的な臨床試験方法論として注目されている群逐次デザイン、アダプティブデザイン、ベイズ流デザイン、プラットフォーム試験等について学習する。また、がん領域特有の臨床試験デザインについても学ぶ。							
科目	11. 口腔疫学基礎	科目コード	3085				
科目責任者	相田 潤 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
歯科口腔疾患の疫学の基礎を理解する。国際的なコンテキストを理解して論文がかける土台をつくる。							
科目	12. 疫学応用	科目コード	3086				
科目責任者	相田 潤 (東京科学大)	単位	1	担当大学	A		
疫学の発展的な内容を理解するために、統計ソフトを用いた解析の実際や発展的な内容を学習する。							

※ 担当大学欄の記号は科目担当大学を示す。

- A：東京科学大学担当科目
- B：東京外国語大学担当科目
- C：一橋大学担当科目

※ 担当教員氏名は現在の予定であり、変更される場合がある。

※ 相互履修科目および人間医療科学技術コースについては別途シラバスを確認すること。

5. 諸規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 入学、進学、再入学、転入学及び編入学（第13条—第24条）
- 第3章 休学、留学、退学、転学並びに転学院及び転系等（第25条—第30条）
- 第4章 授業科目、単位数及び履修方法等（第31条—第38条）
- 第5章 履修の認定及び学位等（第39条—第49条）
- 第6章 入学料及び授業料（第50条—第56条）
- 第7章 表彰及び懲戒並びに除籍（第57条—第59条）
- 第8章 科目等履修生等（第60条—第66条）
- 第9章 寄宿舍（第67条）
- 第10章 国際連携専攻の特例（第68条—第73条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。）第100条及び国立大学法人東京科学大学組織運営規則（令和6年規則第1号。次条において「組織運営規則」という。）第22条第1項及び第23条第1項の規定に基づき東京科学大学（以下「本学」という。）大学院（以下「本学大学院」という。）に置く学院並びに研究科及び研究科に置く専攻の標準修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（学院並びに研究科及び専攻）

第2条 本学大学院に置く学院及び研究科は、次のとおりとする。

理学院

工学院

物質理工学院

情報理工学院

生命理工学院

環境・社会理工学院

医歯学総合研究科

保健衛生学研究科

2 研究科に置く専攻は、別表1のとおりとする。

3 前項の専攻には、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第35条に定める国際連携専攻を含むものとする。

4 第1項及び第2項に規定する学院並びに研究科及び研究科に置く専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的及び位置は、組織運営規則第22条第2項及び第23条第2項の定めるところによる。

（課程）

第3条 本学大学院に、次の課程を置く。

- 一 修士課程
 - 二 博士課程
 - 三 専門職学位課程（学教法第99条第2項に規定する専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）
- 2 前項第2号の博士課程の種類は、次のとおりとする。
- 一 前期2年の課程及び後期3年の課程に区分するもの（以下「区分制博士課程」という。）
 - 二 大学院設置基準第44条に規定する医学又は歯学を履修するもの（以下「医学又は歯学を履修する博士課程」という。）
 - 三 後期の課程のみのもの（以下「後期3年博士課程」という。）
- 3 前項第1号に規定する前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 第2項第1号に規定する前期2年の課程は、「修士課程」といい、後期3年の課程は、「博士後期課程」という。
- 5 第2項第1号に規定する区分制博士課程は、教育研究上の必要がある場合に限り、前期2年の課程を置かず、後期3年の課程のみを置くことができる。
（入学定員及び収容定員並びに系及びコース等）

第4条 本学大学院の入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。

- 2 学院に、教育上の目的に応じて、専門教育実施の基本的な単位として系を置く。
- 3 前項の系のほか、環境・社会理工学院に、イノベーション創出のリーダーとして科学技術を活用し、自ら理論を構築して産業や社会の発展に貢献する実務家を養成するため、技術経営専門職学位課程（前条第1項第3号に規定する専門職学位課程として置かれるものをいう。以下同じ。）を置く。
- 4 第2項の系に、教育プログラムとしてコースを置く。
- 5 前項に規定するコースのうち、新たに社会が求める学術分野の人材を育成するために設けられた複数の学問領域からなる学際的教育プログラムとしてのコース（第12条第2項、別表1(1)及び別表2(1)において「複合系コース」という。）は、複数の系に跨って置くことができる。
- 6 研究科又は研究科に置く専攻に、別に定めるところにより、教育研究分野を置く。
- 7 学院に置く第2項から第5項までの系及びコース並びに技術経営専門職学位課程は、別表1のとおりとする。
- 8 医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻に、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースを置く。
- 9 前項の医療管理政策学コースは、これを次のコースに区分するものとする。
- 一 医療管理学コース
 - 二 医療政策学コース
（課程の目的）

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究

能力又はこれに加えて高度の専門性が要求される職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(標準修業年限等)

第6条 本学大学院の標準修業年限は、次のとおりとする。

学院・研究科	課程	専攻・コース	標準修業年限
学院	区分制	—	5年
	博士課程	修士課程	2年
		博士後期課程	3年
	専門職学位課程	—	2年
医歯学総合研究科	修士課程	医歯理工保健学専攻	2年
		医療管理政策学コース	—
		医療管理学コース	1年
		医療政策学コース	2年
		グローバルヘルスリーダー養成コース	2年
	医学又は歯学を履修する博士課程	医歯学専攻	4年
		東京科学大学・チリ大学国際連携医学系専攻	5年
		東京科学大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻	5年
		東京科学大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻	4年
	後期3年博士課程	生命理工医療科学専攻	3年
保健衛生学研究科	修士課程	看護先進科学専攻	2年

2 前項の規定にかかわらず、第38条第3項に規定する清華大学との大学院合同プ

プログラムを履修する者の標準修業年限は、2年6月とする。

3 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合は、その標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、再入学者、転入学者及び編入学者の標準修業年限は、過去に本学大学院又は他の大学の大学院において在学していた期間及び当該期間に修得した授業科目等を考慮して定める。

(標準修業年限を超える期間にわたる教育課程の履修)

第7条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該学院及び研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(次項において「長期履修」という。)を認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第8条 学院における在学年限は、各課程の標準修業年限の2倍の年数とする。

2 研究科における在学年限は、次のとおりとする。ただし、学生が標準修業年限を超えて在学しようとするときは、指導教員及び研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

一 研究科(次号及び第3号に掲げる専攻を除く。) 各課程の標準修業年限の2倍の年数

二 東京科学大学・チリ大学国際連携医学系専攻 6年

三 東京科学大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻 8年

3 前2項の規定にかかわらず、再入学者、転入学者及び編入学者の在学年限は、過去に本学大学院又は他の大学の大学院において在学していた期間及び当該期間に修得した授業科目等を考慮して定める。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から毎年度において学長が定める9月中の日まで

後期 前期最終日の翌日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期を、前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第11条 学生の休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 日曜日

二 土曜日

三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

四 春期休業日、夏期休業日及び冬期休業日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合には、休業日に授業を行うこ

とができる。

3 第1項第4号の休業日は、その都度、学長が別に定める。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(教授会又は研究科委員会の審議及び学長の決定事項)

第12条 入学、修了、学位の授与その他学生の在籍に関する事項及び教育課程の編成に関する事項は、学院の教授会又は研究科の研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、複合系コースを選択する学生に係る入学、修了、学位の授与その他学生の在籍に関する事項については、当該学生の所属する学院の教授会の議を経て、学長が決定する。

第2章 入学、進学、再入学、転入学及び編入学

(修士課程及び専門職学位課程の入学資格)

第13条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学教法第83条に規定する大学(第10号及び第11号において同じ。)を卒業した者

二 学教法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

九 学教法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

十 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同年以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

- 十一 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十二 外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
(博士後期課程及び後期3年博士課程の入学資格)

第14条 博士後期課程及び後期3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- 八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
(医学又は歯学を履修する博士課程のうち医歯学専攻の入学資格)

第15条 医学又は歯学を履修する博士課程医歯学専攻（以下「博士課程医歯学専攻」という。）に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学（修業年限が6年のものに限り。）を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬

- 学又は獣医学)を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設(前号の指定を受けたものに限る。)において課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- 七 学教法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本学大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 八 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。))又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- 九 大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。))又は獣医学)に4年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十 外国において学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十一 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- 十二 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得した

ものと認めた者

(医学又は歯学を履修する博士課程のうち国際連携専攻の入学資格)

第16条 医学又は歯学を履修する博士課程国際連携専攻（以下「博士課程国際連携専攻」という。）に入学することのできる者は、前条各号のいずれかに該当し、かつ、共同で教育課程を編成した外国の大学院（以下「国際連携大学」という。）の入学資格を満たす者とする。

(進学)

第17条 学院の修士課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き学院の博士後期課程に進学（志願する学院又は系が、修士課程又は専門職学位課程における学院又は系若しくは技術経営専門職学位課程と異なる場合も含む。）することを願い出た者に対しては、選考の上、進学を許可する。

2 医歯学総合研究科の修士課程を修了して、引き続き医歯学総合研究科の医学又は歯学を履修する博士課程である医歯学専攻又は後期3年博士課程である生命理工医療科学専攻に進学することを願い出た者に対しては、選考の上、進学を許可する。

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学志願の手続)

第19条 入学志願者は、入学願書に所定の書類と別に定める検定料を添えて、願い出なければならない。

2 前項の検定料は、別に定めるところにより、免除することがある。

3 一度納付した検定料は、別に定めがある場合を除き返還しない。

4 入学志願の時期は、その都度決定して公告する。

(入学者選考)

第20条 入学志願者に対しては、学力その他に基づき選考の上、入学者を決定する。

2 前項の入学者選考の方法、期日等については、その都度決定して公告する。

3 入学者選考に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第21条 本学大学院を修了した者又は第27条の規定により退学した者が再び入学を願い出たときは、前条の規定にかかわらず、収容定員に余裕がある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、入学を許可することがある。

(転入学)

第22条 他の大学の大学院に在学している者で、本学大学院に転入学を願い出る者があるときは、収容定員に余裕がある場合に限り、別に定めるところにより、学力その他に基づき選考の上、入学を許可することがある。

第23条 削除

(誓約書)

第24条 入学を許可された者は、所定の誓約書を提出し、これに記載された事項を守らなければならない。

第3章 休学、留学、退学、転学並びに転学院及び転系等

(休学)

第25条 傷病その他やむをえない理由のため一定期間以上学修することができないときは、許可を受けて休学することができる。

- 2 傷病のため学修することが不相当と認められる学生及び行方不明の学生に対しては、休学を命ずることがある。
- 3 休学した期間は、在学期間に算入しない。
- 4 休学に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第26条 外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等に留学しようとするときは、願い出て留学することができる。

- 2 留学した期間は、在学期間に算入する。
- 3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(願いによる退学)

第27条 傷病その他やむをえない事情があるときは、願い出て退学することができる。

(転学)

第28条 他の大学の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ許可を受けなければならない。

(転学院、転系及びコースの変更並びに転専攻)

第29条 学院に所属する者のうち、転学院若しくは転系（技術経営専門職学位課程を含む。）又は選択するコースの変更を志願するものについては、別に定めるところにより、許可することがある。

- 2 研究科に所属する者のうち、転専攻を志願するものについては、別に定めるところにより、許可することがある。

(教育研究分野の変更)

第30条 研究科に所属する者が教育研究分野の変更を願い出たときは、やむを得ない理由があると研究科長が判断した場合に限り、変更を許可することがある。

第4章 授業科目、単位数及び履修方法等

(授業科目、単位数及び履修方法等)

第31条 本学大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(教育方法)

第32条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

- 2 前項に定めるもののほか、専門職学位課程の教育は、専攻分野に応じ体系的かつ実践的な教育課程を編成し、第5条第3項に規定する目的を達成するために適切な方法によって行う。

(教育方法の特例)

第33条 本学大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜

間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(研究指導委託)

第34条 学生が国内外の他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることが教育上有益であると本学大学院において認めるときは、別に定めるところにより、あらかじめ、当該他の大学院等と協議の上、学生が当該他の大学院等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。ただし、修士課程の学生にあっては、その期間は1年を超えないものとする。

(授業の方法)

第35条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの方法の併用により行う。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、専門職学位課程においては、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、これを行うことができるものとする。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業及び研究指導の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うことができるよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は、双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮しなければならない。
- 6 授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第36条 本学大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第37条 本学大学院においては、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学院に置く教育プログラム等及び研究科に置くコース等)

第38条 本学大学院に、学院における修士課程及び博士後期課程の一貫教育プログラムとして、次の教育課程を置く。

リーダーシップ教育課程

グローバルリーダー教育課程
環境エネルギー協創教育課程
情報生命博士教育課程
物質・情報卓越教育課程
超スマート社会卓越教育課程
エネルギー・情報卓越教育課程

- 2 前項の教育課程に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 本学大学院に、学院と清華大学が共同して実施する大学院の合同プログラム（以下「清華大学との大学院合同プログラム」という。）を置く。
- 4 医歯学総合研究科に、履修上の区分として、次のコース又はプログラムを置く。
先制医療学コース
先制医歯理工学コース
臨床疫学プログラム
- 5 保健衛生学研究科看護先進科学専攻に、履修上の区分として、災害看護グローバルリーダー養成コースを置く。

第5章 履修の認定及び学位等

（授業科目の履修の認定）

第39条 授業科目の履修の認定については、別に定める。

（他の研究科における研究指導）

第40条 本学大学院の研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院の他の研究科において研究指導の一部を受けることを認めることがある。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第41条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位（区分制博士課程にあっては、修士課程及び博士後期課程を通じて15単位）を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定は、学生が、第25条の規定により休学し、当該休学期間中に外国の大学において授業科目を履修する場合、第26条の規定により外国の大学に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第42条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程の履修（いわゆる履修証明プログラムをいう。）により修得した単位を含む。）を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により本学大学院（専門職学位課程を除く。以下この項において同

じ。)において認定することができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、かつ、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学大学院において修得したものとして認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

- 3 第1項の規定により専門職学位課程において認定することができる単位数は、転入学の場合を除き、当該課程において修得した単位以外のものについては、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学専門職学位課程において修得したものとして認定する単位数と合わせて15単位を超えないものとする。ただし、別に定めがある場合はこの限りでない。

(修士課程修了の要件)

第43条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年(清華大学との大学院合同プログラムを履修する者にあつては2年6月、第4条第9項第1号に規定する医療管理学コースを履修する者にあつては1年)以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、学院又は研究科が修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、学院に所属する者の在学期間に関しては、前条の規定により当該学院の修士課程に入学する前に修得した単位(学教法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を当該課程において修得したものとして認定する場合であつて、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと教授会が認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学院の博士課程修了の要件)

第44条 区分制博士課程の修了の要件は、本学大学院の学院に5年(修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目について54単位以上(博士後期課程における24単位以上の修得単位を含む。)修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年(修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の区分制博士課程の修了の要件については、前項中「5年(修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2

年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、第14条各号のいずれかに該当する者（第17条に規定する進学を許可された者を除く。）が、博士後期課程に入学した場合の区分制博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について24単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書及び前項ただし書の規定による在学期間をもって修了する場合の修了の要件としての修得すべき単位数は、別に定める。

（研究科の博士課程修了の要件）

第45条 博士課程医歯学専攻の修了の要件は、当該専攻に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程国際連携専攻の修了の要件は、当該専攻に第6条第1項に定める標準修業年限以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、修了に必要な単位数には、第41条及び第42条の規定により修得したものとみなす単位を含まないものとする。

3 後期3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程修了の要件）

第46条 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の授業科目について40単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、第42条の規定により専門職学位課程に入学する前に修得した単位（学教法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該課程において修得したものとして認定する場合であつて、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと教授会が認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該課程に在学したものとみなすことができる。

(学位)

第47条 本学大学院を修了した者には、別表2の区分により学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、学院においては、学際領域等の分野を専攻した者で、当該学院が適当と認めるときは、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

(学位の授与)

第48条 学位の授与については、東京科学大学学位規程（令和6年規程第91号）による。

(教育職員免許状)

第49条 学院において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表3のとおりとする。

第6章 入学料及び授業料

(入学料)

第50条 入学、再入学、転入学及び編入学の選考に合格した者で入学のため所要の手续をとろうとする者は、所定の期日までに別に定める入学料を納付しなければならない。ただし、第55条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。

(授業料)

第51条 授業料の額は、別に定めるところによるものとし、各年度に係る授業料について、次の区分で納付しなければならない。この場合において、それぞれの学期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

納付区分	納期
前期分	5月31日まで
後期分	11月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期分の授業料を徴収するときに、当該年度の後期分の授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、研究科の入学を許可される者の申出があったときは、入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料を、入学を許可するときに併せて徴収するものとする。

(既納の入学料及び授業料)

第52条 一度納付した入学料及び授業料は返還しない。

(休学者及び復学者の授業料)

第53条 学生が休学を許可され、又は命ぜられ、次の各号のいずれかに該当する場合は、月割（前期の最終月は9月1日から前期の最終日まで、後期の初月は後期の開始日から10月末日までとみなす。以下同じ。）により、休学当月の翌月（休学の開始日が月の初日である場合にあっては、休学当月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 一 第51条第1項に規定する授業料の納期までに休学を願い出た場合
 - 二 第55条の規定により、授業料の徴収猶予の許可を受けている場合
- 2 前項の規定により、授業料の免除を受けた学生が、第51条第1項に規定する授業料の納期より後に復学した場合にあっては、復学当月から当該学期末までに係る授業料を、直ちに納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 退学又は除籍の場合であっても、その学期に属する分の授業料は、納付しなければならない。ただし、学生が退学を許可され、次の各号のいずれかに該当する場合は、月割により、退学当月の翌月以降の授業料を免除する。

- 一 第51条第1項に規定する授業料の納期までに退学を願い出た場合
 - 二 次条の規定により、授業料の徴収猶予の許可を受けている場合
- 2 停学を命ぜられた場合であっても、その期間中の授業料は、納付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第59条第7号に規定する死亡による除籍となった者その他別に定める者の除籍日の属する学期の未納の授業料は、全額を免除することがある。

(入学料及び授業料の免除又は徴収猶予)

第55条 入学料及び授業料は、別に定める基準により、免除又は徴収猶予することができる。

(授業料返還の特例)

第56条 第52条の規定にかかわらず、第51条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該授業料を返還する。

- 2 第52条の規定にかかわらず、授業料を納付した者において、当該授業料に係る期間に、休学した者については、月割により、休学当月の翌月（休学の開始日が月の初日である場合にあっては、休学当月）から復学当月の前月までの授業料を、修了、退学又は除籍により在籍しなくなった者については、月割により、修了日、退学日又は除籍日の属する月の翌月以降の授業料を返還する。

第7章 表彰及び懲戒並びに除籍

(表彰)

第57条 学生に表彰に値する行為があったときは、表彰することがある。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 学生が法令若しくは本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行ったときは、懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- 一 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。

- 二 在学期間が第8条に定める在学年限（研究科の学生については、同条第2項ただし書きにより学長が在学を許可した期間）を超えるとき
- 三 休学期間が第25条第4項に基づき別に定める期間を超えるとき。
- 四 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者が、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しなかったとき。
- 五 授業料の納付を怠り、督促しても、なお、納付しなかったとき。
- 六 第25条第2項の規定により休学を命ぜられた行方不明の学生が、別に定める休学期間を経過しても復学できないとき。
- 七 死亡したとき。

第8章 科目等履修生等

（科目等履修生）

第60条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを願ひ出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（大学院研究生）

第61条 本学大学院において特定の事項について研究することを願ひ出る者があるときは、本学が適当と認め、かつ、支障のない場合に限り、大学院研究生として入学を許可することがある。

- 2 大学院研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第62条 他の大学との協定に基づき、国内の他の大学の大学院の学生で本学大学院が開設する授業科目を履修することを願ひ出る者があるときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別研究学生）

第63条 国内の他の大学の大学院の学生で、本学の学院及び研究科において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学の大学院と協議して定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

（海外交流学生）

第64条 本学と外国の大学との学術交流協定等に基づき、本学の教員の下で教育研究指導を受けることについて当該大学の学部学生及び大学院学生から志願がある場合には、海外交流学生として入学を許可することがある。

- 2 海外交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

（海外訪問学生）

第65条 本学と外国の大学との相互了解に基づき、本学の教員の下で教育研究指導を受けることについて当該大学の学部学生及び大学院学生から志願がある場合には、本学において教育研究上有益と認められ、支障のない場合に限り、海外訪

問学生として入学を許可することがある。

2 海外訪問学生に関し必要な事項は、別に定める。

(短期交流学生)

第66条 国内の他の大学院等の学生で、本学と国内の他の大学院等との間における学術交流のため、当該他の大学院等の授業科目（別に定めるものを除く。）の一環として本学の教員から指導又は助言を受けることを志願する者があるときは、支障のない場合に限り、短期交流学生として入学を許可することがある。

2 短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 寄宿舍

第67条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 国際連携専攻の特例

(協議及び措置)

第68条 本学大学院に国際連携専攻を設けるときは、国際連携大学と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成し円滑に実施するため、協議の場に関する事項を別に定める。

2 前項の規定による協議の場は、学長又は学長が指名した者により構成する。

3 学長は、博士課程国際連携専攻の維持に関し相手国の状況（天災、騒乱等）により正常な運営を行うことができないと判断した場合には、国際連携大学の長と協議の上、運営に関し緊急に講ずべき措置について決定する。

(共同開設科目)

第69条 博士課程国際連携専攻は、国際連携大学と共同して授業科目（以下「共同開設科目」という。）を開設することができる。

2 前項の共同開設科目を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で当該国際連携専攻又は国際連携大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、国際連携大学において修得した単位数が第72条の規定により国際連携大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を国際連携大学において修得した単位数とすることはできない。

(国際連携教育課程の単位認定)

第70条 博士課程国際連携専攻は、国際連携大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなす。

(国際連携専攻の研究指導)

第71条 博士課程国際連携専攻は、学生が国際連携大学において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなす。

(国際連携専攻の修了要件)

第72条 博士課程国際連携専攻の修了要件は、第45条第2項に定めるもののほか、国際連携専攻において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により15単位以上を修得するとともに、それぞれの国際連携大学において当該国際連携教育課程に

係る授業科目の履修により10単位以上修得する。

(国際連携専攻の転学、科目等履修生及び大学院研究生に係る規定の適用除外)

第73条 博士課程国際連携専攻については、第28条、第60条及び第61条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この学則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる学則は、廃止する。
 - 一 東京工業大学大学院学則（平成23年学則第4号）
 - 二 東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第5号）
- 3 第2条第2項及び別表1に定める専攻のほか、次表に掲げる研究科に、同表に定める専攻を置く。

研究科	専攻	課程
医歯学総合研究科	医歯学系専攻	医学又は歯学を履修する博士課程
保健衛生学研究科	共同災害看護学専攻（※）	一貫制博士課程

（※）共同災害看護学専攻は、大学院設置基準第31条に定める共同教育課程を編成する専攻である。

- 4 令和6年度における保健衛生学研究科共同災害看護学専攻の収容定員は、2人（構成大学全体の収容定員は10人）とする。
- 5 第3項に定める専攻（以下「旧専攻」という。）は、この学則の施行の日（以下「施行日」という。）前に東京医科歯科大学（保健衛生学研究科共同災害看護学専攻については、当該専攻の構成大学）に入学し、施行日において引き続き当該旧専攻に在学する者が当該旧専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 6 この学則第8章に定めるもののほか、当分の間、社会環境的な要因により、在籍している外国の大学での継続的な学修が困難となった者又は在籍予定の外国の大学での学修が困難となった者については、東京科学大学学則附則第6項及び大学院学則附則第6項に基づく海外特例学生に関する暫定取扱規程（令和7年規程第71号）の規定に基づき、海外特例学生として入学を許可することがある。

附 則（令7.3.7学1）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 ライフエンジニアリングコースは、令和7年3月31日に当該コースを選択する者（令和7年4月1日以降に再入学及び転入学する者並びに選択するコースを変更する者であって、当該コースを選択する者を含む。以下「在学生」という。）が在学生でなくなる日までの間、存続するものとし、在学生については、改正前の東京科学大学大学院学則別表1及び別表2の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令7.7.4学4）

この学則は、令和7年7月4日から施行する。

附 則（令7.11.5学6）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 保健衛生学研究科看護先進科学専攻に置く一貫制博士課程（以下「旧課程」という。）は、令和8年3月31日に旧課程に在学する者（令和8年4月1日以降に旧課程に再入学、転入学及び編入学する者を含む。この項において「在学生」という。）が旧課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学生については、改正前の東京科学大学大学院学則第3条、第6条、第13条、第23条、第45条、第47条、別表1及び別表2の規定は、なおその効力を有する。
- 3 修士課程及び一貫制博士課程の収容定員のうち、保健衛生学研究科の人数及び研究科の合計の人数については、改正後の東京科学大学大学院学則別表1の規定にかかわらず、令和8年度から令和11年度までの間、次表のとおりとする。

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
修士課程	保健衛生学研究科	19	38	38	38
	合計	276	295	295	295
一貫制博士課程	保健衛生学研究科	52	39	26	13
	合計	52	39	26	13

別表1（第2条及び第4条関係）

(1) 学院

学院	系・コース	区分制博士課程				専門職学位課程	
		修士課程		博士後期課程		入学定員 収容定員	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
理学院	数学系 数学コース 物理学系 物理学コース 物質・情報卓越コース （博士後期課程のみ） ※ 化学系 化学コース エネルギー・情報コース※ 物質・情報卓越コース （博士後期課程のみ） ※	154	308	52	156	—	—

	地球惑星科学系 地球惑星科学コース 地球生命コース※						
工学院	機械系 機械コース エネルギー・情報コース※ エンジニアリングデザインコース※ 人間医療科学技術コース※ 原子核工学コース※ システム制御系 システム制御コース エンジニアリングデザインコース※ 人間医療科学技術コース※ 電気電子系 電気電子コース エネルギー・情報コース※ 人間医療科学技術コース※ 原子核工学コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※ 情報通信系 情報通信コース エンジニアリングデザインコース※ 人間医療科学技術コース※ 経営工学系 経営工学コース エンジニアリングデザインコース※	477	954	169	507	—	—
物質理	材料系	347	694	129	387	—	—

工学院	<p>材料コース エネルギー・情報コース※ 人間医療科学技術コース※ 原子核工学コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※</p> <p>応用化学系 応用化学コース エネルギー・情報コース※ 人間医療科学技術コース※ 原子核工学コース※ 地球生命コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※</p>						
情報理工学院	<p>数理・計算科学系 数理・計算科学コース 知能情報コース※</p> <p>情報工学系 情報工学コース 知能情報コース※ 人間医療科学技術コース※ エネルギー・情報コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※</p>	135	270	50	150	—	—
生命理工学院	<p>生命理工学系 生命理工学コース 人間医療科学技術コース※ 地球生命コース※ 物質・情報卓越コース</p>	168	336	52	156	—	—

	(博士後期課程のみ) ※						
環境・ 社会理 工学院	建築学系 建築学コース 都市・環境学コース※ エンジニアリングデザ インコース※ 土木・環境工学系 土木工学コース 都市・環境学コース※ エンジニアリングデザ インコース※ 融合理工学系 地球環境共創コース エネルギー・情報コー ス※ エンジニアリングデザ インコース※ 原子核工学コース※ 物質・情報卓越コース (博士後期課程のみ) ※ 社会・人間科学系 社会・人間科学コース イノベーション科学系 イノベーション科学コ ース(博士後期課程の み) 人間医療科学技術コー ス(博士後期課程のみ) ※	263	526	115	345	—	—
環境・ 社会理 工学院	技術経営専門職学位課 程	—	—	—	—	40	80
合計		1,544	3,088	567	1,701	40	80
備考：※印は、第4条第5項に規定する複合系コースを示す。							

(2) 研究科

研究科	専攻・コース	修士課程	医学又は歯学	後期3年博士課
-----	--------	------	--------	---------

				を履修する博士課程		程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯学総合研究科	医歯理工保健学専攻 医療管理政策学コース (医療管理学コース) (医療政策学コース) グローバルヘルスリーダー養成コース	131 (5) (10) (9)	257 (5) (20) (18)	—	—	—	—
	医歯学専攻	—	—	181	724	—	—
	東京科学大学・チリ大学 国際連携医学系専攻 (*)	—	—	3	15	—	—
	東京科学大学・チュラロンコーン大学 国際連携歯学系専攻 (*)	—	—	3	15	—	—
	東京科学大学・マヒドン大学 国際連携医学系専攻 (*)	—	—	3	12	—	—
	生命理工医療科学専攻	—	—	—	—	25	75
	保健衛生学研究科	看護先進科学専攻	19	38	—	—	—
合計		150	295	190	766	25	75
備考： ・ *印は、第2条第3項に規定する国際連携専攻を示す。 ・ 括弧内の数字は、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースに係る定員の数を内数で示す。							

別表2 (第47条関係)

(1) 修士及び博士

学院又は	系・コース又は専攻	授与する学位 (専攻分野)
------	-----------	---------------

研究科		修士	博士
理学院	数学系		
	数学コース	修士（理学）	博士（理学）
	物理学系		
	物理学コース	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	----- —	〃
	化学系		
	化学コース	修士（理学）	〃
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	----- —	〃
	地球惑星科学系		
地球惑星科学コース	修士（理学）	〃	
地球生命コース※	〃	〃	
工学院	機械系		
	機械コース	修士（理学）又は修士（工学）	博士（理学）又は博士（工学）
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	エンジニアリングデザインコース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース※	〃	〃
	原子核工学コース※	〃	〃
	システム制御系		
	システム制御コース	〃	〃
	エンジニアリングデザインコース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース※	〃	〃
電気電子系			

	電気電子コース	〃	〃
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース ※	〃	〃
	原子核工学コース※	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	————— —	〃
	情報通信系		
	情報通信コース	修士（理学）又は修 士（工学）	〃
	エンジニアリングデザイ ンコース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース ※	〃	〃
	経営工学系		
	経営工学コース	〃	〃
	エンジニアリングデザイ ンコース※	〃	〃
物質理工 学院	材料系		
	材料コース	修士（理学）又は修 士（工学）	博士（理学）又は博 士（工学）
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース ※	〃	〃
	原子核工学コース※	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	————— —	〃
	応用化学系		
	応用化学コース	修士（理学）又は修 士（工学）	〃
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	人間医療科学技術コース	〃	〃

	※ 原子核工学コース※ 地球生命コース※ 物質・情報卓越コース※	〃 〃 ————— —	〃 〃 〃
情報理工 学院	数理・計算科学系 数理・計算科学コース 知能情報コース※ 情報工学系 情報工学コース 知能情報コース※ 人間医療科学技術コース ※ エネルギー・情報コース※ 物質・情報卓越コース※	修士（理学） 〃 修士（理学）又は修 士（工学） 〃 〃 〃 ————— —	博士（理学） 〃 博士（理学）又は博 士（工学） 〃 〃 〃 〃
生命理工 学院	生命理工学系 生命理工学コース 人間医療科学技術コース ※ 地球生命コース※ 物質・情報卓越コース※	修士（理学）又は修 士（工学） 〃 〃 ————— —	博士（理学）又は博 士（工学） 〃 〃 〃
環境・社会 理工学院	建築学系 建築学コース 都市・環境学コース※ エンジニアリングデザイ ンコース※ 土木・環境工学系 土木工学コース	修士（工学） 〃 〃 〃	博士（工学） 〃 〃 〃

	都市・環境学コース※	〃	〃
	エンジニアリングデザインコース※	〃	〃
	融合理工学系		
	地球環境共創コース	修士（理学）又は修士（工学）	博士（理学）又は博士（工学）
	エネルギー・情報コース※	〃	〃
	エンジニアリングデザインコース※	〃	〃
	原子核工学コース※	〃	〃
	物質・情報卓越コース※	————— —	〃
	社会・人間科学系		
	社会・人間科学コース	修士（理学）又は修士（工学）	〃
	イノベーション科学系		
	イノベーション科学コース	————— —	博士（技術経営）又は博士（工学）
	人間医療科学技術コース※	————— —	〃
医歯学総合研究科	医歯理工保健学専攻（医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースを除く。）	修士（医科学）、修士（歯科学）、修士（理学）、修士（工学）、修士（保健学）又は修士（口腔保健学）	————— —
	医歯理工保健学専攻（医療管理政策学コース）	修士（医療管理学）又は修士（医療政策学）	————— —
	医歯理工保健学専攻（グローバルヘルスリーダー養成コース）	修士（グローバル健康医学）	————— —
	医歯学専攻	————— —	博士（医学）、博士（歯学）、博士（数

			理医科学)又は博士 (学術)
	東京科学大学・チリ大学国際連携医学系専攻(*)	————— —	博士(医学)
	東京科学大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻(*)	————— —	博士(歯学)
	東京科学大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻(*)	————— —	博士(医学)
	生命理工医療科学専攻	————— —	博士(理学)、博士(工学)、博士(保健学)又は博士(口腔保健学)
保健衛生学研究科	看護先進科学専攻	修士(看護学)	————— —

※印は複合系コース

*印は第2条第3項に規定する国際連携専攻を示す。

(2) 専門職学位

学院	系・コース等	授与する学位(専攻分野)
環境・社会理工学院	技術経営専門職学位課程	技術経営修士(専門職)

別表3(第49条関係)

学院	免許状の種類	免許教科
理学院	中学校教諭専修免許状	数学、理科
	高等学校教諭専修免許状	数学、理科
工学院	高等学校教諭専修免許状	情報、工業
物質理工学院	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科、工業
情報理工学院	中学校教諭専修免許状	数学
	高等学校教諭専修免許状	数学、情報
生命理工学院	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科
環境・社会理工学院	高等学校教諭専修免許状	工業

○東京科学大学大学院学修規程

令和6年10月1日

規程第94号

(趣旨)

第1条 東京科学大学大学院（以下「大学院」という。）の修士課程、博士課程及び専門職学位課程における学修については、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程による。

(研究指導)

第2条 学院に所属する学生が大学院において教育を受けるためには、その所属する系において選択したコース又は所属する技術経営専門職学位課程（以下「コース等」という。）を担当する教員を指導教員としなければならない。

2 学修上の理由があるときは、許可を得て、指導教員を変更することができる。

3 研究科においては、研究指導を行うことができる教員を別に定める。

(授業科目及び単位数等)

第3条 大学院の授業科目及び単位数は、各学院若しくは各研究科（以下「各学院等」という。）又は学長が認める教育課程の定めるところによる。

2 各学院等は、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて体系的に編成するものとし、修了要件として修得を必要としている授業科目のほか、修了要件に算入しない授業科目を置くことができる。

3 学院において必要と認める場合は、前項の授業科目のほか、選択必修科目を設けて、体系的に編成することができる。

4 授業科目及び単位数等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法及び授業期間)

第4条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間以上30時間以内の別に定める時間数の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習、製図及び実技については、30時間以上45時間以内の別に定める時間数の授業をもって1単位とする。

2 各授業科目の授業は、各学院では、各クォーター（大学院学則第10条第2項に基づき各学期を前半と後半に分けた期間をいう。）において8週にわたる期間を単位として行うものとし、各研究科では、各学期において10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上の必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(履修申告及び再履修)

第5条 学生は、所定の期間内に、履修申告を行うものとする。

2 学生は、第7条第2項の規定により不合格となった授業科目を再履修することができる。

3 履修申告及び再履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修申告の上限単位数)

第6条 専門職学位課程の学生の履修申告は、各学期22単位を上限とする。ただし、学院への入学時において次の各号のいずれかに該当すると見込まれる学生にあつては、各学期30単位を上限とすることができる。

一 大学院学則第6条第3項の規定により、標準修業年限を1年とされる者

二 大学院学則第46条第2項の規定により、1年在学したものとみなされる者

2 医歯学総合研究科の医学又は歯学を履修する博士課程の学生のうち、大学院学則第7条に規定する長期履修学生の履修申告は、各年度12単位を上限とする。

(授業科目の履修の認定及び学修の評価)

第7条 授業科目の履修の認定は、授業の目的、形態又は内容に応じ、平常の学修成果や試験等の評価により、総合的に行う。

2 前項の規定による評価は、100点満点をもって表し、60点以上を合格とする。ただし、点数をもって評価しがたい場合は、合格(到達目標を最低限達成している。)及び不合格(到達目標を達成していない。)の評価をもってこれに代えることがある。

3 前項の評価基準は、次の表のとおりとする。

評価基準	評価	単位認定
当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した	90～100	合格
当該科目の到達目標を全て達成した	80～89	
当該科目の到達目標を概ね達成した	70～79	
当該科目の到達目標のうち最低限を達成した	60～69	
当該科目の到達目標を達成していない	0～59	不合格

4 第2項の評価により合格した者には、学期ごとに所定の単位を与える。なお、既修得単位の取り消し及び成績の更新はできない。

5 学生は、第2項の評価の結果に疑義があるときは、別に定めるところにより、成績の確認又は不服申立てを行うことができる。

6 前各項のほか、授業科目の履修の認定及び学修の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学修の評価における Grade Point 制度)

第8条 Grade Point (以下「GP」という。)とは、前条の学修の評価に基づき算出される0又は0.5から4.5までの数値をいう。

2 GPは、次の計算式により算出するものとする。ただし、学修の評価が59点以下の授業科目については「0」とする。

$GP = (\text{学修の評価} - 55) / 10$

- 3 Grade Point Average (以下「GPA」という。)は、個々の学生の学習到達度を計る数値であって、履修申告した授業科目ごとのGPに単位数を乗じ、その総和を履修申告した授業科目の単位数の総和で除して算出されるものをいう。
- 4 Grade Point Total (以下「GPT」という。)とは、履修申告した授業科目ごとのGPに単位数を乗じ、その総和を特定の値で除して算出されるものをいう。
- 5 前各項のほか、GP、GPA及びGPTに関し必要な事項は、別に定める。
(試験等)

第9条 第7条第1項に定める試験等は、学院における期末試験及び独自に実施する試験等並びに研究科における本試験、追試験及び再試験とする。

- 2 試験方法は、授業の目的、形態に応じ、授業担当教員が決定する。
- 3 本試験をやむを得ない理由により受けられなかった者については、別に定めるところにより、追試験を行うことがある。
- 4 本試験又は追試験を受験し、第7条第2項の評価に合格しなかった者については、別に定めるところにより、再試験を行うことがある。
- 5 前各項のほか、試験等に関し必要な事項は、別に定める。
(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条 学生は、大学院学則第41条第1項の規定に基づき、他の大学の大学院(次項において「他大学大学院」という。)の授業科目の履修を希望する場合は、所定の書類により所定の期間内に、所属する学院の長又は研究科の長に申請し、許可を受けなければならない。この場合において、学院に所属する学生においては、所属する学院の長への申請に先立ち、当該授業科目の授業担当教員の承認を得た上で、必要に応じて、指導教員及びコース主任又は技術経営専門職学位課程主任の承認を得るものとする。

- 2 履修を許可された者は、授業に関する諸事項については、当該授業科目を開設する他大学大学院の指示に従うものとする。
- 3 前項の授業科目を履修し単位を修得した場合は、所属する学院又は研究科の判断により、修士課程、博士課程又は専門職学位課程いずれかの修了の要件の単位として認める。
(外国の大学における授業科目の履修等)

第11条 大学院学則第41条第2項の規定に基づき、外国の大学における授業科目の履修等を希望する場合の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 大学院学則第42条の規定による単位認定を願い出た学生がある場合は、各学院等において教育上有益と認めるときは、認定することができる。

(修士論文、博士論文及びプロジェクトレポートの審査等)

第13条 修士論文(大学院学則第43条第2項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。)、博士論文及びプロジェクトレポートの審査等については、東京科学大学学位規程(令和6年規程第91号)、東京科学大学大学院の学院における修士、博士及び修士(専門職)学位審査等取扱細則(令和6年細

則 52 号) 及び各学院等が定める関連内規等の定めるところによる。

(修士課程、博士課程又は専門職学位課程における単位の修得)

第 14 条 大学院学則第 43 条から第 46 条までに規定する各課程の修了の要件として定める単位の修得については、学院については東京科学大学大学院の学院における学修に関する細則(令和 6 年細則第 50 号)に、研究科については東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則(令和 6 年細則第 51 号)に、それぞれ定める。

(博士課程への進学)

第 15 条 大学院学則第 17 条に規定する進学にあたっては、各学院等が行う選考試験に合格していなければならない。

(広域学修制度)

第 16 条 本学に、学生の選択したコース等又は所属する専攻における専門分野以外の分野における幅広い教養及び専門力の涵養を目的として、広域学修制度を設ける。

2 前項の広域学修制度の目的を達成するため、本学に、学生が広域な学修を可能とするプログラムを置くものとする。

3 前項のプログラムは、次の各号に掲げるプログラムに分類するものとし、その趣旨は当該各号に定めるものとする。

一 挑戦的学修プログラム 新たな分野の学修に挑むことで、分野を横断した多様な素養及び幅広い視野や見識を身につけた人材を養成する。

二 特別専門学修プログラム 分野横断的、かつ、機動的に編成された教育拠点において、プロジェクト的に、大学院課程の異なる専門分野を有機的に連携した教育を実施し、先端的分野や社会の課題に対応できる実務的人材を養成する。

三 副専門学修プログラム 学生が選択したコース等又は所属する専攻における高度な専門知識の体系的な修得のほか、選択したコース等又は所属する専攻以外の分野の広範な知識・技能の修得により、複眼的並びに学際的及び俯瞰的な視点を有する人材を養成する。

4 前項の分類に基づき置かれるプログラムの履修要件等については、別に定める。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、大学院の修士課程、博士課程及び専門職学位課程における学修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

一 東京工業大学大学院学修規程(平成 16 年規程第 12 号)

二 東京医科歯科大学大学院 G P A 制度に関する要項(平成 24 年 3 月 12 日制定)

3 令和 6 年 9 月 30 日において現に東京医科歯科大学の各研究科に在学する者

(以下「在学者」という。)及び令和6年10月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者が適用する GPA 制度については、第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則

令和6年10月1日
細則第51号

(趣旨)

第1条 この細則は、東京科学大学大学院学修規程（令和6年規程第94号。以下「大学院学修規程」という。）第17条の規定に基づき、東京科学大学大学院に置く医歯学総合研究科及び保健衛生学研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(授業)

第3条 授業は、講義、演習、実験又は実習により行う。

2 授業科目は、必修科目又は選択科目とする。

(1単位当たりの授業時間)

第4条 大学院学修規程第4条に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとし、授業科目ごとに設定する。

一 医歯学総合研究科

イ 講義及び演習については、15時間から30時間まで

ロ 実験及び実習については、30時間から45時間まで

二 保健衛生学研究科

イ 講義及び演習については、15時間から30時間まで

ロ 実験及び実習については、30時間から45時間まで

2 前項の授業時間の設定においては、次の事項に配慮しなければならない。

一 学習目標を十分に満たすこと。

二 自主的学修時間の確保

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和6年10月1日から施行する。

2 東京医科歯科大学大学院履修規則（平成22年規則第42号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 この細則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、東京医科歯科大学の各研究科に在学する学生（以下「在学者」という。）であって、施行日以後、引き続き東京科学大学の各研究科に在学する者に係る授業科目の履修等については、旧規則の規定は、なお効力を有する。

附 則（令6.11.5細77）

この細則は、令和6年11月5日から施行し、改正後の東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則の規定は、令和6年10月1日から適用する。

附 則（令7.5.9細13）

この細則は、令和7年5月9日から施行し、改正後の東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

○東京科学大学大学院医歯学総合研究科修士課程学修内規

令和7年5月9日
医歯学総合研究科長制定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第31条、東京科学大学大学院学修規程（令和6年規程第94号。以下「学修規程」という。）第3条及び第7条並びに東京科学大学大学院の研究科における学修に関する細則（令和6年細則第51号。以下「学修細則」という。）第5条の規定に基づき、大学院医歯学総合研究科修士課程における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

第2条 大学院医歯学総合研究科修士課程の授業科目は、次に掲げる主科目及び副科目とする。

- 一 主科目は、所属分野が開設する授業科目とする。
- 二 副科目は、前号以外の授業科目及び共通科目とする。

2 大学院医歯学総合研究科修士課程の授業科目及び修得すべき単位数は、別表に定めるものとする。

(履修届)

第3条 学生は、別表に定める授業科目のうちから、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

(追加履修)

第4条 履修科目の追加を行う学生は、各年度当初に定められた期日までに届け出なければならない。

(履修取消し)

第5条 履修登録済みの授業科目のうち、履修を継続しない科目については、本人からの願い出より取り消すことができる。

2 履修取消しを行う学生は、集中講義科目以外の授業科目については各授業科目の第5回目の講義開始までに、集中講義科目については当該科目の履修期間内に、別に定める履修登録科目取消願により研究科長に願い出るものとする。MMA科目及びMPH科目は3日目の講義開始前までとする。なお、夏期休業期間中等に行われる集中講義科目については、当該科目の履修確定日の翌日から授業開始日の1週間前までとする。

3 前2項によらず、科目責任者の判断により履修取消しを認める場合がある。

(授業方法等)

第6条 授業方法、内容及び1年間の授業計画は、履修要項において明示するものとする。

(成績評価)

第7条 成績評価について不服がある学生は、所定の期日までに所定の申立書を教育推進部教務課湯島教務室に提出しなければならない。

(再履修)

第8条 不合格の評価を得た科目については、所定の手続により再履修できるものとする。

2 再履修した科目の成績については、再履修をした年度の成績をもって評価する。
(再入学の単位認定)

第9条 大学院学則第21条に基づき再入学を許可された者の当該大学院における既修得単位については、別表に定める科目の一部又は全部を認定する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、大学院医歯学総合研究科修士課程における授業科目の履修に関する必要事項は、研究科委員会において別に定める。

附 則

この内規は、令和7年5月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

(1) 大学院医歯学総合研究科修士課程医歯理工保健学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
基礎科目	医歯学総合概論 * 1, * 2, * 3, * 5, * 9	1	2
	初期研究研修		
	医歯理工学先端研究特論 * 1, * 2, * 3, * 5, * 9		1
	人体形態学 * 1, * 9		1
	口腔形態学 * 2, * 3		1
	人体機能学 * 1, * 2, * 3, * 9		1
	病理病態学 * 1, * 2, * 4, * 9		1
	環境社会医歯学 * 1, * 2, * 3, * 9		1
	病院実習		1
	口腔保健臨地実習 * 4		2
	口腔保健工学特論 * 4	2	
専門科目	生化学 * 9		2
	薬理学		2
	免疫学		2
	発生・再生科学		2
	細胞生物学特論		1
	神経疾患特論		2

遺伝医学特論 * 9	2
口腔保健福祉学	2
ビッグデータ解析学 * 8	1
疾患オミックス情報学特論	1
機能分子化学 * 6	2
ケミカルバイオロジー特論 * 6	2
ケミカルバイオロジー技術特論 * 6	2
分子構造学特論 * 6	2
生体材料学 * 6	2
バイオメディカルデバイス理工学 I * 6, * 8	1
バイオメディカルデバイス理工学 II * 6	1
応用生体材料学 * 6	2
医歯薬産業技術特論 * 6	1
バイオメディカルシステム理工学 I * 6	1
バイオメディカルシステム理工学 II * 6	1
英語交渉・ディベート特論	2
研究倫理・医療倫理学 * 8, * 9	1
生命理工学概論 * 11	2
トランスレーショナルリサーチ特論	2
産学リンクージ特論	2
先制医療学実習 * 8	2
先制医療学基礎実習 * 8, * 9	1
保健医療情報学	2
Basic Human Pathology for Graduate Students	1
生体検査科学特論 I * 7	2
生体検査科学特論 II * 7	2
生体検査科学セミナー I * 7	1
臨床実践特別演習入門	1
臨床実践特別演習 I	1

	臨床実践特別演習Ⅱ		1
	医療データ科学概論＊8		1
	時間・空間の分子生命科学		1
	疫学基礎＊12		1
	生物統計学基礎＊12		1
	生物統計学応用Ⅰ＊12		1
	生物統計学応用Ⅱ＊12		1
	臨床試験方法論基礎＊12		1
	臨床試験方法論応用＊12		1
	口腔疫学基礎＊12		1
	疫学応用＊12		1
	臨床疫学解析演習＊13		1
演習・実習・研究科目	医科学演習＊1, ＊9		4
	医科学実習＊1, ＊9		4
	歯科学演習＊2		4
	歯科学実習＊2		4
	口腔保健学演習＊3		4
	口腔保健学実習＊3		4
	生命理工学演習＊5		4
	生命理工学実習＊5		4
	保健学演習＊7		4
	保健学実習＊7		4
	課題研究	4	
医療管理政策学科 目 (医療管理政策 学コース)	医療政策概論＊9		1
	医療社会政策論		1
	世界の医療制度		1
	医療保険論		2
	医療政策各論		2
	医療産業論		2
	医療経済論		2

先端医療技術・産学連携	1
医療機関リスク管理	1
医療のTQM	1
医療機能評価	1
ポストコロナ社会における感染症対策	1
医療制度と法	1
医事紛争と法	1
生命倫理と法	1
診療情報管理学	1
IT時代の医療診断システムとセキュリティ	1
医療思想史	1
世界の文化と医療	1
世界の宗教と死生観	1
病院設計・病院設備	1
衛生工学・汚染管理	1
医療とリーダーシップ	1
戦略と組織	1
財務・会計	1
医療の人間工学	1
人的資源管理	1
医療とコミュニケーション*9	1
医歯学総合概論	2
臨床研究・治験	1
ビッグデータ解析学	1
医療データ分析概論	1
医歯理工学先端研究特論	1
環境社会医歯学	1
医歯薬産業技術特論	1
医療データ科学概論	1
疫学基礎	1

	生物統計学基礎		1
	生物統計学応用I		1
	生物統計学応用II		1
	臨床試験方法論基礎		1
	臨床試験方法論応用		1
	口腔疫学基礎		1
	疫学応用		1
	課題研究	8	
グローバル健康医学科目 (グローバルヘルスリーダー養成コース)	疫学入門*8	2	
	社会疫学	2	
	生物統計入門*8	2	
	実践生物統計		2
	公衆衛生のための医学・生物学		2
	保健医療システム・マネジメント	2	
	グローバルヘルス	4	
	母子保健学		2
	ヘルスケアビジネス		2
	行動科学	2	
	地球環境と健康	2	
	疫学基礎*12		1
	生物統計学基礎*12		1
	生物統計学応用I*12		1
	生物統計学応用II*12		1
	臨床試験方法論基礎*12		1
	臨床試験方法論応用*12		1
	口腔疫学基礎*12		1
	疫学応用*12		1
	臨床疫学解析演習*13		1
	課題研究I	6	
	課題研究II	6	

認定遺伝カウンセラー 受験資格関連科目 (遺伝カウンセリングコース)	人類遺伝学*9, *10	2	
	臨床遺伝学*9, *10	2	
	研究倫理演習*9, *10	1	
	遺伝カウンセリング学*9, *10	3	
	遺伝カウンセリング実習*9, *10	6	

- 1 下記に示す修了要件単位を修得すること。
 - 一 修士（医科学）、修士（歯科学）の学位の修得を目指す学生は、基礎科目中、必修科目から8単位、演習・実習・研究科目12単位、その他基礎科目（必修科目を除く。）、専門科目及び医療管理政策学科目並びにグローバル健康医学科目から10単位以上を修得し、合わせて30単位以上。
 - 二 修士（口腔保健学）の学位の修得を目指す学生は、基礎科目中、必修科目から7単位、基礎科目の選択科目中「病理病態学」及び「口腔保健臨地実習」又は「口腔保健工学特論」から2単位以上、演習・実習・研究科目12単位、その他基礎科目（必修科目を除く。）、専門科目及び医療管理政策学科目並びにグローバル健康医学科目から9単位以上を修得し、合わせて30単位以上。
 - 三 修士（理学）、修士（工学）の学位の修得を目指す学生は、基礎科目中、必修科目4単位、演習・実習・研究科目12単位、その他基礎科目（必修科目を除く。ただし、選択科目中、人体形態学を履修した者は口腔形態学の履修は不可）、専門科目及び医療管理政策学科目並びにグローバル健康医学科目から14単位以上を修得し、合わせて30単位以上。
 - 四 修士（保健学）の学位の修得を目指す学生は、基礎科目中、必修科目1単位、専門科目中、必修科目7単位、演習・実習・研究科目12単位、その他基礎科目（必修科目を除く。ただし、選択科目中、人体形態学を履修した者は口腔形態学の履修は不可）、専門科目（必修科目を除く。）及び医療管理政策学科目並びにグローバル健康医学科目から10単位以上を修得し、合わせて30単位以上。
 - 五 修士（医療管理学）、修士（医療政策学）の学位の修得を目指す学生は、医療管理政策学科目のうち課題研究8単位及びその他の科目22単位以上を修得し、合わせて390単位以上。
 - 六 修士（グローバル健康医学）の学位の修得を目指す学生は、グローバル健康医学科目のうち必修科目28単位、選択科目2単位以上を修得し、合わせて30単位以上。
- 2 *1：修士（医科学）の学位の修得を目指す学生について必修科目とする。
- 3 *2：修士（歯科学）の学位の修得を目指す学生について必修科目とする。
- 4 *3：修士（口腔保健学）の学位の修得を目指す学生について必修科目とする。
- 5 *4：修士（口腔保健学）の学位の修得を目指す学生について、「病理病態学」及び「口腔保健臨地実習」の履修、又は「口腔保健工学特論」の履修のいずれかを必須とする。
- 6 *5：修士（理学）、修士（工学）の学位の修得を目指す学生について必修科

目とする。

- 7 *6：修士（工学）の学位の修得を目指す学生について、11科目17単位の中から4単位以上必ず修得すること。
- 8 *7：修士（保健学）の学位の修得を目指す学生について必修科目とする。
- 9 *8：先制医療学コースを履修する学生は、医歯理工保健学専攻の修了要件を満たし、これらの科目を全て履修し、単位を修得した場合、先制医療学コースに関する学修成果を認定する。
- 10 *9：以下の*10を含む遺伝カウンセリングコース指定科目を37単位修得した場合、認定遺伝カウンセラーの受験資格を得ることが出来る。
- 11 *10：先進倫理医科学分野に所属する学生が選択できる授業科目とする。
- 12 *11：修士（理学）、修士（工学）の学位の修得を目指す学生のうち10月に入学する学生について必修科目とする。
- 13 *12及び13：臨床疫学プログラムを履修する学生は、医歯理工保健学専攻の修了要件を満たし、臨床疫学プログラム指定科目から選択科目（*12）を5単位以上かつ必修科目（*13）を全て履修し、単位を修得した場合、臨床疫学プログラムに関する学修成果を認定する。

(2) 大学院共通履修科目

授業科目の名称	単位数
ポストコロナ社会における感染症対策	1

- 1 この科目は、大学院医歯学総合研究科に開設するものとし、大学院医歯学総合研究科に在学する学生であれば履修できるものとする。
- 2 ポストコロナ社会における感染症対策を修了要件に含まれる選択科目又は必修科目として履修する学生又は履修して単位を付与された学生を除く。

(3) 大学院人間医療科学技術コース科目

授業科目の名称	単位数
人間医療科学技術修士論文研究計画論第一 *2	1
人間医療科学技術修士論文研究計画論第二 *2	1
人間医療科学技術実践プロジェクト *2	2
人間医療科学技術他分野専門基礎第一 *1	1
人間医療科学技術他分野専門基礎第二 *1	1
人間医療科学技術概論第一 *1	1
人間医療科学技術概論第二 *1	1
先端人間医療科学技術第一 *1	1
先端人間医療科学技術第二 *1	1
デザイン創造基礎 *1	2

- 1 これらの科目は、人間医療科学技術コースを履修する学生が選択できる授業科目とする。
- 2 *1及び2：人間医療科学技術コースを履修する学生は、医歯理工保健学専攻の修了要件を満たし、人間医療科学技術コース科目から選択科目(*1)を3単位以上かつ必修科目(*2)を全て履修し、単位を修得した場合、人間医療科学技術コースに関する学修成果を認定する。

○東京科学大学学位規程

令和6年10月1日
規程第91号

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、東京科学大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、東京科学大学学則(令和6年学則第1号)及び東京科学大学大学院学則(令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士(専門職)とする。

2 学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	専攻分野の名称
学士	理学 工学 医学 看護学 保健学 歯学 口腔保健学
修士	理学 工学 医科学 歯科学 医療管理学 医療政策学 グローバル健康医学 看護学 保健学 口腔保健学 学術
博士	理学 工学 技術経営 医学 歯学

	数理医科学 看護学 保健学 口腔保健学 学術
修士（専門職）	技術経営

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、修士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻の一貫制博士課程において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う学位論文審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

（修士（専門職）の学位授与の要件）

第6条 修士（専門職）の学位は、専門職学位課程を修了した者に授与する。

（学位論文又はレポート等の提出）

第7条 修士及び第5条第1項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、学位論文（大学院学則第43条第2項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）に所定の書類を添えて、又は修士（専門職）の学位の授与を申請する者は、特定研究課題の成果をまとめたプロジェクトレポート（以下「レポート」という。）に所定の書類を添えて、所属する学院又は研究科の長を経て、学長に提出するものとする。

2 第5条第2項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、学位論文に所定の書類を添えて、学長に提出するものとする。

3 第5条第2項の規定による博士の学位の授与を申請する者は、別に定める論文審査手数料を納付しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により提出した申請書類及び前項の規定により納付した論文審査手数料は、返還しない。

（審査機関等）

第8条 修士、博士及び修士（専門職）の学位に係る審査は、学院教授会又は研究科委員会において行うものとする。

2 学長は、前条第1項の規定により学位論文又はレポートの提出があったときは、申請者の所属する学院又は研究科の長に審査を付託するものとする。

3 学長は、前条第2項の規定により学位論文の提出があったときは、学院又は

研究科を指定し、当該学院長又は研究科長に審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 学院長又は研究科長は、前条第2項又は第3項の規定により学位論文又はレポートの審査を付託されたときは、学院長は申請者が選択するコースのコース担当教員会議に、研究科長は研究科委員会に、それぞれ審査員の指名及び審査委員会の設置を依頼するものとする。

2 コース担当教員会議又は研究科委員会は、学位論文又はレポートごとに、本学の教員3人以上の審査員を指名し、審査委員会を設置するものとする。この場合において、審査員のうち1人を審査員主査として指名するものとする。

3 学院長又は研究科長は、専攻分野に応じて特に必要と認めるときは、あらかじめ3人を超える審査員の数を指定して、審査員の指名を依頼することができる。

4 指名した審査員主査及び審査員について、コース担当教員会議は学院長及び学院教授会に、研究科委員会は研究科長に報告する。

5 前各項の規定にかかわらず、国際連携専攻にあつては、前条第2項の規定により学位論文審査を付託された研究科長は、共同で教育課程を編成した外国の大学院（以下「国際連携大学」という。）と協議の上、学位論文ごとに選出する審査員で構成される合同の審査委員会を設置するものとする。

6 第2項及び前項の審査員として指名又は選出できる者については、学院長又は研究科長が別に定める。

(審査期間)

第10条 第4条及び第6条の規定に係る学位論文又はレポートの審査期間は3月以内、第5条の規定に係る学位論文の審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、学院教授会又は研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(最終試験及び学力の確認)

第11条 大学院学則第43条から第45条までの規定による最終試験及び第5条第2項の規定による学力の確認は、専攻分野の学識及び外国語能力を有することを確認するために、学位論文に関連のある学術分野について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 大学院学則第46条に規定する専門職学位課程の修了のための学力の確認については、専攻分野の学識及び外国語能力を有することを確認するために、レポートの発表及びレポートに関連のある学術分野について口頭又は筆答による最終試験を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻における最終試験は、学位論文に関連のある学術分野についてのみ行う。

(審査等の結果報告)

第12条 学位論文又はレポートの審査が終了したときは、審査員主査は、その結果に第4条、第5条第1項又は第6条の規定による者については最終試験の結果を、第5条第2項の規定による者については学力の確認の結果を添えて、

学院教授会又は研究科委員会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第13条 学院教授会又は研究科委員会は、前条の規定による報告を基にして、修士、博士及び修士(専門職)の学位を授与すべきか否かを審議する。

(博士の学位授与の審議)

第14条 博士の学位授与の審議については、学院教授会又は研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、審議結果を可とするには、可とする者が当該出席者の3分の2以上でなければならない。

2 学院教授会又は研究科委員会が特に認めた事由で出席できない者は、前項の構成員数に算入しない。

(学位授与の審議の結果報告)

第15条 学院教授会又は研究科委員会において、修士、博士及び修士(専門職)の学位授与に関する審議を行ったときは、学院長又は研究科長は、学位審査及び最終試験又は学力の確認の結果を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、修士、博士及び修士(専門職)の学位授与の可否を決定し、当該結果を申請者に通知する。

2 学長は、学位を授与すべき者には、学位記を授与する。

(学位記の様式)

第17条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得てインターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。ただし、国際連携専攻に係る学位にあっては本学名に加えて、国際連携大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第21条 学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学院教授会、学部教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、

学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位の榮譽を汚す行為があったとき。

2 前項の審議を行う場合の定足数及び議決については、第 14 条の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第 22 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から 3 月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

(雑則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、学位審査等に関し必要な事項は、別に定める。ただし、国際連携専攻にあっては、国際連携大学と協議し、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規程及び規則は、廃止する。

一 東京工業大学学位規程（平成 16 年規程第 13 号。以下「旧東工大規程」という。）

二 東京医科歯科大学学位規則（平成 16 年規則第 56 号。以下「旧医科歯科大規則」という。）

3 この規程施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、東京工業大学学部又は東京医科歯科大学院保健衛生学研究科共同災害看護学専攻に所属する学生であって、施行日以降、引き続き東京科学大学に在学する学生については、当該学生が東京科学大学に在学しなくなるまでの間、旧東工大規程又は旧医科歯科大規則の規定は、なおその効力を有する。

別紙

1 学士課程を卒業した場合（第3条関係）

<p><i>Institute of Science Tokyo</i></p> <p>THE PRESIDENT HEREBY CONFERS UPON</p> <p style="text-align: center;">○○ ○○ BORN ○○ ○, ○○ THE DEGREE OF ○○○○</p> <p>upon affirming recognition by the Dean of the successful completion of the course of study in the</p> <p style="text-align: center;">Department of ○○○○ School of ○○○○</p> <p>being of Tokyo Institute of Technology (Tokyo Medical and Dental University) at the time of enrollment</p> <p>In attestation thereof this diploma is awarded this day under the seal of the Institute of Science Tokyo and the signatures of the President and the Dean</p>	<p style="text-align: right;">○学第 号</p> <p>学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">（東京工業（東京医科歯科）大学入学）</p> <p>本学○学院（学部）○系（学科）所定の課程を修めたことを認める</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東京科学大学○学院（学部）長</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>本学○学院（学部）長の認定により本学を卒業したことを認め学士（○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">東京科学大学長</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人東京科学大学理事長</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">大 学 之 印</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">○○ ○, ○○ Signature President and Chief Academic Officer Signature Dean of the School</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">大 学 之 印</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">Signature President and Chief Executive Officer</p>

2 大学院の課程を修了した場合（第4条及び第5条関係）

<p>Institute of Science Tokyo</p> <p>HEREBY CONFERS UPON</p> <p>○○ ○○ BORN ○○ ○, ○○ THE DEGREE OF ○○○○</p> <p>in recognition of the completion of the course of study in the</p> <p>Department of ○○○○ School of ○○○○ (Graduate School of ○○○○)</p> <p>being of Tokyo Institute of Technology (Tokyo Medical and Dental University) at the time of enrollment and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree</p> <p>○○ ○, ○○</p> <p>Signature Signature President and Chief Academic President and Chief Executive Officer Officer</p>	<p>○修（博）第 号</p> <p>学 位 記</p> <p>氏 名 年 月 日生 (東京工業（東京医科歯科）大学大学院入学)</p> <p>大 学 之 印</p> <p>本学○○○学院（研究科）○○系○○コース（専攻）の修士 （博士）課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及 び最終試験に合格したので修士（博士）（○○）の学位を授与 する</p> <p>年 月 日</p> <p>東京科学大学長 氏 名</p> <p>国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名</p>
---	--

備考 大学院学則第38条第1項に定める教育課程、同条第4項に定めるコース又はプログラム及び同条第5項に定める災害看護グローバルリーダー養成コースを修了した場合を除く。

3 大学院学則第 38 条第 4 項に定めるコース又はプログラムを修了した場合（第 4 条及び第 5 条関係）

<p style="text-align: center;"><i>Institute of Science Tokyo</i></p> <p style="text-align: center;">HEREBY CONFERS UPON</p> <p style="text-align: center;">○○ ○○ BORN ○○ ○, ○○ THE DEGREE OF ○○○○</p> <p>in recognition of the completion of the course of study in the</p> <p style="text-align: center;">Department of ○○○○ Graduate School of Medical and Dental Sciences</p> <p>being of Tokyo Medical and Dental University at the time of enrollment and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree</p> <p>This is also to certify that the above-named person has completed all the requirements of □□□□</p>	<p style="text-align: right;">○修（博）第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">（東京医科歯科大学大学院入学）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大 学 之 印</p> </div> <p>本学大学院医歯学総合研究科○○専攻の修士（博士）課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（博士）（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">本学□□□□を修了したことを証する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京科学大学長 氏 名</p> <p style="text-align: right;">国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">大 学 之 印</p> </div> <p style="margin-left: 10px;">○○ ○, ○○ Signature Signature President and Chief Academic President and Chief Executive Officer Officer</p>	

備考 □□□□には、大学院学則第 38 条第 4 項に定めるコース又はプログラムの名称を記入する。

4 大学院学則第 38 条第 1 項に定める教育課程を修了した場合（第 5 条関係）

Institute of Science Tokyo		○博第 号
HEREBY CONFERS UPON		学 位 記
○○ ○○ BORN ○○ ○, ○○ THE DEGREE OF ○○○○		氏 名 年 月 日生 (東京工業大学大学院入学)
in recognition of the completion of the course of study in the		
Department of ○○○○ School of ○○○○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大 学 之 印</div>	本学○○○学院○○系○○コースの博士課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博 士（○○）の学位を授与する
being of Tokyo Institute of Technology at the time of enrollment and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree		本学□□□□を修了したことを証する
This is also to certify that the above-named person has completed all the requirements of □□□□		年 月 日
○○ ○, ○○		東京科学大学長 氏 名
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">大 学 之 印</div>	Signature President and Chief Academic Officer	Signature President and Chief Executive Officer
		国立大学法人東京科学大学理事長 氏 名

備考 □□□□には、大学院学則第 38 条第 1 項に定める教育課程の名称を記入する。

5 大学院学則第 38 条第 5 項に定める災害看護グローバルリーダー養成コースを修了した場合（第 5 条関係）

Institute of Science Tokyo

○博第 号

HEREBY CONFERS UPON

学 位 記

〇〇 〇〇

BORN 〇〇 〇, 〇〇

THE DEGREE OF

Doctor of Philosophy in Nursing Science

氏 名

年 月 日生

(東京医科歯科大学大学院入学)

in recognition of the completion of the course of study in the

Department of Nursing Innovation Science
Graduate School of Health Care Sciences

大 学
之 印

本学大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する

being of Tokyo Medical and Dental University at the time of enrollment
and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree

本学災害看護グローバルリーダー養成コース（Disaster
Nursing Global Leader）を修了したことを証する

This is also to certify that the above-named person has completed all the
requirements of the Disaster Nursing Global Leader degree program

年 月 日

〇〇 〇, 〇〇

東京科学大学長

氏 名

大 学

Signature

Signature

President and Chief Academic

President and Chief Executive

之 印

Officer

Officer

国立大学法人東京科学大学理事長

氏 名

6 大学院の課程を修了した場合（第6条関係）

Institute of Science Tokyo

専第 号

HEREBY CONFERS UPON

学 位 記

〇〇 〇〇

BORN 〇〇 〇, 〇〇

THE DEGREE OF

Master of Management of Technology

氏 名

年 月 日生

（東京工業大学大学院入学）

in recognition of the completion of the course of study in the

Department of Technology and Innovation Management

School of Environment and Society

大 学

本学環境・社会理工学院技術経営専門職学位課程を修了した
ことを認め技術経営修士（専門職）の学位を授与する

之 印

being of Tokyo Institute of Technology at the time of enrollment

and for fulfilling all the requirements prescribed by the Institute for that degree

年 月 日

東京科学大学長

氏 名

国立大学法人東京科学大学理事長

氏 名

〇〇 〇, 〇〇

大 学

Signature

Signature

President and Chief Academic

President and Chief Executive

Officer

Officer

之 印

7 論文提出による場合（第2項関係）

Institute of Science Tokyo

○学位第 号

学 位 記

HEREBY CONFERS UPON

○○○○○

BORN ○○ ○, ○○

氏 名

年 月 日生

having submitted a dissertation and
having passed the required examinations
the degree of

Doctor of ○○○○

大 学
之 印

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

年 月 日

with all the rights, privileges, and honors pertaining thereto

東京科学大学長

氏 名

国立大学法人東京科学大学理事長

氏 名

○○ ○, ○○

大 学

Signature

Signature

President and Chief Academic

President and Chief Executive

Officer

Officer

之 印

○東京科学大学大学院医歯学総合研究科委員会修士（医療管理学・医療政策学）
に係る学位論文審査及び試験内規

令和7年10月2日
医歯学総合研究科長制定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京科学大学学位規程（令和6年規程第91号）第23条の規定に基づき、東京科学大学大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻医療管理政策学(MMA)コース（以下「本コース」という。）における修士（医療管理学）及び修士（医療政策学）の学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位論文提出の資格）

第2条 学位論文提出の資格を有する者は、本コースに在学する学生で、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第3条第1項第1号に規定する修士課程に、医療管理学コースにおいては6月以上、医療政策学コースにおいては1年6月以上在学し、原則として、大学院学則第43条第1項に規定する所定の単位中22単位以上を修得したものとする。

（学位論文）

第3条 学位論文は、原則として「要旨、序論、研究方法、結果、考察、文献」の順に記載された、課題研究の成果等に基づく高度な学術的内容を含む英文又は和文による単独の著作1編とし、参考論文の添付は認めない。

2 医療管理学コースにおける学位論文は、特に様式を定めない課題研究報告書をもって充てることとする。

3 医療政策学コースにおける学位論文は、あらかじめ決められた課題研究の方針に沿って行うものとする。

（学位論文に添付する書類）

第4条 学位論文に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 申請書（別紙様式1）
- 二 履歴書（別紙様式2）
- 三 学位論文要旨（1千字以内）（別紙様式3）
- 四 審査員候補者記入表（別紙様式4）

（学位論文の審議）

第5条 本コースにおける学位論文の審議は、東京科学大学大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻医療管理政策学(MMA)コース運営協議会（以下「MMA運営協議会」という。）の議を経て、研究科委員会において行う。

（審査委員会）

第6条 審査委員会は、MMA運営協議会において選出された東京科学大学（以下「本学」という。）の教員3人で構成し、うち1人は本コース担当教員を充てるものとする。ただし、MMA運営協議会において必要と認めるときは、連携大学院分野を構成する教員を、当該審査委員会を構成する審査員に含めることができる。

2 MMA運営協議会において必要と認めるときは、前項に定める者のほか、三大

学連合の趣旨に基づき本コースの教員のほか、他の大学院、研究所又は高度の水
準を有する病院の教員を審査委員会の審査員に加えることができる。

- 3 審査委員会は、学位論文の審査を行う。
- 4 審査委員会は、医療管理学コースにかかる審査において、提出された課題研究
報告書が学位論文として相応しいか判断する。

(最終試験)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査を終了した後、専攻分野の学識及び外国語
能力を有することを確認するために、学位論文に関連のある学術分野について、
口頭又は筆答による最終試験を行う。

- 2 最終試験は、MMA運営協議会において特別な事由があると認められた場合を
除き、外国語を課すものとする。
- 3 最終試験の方法は、審査委員会が決定する。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行い、MMA運営協議会が
定める日までに研究科委員会に審査結果を報告するものとする。

- 2 前項の審査結果の報告は、次に掲げる書類をもって行うものとする。
 - 一 学位論文要旨
 - 二 学位論文の審査の要旨
 - 三 最終試験の結果の要旨
- 3 前項第3号の最終試験の結果の要旨には、最終試験の方法と結論の要旨を記載
するものとする。

(MMA運営協議会の審議)

第9条 研究科長は、前条の報告を受けた後、MMA運営協議会を開催し、学位授
与の可否について審議するものとする。

- 2 研究科長は、MMA運営協議会開催日の7日前までに、次に掲げる書類をMMA
運営協議会委員に配布するものとする。
 - 一 学位論文要旨
 - 二 学位論文の審査の要旨(審査委員会主査名を記載したもの)
 - 三 最終試験の結果の要旨(審査委員会主査名を記載したもの)
 - 四 履歴書
 - 五 学位論文
- 3 第1項の審議を行うには、MMA運営協議会委員の3分の2以上の出席を必要
とする。
- 4 学位を授与できるものと議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要と
する。
- 5 MMA運営協議会が特に認めた事由で出席できない者は、第3項の構成員数に
算入しない。

(学位論文提出の時期)

第10条 学位論文は、各年度においてMMA運営協議会が定める日までに、所定
の書類を添えて提出するものとする。

(学位論文の公開)

第11条 学位論文は公開するものとする。ただし、知的財産権、個人の情報等の保護について、侵害される恐れがあるとMMA運営協議会が判断した場合は、非公開とすることができる。

(適宜の処置)

第12条 学位の審査に関し、この内規を適用し得ない場合は、MMA運営協議会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和7年10月2日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和6年10月1日から適用する。
- 2 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科委員会修士（医療管理学・医療政策学）に係る学位論文審査及び試験内規（平成16年12月7日医療管理政策学（MMA）コース運営協議会制定）は、廃止する。

別紙様式 1

年 月 日

コース担当教員印

大学院医歯学総合研究科長 殿

年度入学 大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻
医療管理政策学（MMA）コース

氏 名 _____ 印(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

学位論文審査申請書

わたくしは、このたび修士（ ）に係る学位論文の審査を受けたいので、学位規程第7条第1項により、学位論文及び所定の書類を添えて提出いたします。

・学位論文題名

別紙様式2

履 歴 書

氏 名	ふりがな	男 女
生年月日	年 月 日生	
本 籍		
現 住 所	〒 Tel :	

別紙様式 3

学位論文要旨

論文題名：

氏名 _____

※1,000字以内とする。

審査員候補者記入表

申請者氏名 _____

コース担当教員 _____ 印

	所属名	氏名
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

※ 審査員の選出にあたっては、コース担当教員と打ち合わせの上選出してください。

※ 審査員 3 名のうち 1 名はコース担当教員を選出してください。

別紙様式 1
別紙様式 2
別紙様式 3
別紙様式 4

○東京科学大学大学院学位論文等審査基準

令和6年10月1日
制定

(趣旨)

第1条 東京科学大学学位規程(令和6年規程第91号)第23条の規定に基づき、東京科学大学(以下「本学」という。)において授与する修士、博士及び修士(専門職)の学位に係る学位論文(東京科学大学大学院学則(令和6年学則第2号)第43条第2項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)又は特定研究課題の成果をまとめたプロジェクトレポート(以下「レポート」という。)の審査基準について定める。

(修士)

第2条 修士の学位に係る学位論文審査では、本学学位授与の方針(ディプロマポリシー)等を踏まえ、学位論文の内容が、次に掲げる要件を満たし、当該研究領域において、十分な研究能力を修得しているかという観点で審査する。

一 研究目的の適切性

当該研究領域に関する基礎的な知識を有し、先行研究を十分に理解・検討した上で、意義のある研究目的が適切に設定されているか。

二 研究方法の適切性

高い倫理観に裏打ちされた、適切な研究計画、研究方法となっているか。

三 考察の適切性

得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切な考察がなされた上で、論理一貫性をもって記述できているか。

(博士)

第3条 博士の学位に係る学位論文審査では、本学学位授与の方針(ディプロマポリシー)等を踏まえ、学位論文の内容が、次に掲げる要件を満たし、当該研究領域において、自立した研究者として高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得しているかという観点で審査する。

一 研究目的の先駆性・独創性

当該研究領域に関する多面的かつ専門的な知識を有し、先行研究を十分に理解・検討した上で、先駆的又は独創的な発想に基づき研究目的が設定されているか。

二 研究の社会的意義

当該研究領域の発展に寄与し、人類の健康と福祉や、知的発展への貢献につながる研究内容であるか。

三 研究方法の倫理性・論証性

研究計画、研究方法が、高い倫理観と幅広い視野に基づき策定されたものであり、十分な論証性を備えているか。

四 考察の俯瞰性

得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切かつ十分な考察がなされた上で、論理一貫性をもって記述できているか。また、当該分野における研究成果の貢献と、今後の学問的・社会的発展性に関して、俯瞰性を備えた記

述となっているか。

(修士(専門職))

第4条 修士(専門職)の学位に係るレポート審査では、本学学位授与の方針(ディプロマポリシー)等を踏まえ、レポートの内容が、次に掲げる要件を満たし、当該研究領域において、十分な研究能力を修得しているかという観点で審査する。

一 研究目的の適切性

当該研究領域に関する基礎的な知識を有し、先行研究を十分に理解・検討した上で、イノベーション実現のための実践力を習得するために意義のある研究目的が適切に設定されているか。

二 研究方法の適切性

高い倫理観に裏打ちされた、適切な研究計画、研究方法となっているか。

三 考察の適切性

得られた研究データ・結果を正しく評価し、適切な考察がなされた上で、論理一貫性をもって記述できているか。

附 則

- 1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学大学院学位論文審査基準(平成27年2月17日制定)は、廃止する。

○東京科学大学におけるGPA制度に関する要項

令和6年10月1日
制定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京科学大学学修規程（令和6年規程第88号。以下「学修規程」という。）第7条第5項及び東京科学大学大学院学修規程（令和6年規程第94号。以下「大学院学修規程」という。）第8条第5項の規定に基づき、東京科学大学（以下「本学」という。）に置く学院並びに医学部、歯学部及び研究科における学修の評価におけるGrade Point Average（以下「GPA」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 Grade Point（以下「GP」という。） 学修規程第7条第1項及び第2項並びに大学院学修規程第8条第1項及び第2項に規定する履修申告した授業科目の成績に基づき算出される0又は0.5から4.5までの数値をいう。
- 二 Grade Point Average（以下「GPA」という。） 学修規程第9条第3項及び大学院学修規程第8条第3項に規定する授業科目のGPと単位数の積の総和を履修申告した授業科目の単位数の総和で除した数値をいう。
- 三 クォーターGPA 各クォーターにおけるGPAをいう。
- 四 学期GPA 各学期におけるGPAをいう。
- 五 年度GPA 各年度におけるGPAをいう。
- 六 通算GPA 在学期間におけるGPAをいう。

(対象学生)

第3条 GPA制度を適用する対象学生は、本学の学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在学する全ての学生とする。ただし、工学部に在学する学生を除く。

(対象授業科目)

第4条 GPA制度の対象とする授業科目（以下「対象授業科目」という。）は、各課程において卒業又は修了の要件となる全ての授業科目とする。ただし、次に掲げる授業科目は、対象としない。

- 一 学修規程第6条第2項ただし書及び大学院学修規程第7条第2項ただし書の規定により「合格」又は「不合格」をもって学修の評価を行う授業科目
- 二 学修規程第9条から第12条まで並びに大学院学修規程第10条及び第12条の規定により単位を認定された授業科目
- 三 東京科学大学の学院における学修に関する細則（令和6年細則第48号）別表に規定する研究関連科目、横断科目（教養科目）及び横断科目（専門科目）並びに東京科学大学大学院の学院における学修に関する細則（令和6年細則第50号）別表に規定する講究科目、研究関連科目、横断科目（教養科目）及び横断科目（専門科目）に分類される授業科目

(GPAの算出方法)

第5条 学院においては、クォーターGPA、学期GPA、年度GPA及び通算GPAについて、全ての対象授業科目によるGPA並びに専門科目群及び教養科目群のGPAを算出するほか、学院の学士課程の学生については、併せて授業科目区分ごとの対象授業科目によるGPAを算出するものとする。

2 医学部、歯学部及び研究科においては、全ての対象授業科目による年度GPA及び通算GPAを算出するものとする。

3 前2項のGPAは、次の各号の計算式により算出するものとし、その数値に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

一 クォーターGPA = (当該クォーターに履修申告した対象授業科目のGP×単位数)の総和 / (当該クォーターに履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

二 学期GPA = (当該学期に履修申告した対象授業科目のGP×単位数)の総和 / (当該学期に履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

三 年度GPA = (当該年度に履修申告した対象授業科目のGP×単位数)の総和 / (当該年度に履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

四 通算GPA = (在学期間に履修申告した対象授業科目のGP×単位数)の総和 / (在学期間に履修申告した対象授業科目の単位数)の総和

(再履修科目の単位修得時の取扱い)

第6条 不合格とされた授業科目を再履修し、単位を修得した場合は、当該科目の不合格とされた成績をGPAの算出から除外し、修正するものとする。

(GPAの成績証明書等への記載)

第7条 学院においては、成績証明書及び学業成績書、医学部、歯学部及び研究科においては成績証明書に、通算GPAを記載するものとする。

2 学院においては、教務Webシステムに、クォーターGPA、学期GPA、年度GPA及び通算GPAを記載するものとする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、GPA制度の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

附 則 (令7.3.7)

1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要項の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、東京科学大学の各学部_に在学する学生(以下「在学者」という。)であって、施行日以後、引き続き東京科学大学の各学部_に在学する者(施行日以後に在学者の属する年次に再入学、転入学又は編入学する者を含む。)に係る対象授業科目については、改正前の東京科学大学におけるGPA制度に関する要項の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (令7.6.16)

この要項は、令和7年6月16日から施行し、改正後の東京科学大学におけるGPA制度に関する要項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

○東京科学大学学生の懲戒等に関する規程

令和6年10月1日
規程第122号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京科学大学学則（令和6年学則第1号。以下「学則」という。）第45条第3項及び東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第58条第3項の規定に基づき、東京科学大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒及び教育的措置（以下「懲戒等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒等は、対象となる行為の態様、経緯、結果、影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものでなければならない。

2 懲戒等によって学生に科せられる不利益は、過重なものとなってはならない。

3 懲戒等の取扱いについては、刑事訴追の有無を処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

(懲戒等の対象となる行為)

第3条 懲戒等の対象となる行為は、次に掲げるとおりとする。

一 犯罪行為又は犯罪未遂行為

二 国立大学法人東京科学大学におけるハラスメントの防止等に関する規則（令和6年規則第57号）第2条第7号に規定する行為

三 国立大学法人東京科学大学情報倫理規則（令和6年規則第69号）第3条に規定する行為

四 試験における不正又は論文の作成における不正等学問的倫理に反する行為

五 本学の教育研究活動を妨害する行為

六 本学の名誉・信用を失墜させる行為

七 本学の規則に違反する行為

八 その他学生の本分に著しく反する行為

(懲戒処分の種類及び内容)

第4条 懲戒処分の種類及び定義は、次に掲げるとおりとする。

一 退学 本学の学生としての身分を喪失させること。

二 停学 6月以下の期間を定めて、又は期間を定めずに、登校を禁ずること。

三 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

2 停学期間の計算は、暦日によるものとする。

3 停学期間は、在学期間に算入する。ただし、卒業又は修了に係る在学期間の要件においては、在学期間に算入しない。

4 停学期間が1月以内の場合には、前項ただし書の規定は適用しない。

5 停学又は訓告の懲戒処分を受けた学生は、学長に反省文を提出しなければならない。

(教育的措置)

第5条 学院、学部及び研究科（以下「学院等」という。）の長（以下「学院長等」という。）は、第3条に規定する行為を行った当該学院等に所属する学生が、懲戒処分相当しないとされた場合においても、学生の本分についての反省を促すため、当該学生に対し、次に掲げる教育的措置を行うことができる。

一 厳重注意 口頭又は文書により、強く反省を求めること。

二 注意 口頭又は文書により、反省を求めること。

（停学期間中の措置）

第6条 停学期間中の学生は、授業科目等の履修、定期試験等の受験、学位論文審査の申請、大学施設の利用及び課外活動への参加をすることができない。ただし、大学施設の利用については、学院長等が、特に必要と認めた場合は、許可することがある。

2 停学期間中の学生に対しては、当該学院等は、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

3 前項に規定する面談等は、必要に応じカウンセラー等の専門家の協力を得て行うことができるものとする。

4 停学期間中の休学の願い出は、受理しないものとする。

（定期試験等における不正行為）

第7条 定期試験等における不正行為を行った学生が、当該不正行為を行った学期に受験した定期試験等は全て無効とし、当該学期に履修した授業科目の成績を0点又は不合格とする。ただし、学期又は学年をまたぎ開講される授業科目の取扱いは別に定める。

2 定期試験等における不正行為を行った学生は、当該不正行為を行った学期において、新たに授業科目の履修は認めないものとする。

（謹慎）

第8条 学生が懲戒に該当する行為を行ったことが明白であり、かつ、停学以上の懲戒がなされることが確実である場合は、学長は、当該学生に懲戒等の決定前に謹慎を命ずることができる。この場合において、謹慎開始日から懲戒等の決定した日までの間は懲戒に準じ、当該学生の登校等を禁止する。

2 謹慎の期間は、その全部又は一部を停学期間に通算することができる。

（自宅待機）

第9条 学院長等は、ハラスメントの防止その他の教育上の配慮が求められる場合は、第3条に規定する行為を行ったことが明白な学生に対し、懲戒等が決定するまでの間、自宅待機を命じることができる。

2 学院長等は、自宅待機を命じた学生に、授業科目の履修、大学施設の利用及び課外活動への参加を制限することができる。

3 自宅待機の期間は停学期間に含めないものとする。

4 自宅待機の期間中に謹慎に変更となる場合は、変更日から謹慎の扱いとする。

（懲戒等の決定前の休学又は自主退学）

第10条 学長は、第3条に規定する行為を行った学生が、懲戒等の決定前に休学又は退学を願い出た場合は、受理しないものとする。

(調査委員会)

第11条 学院長等は、学生の懲戒等の対象となる事案について、事実の確認及び当該学生を含む関係者への事情聴取（以下「事実調査」という。）を行うため、調査委員会を置くものとする。

2 異なる学院等に所属する複数の学生が関与している事案については、当該学生の所属する学院等で合同の調査委員会を置くことができる。合同の調査委員会を置かない場合であっても、各学院等の調査委員会は、相互に連携して事実調査を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号に係る事案については、ハラスメント対策委員会が行う事実調査をもって、同条第3号に係る事案については、情報倫理委員会が行う事実調査をもって、調査委員会及び事実調査に代えるものとする。

(学生懲戒審査委員会)

第12条 懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容の案（以下「処分案」という。）、期間の定めのない停学の解除の可否及び不服申立の調査等について審議するため、学長の下に学生懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。

一 理事のうちから学長が指名する者 1人

二 副学長のうちから学長が指名する者 若干人

三 学院を主担当する専任の教授のうちから学長が指名する者 1人

四 大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科、医学部及び歯学部（以下「研究科等」という。）に所属する専任の教授から学長が指名する者 1人

五 学長が委嘱する学外有識者 1人

六 その他学長が必要と認める者

3 審査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

5 審査委員会には、必要に応じ班を設けることができる。

6 審査委員会は、必要があると認めた場合は、オブザーバーとして委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審査委員会に置ける議決)

第13条 審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(懲戒等の手続)

第14条 学院長等は、学生について、懲戒等の対象となる事案が生じた場合は、速やかに事実関係を把握し、審査委員会を通じて学長に報告するとともに、調査委員会に、事実調査を行わせるものとする。

2 調査委員会は、調査に当たり当該学生に対し事情聴取を行うものとする。ただ

し、学生が心身の故障、身柄の拘束その他の事由により直接事情聴取を受けることができないときは、これに替えて文書による質問、照会等により事情聴取することができる。

- 3 調査委員会は、事情聴取に際し、学生から補佐人の同席及び補佐人からの陳述について求めがあった場合は、これに応じなければならない。ただし、事情聴取の妨げになると調査委員会が認めた場合、補佐人の数を制限することができる。
- 4 調査委員会は、事情聴取に際し、当該学生に口頭又は文書により弁明する機会を与えるものとする。ただし、学生が、正当な理由なく事情聴取に応ぜず、弁明しない場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 5 学生は、本学が行う必要な調査については、誠実に協力しなければならない。
- 6 調査委員会は、事実調査の結果に基づき、調査結果報告書を作成し、学院長等に報告するものとする。
- 7 学院長等は、前項の報告を受けたときは、審査委員会に調査結果報告書を報告するものとする。
- 8 審査委員会は、前項の報告を受けたときは、学長に報告するとともに審査委員会において処分案の審議を開始するものとする。
- 9 審査委員会は、処分案の審議に当たり、事実関係の再調査が必要と認めた場合は、学生又は補佐人等から事情聴取を行うことができる。
- 10 第2項及び第3項の規定は、前項の事情聴取について準用する。
- 11 審査委員会は、処分案を作成し、学長に報告するものとする。
- 12 学長は、前項の報告を受けたときは、審査委員会を通じて学院長等に処分案を通知するものとする。
- 13 学院長等は、前項の規定により通知を受けた処分案が懲戒処分を要するものであったときは、処分案の審議を教授会に付議し、審査委員会を通じてその審議結果を学長に報告するものとする。この場合において、教授会の審議結果が審査委員会の処分案と異なる場合は、その理由を付するものとする。

(懲戒処分の決定)

第15条 学長は、前条第13項の報告に基づき、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容を決定し、審査委員会を通じて学院長等に通知するものとする。

(懲戒等の告知)

第16条 懲戒等の効力は、学生に懲戒等を告知したときに生じるものとする。

- 2 懲戒処分の告知は、前条の通知を受けた学院長等が学生及び保護者等又は連絡先人に懲戒処分通知書を交付して行うものとする。ただし、学生の所在を知ることができない場合においては、公示送達又は他の適切な方法により行うものとする。
- 3 教育的措置の告知は、学院長等が学生に行うものとする。

(懲戒処分の告示等)

第17条 学長は、懲戒処分を行ったときは、教育研究評議会に報告するとともに、学生の氏名を伏して学内に告示するものとする。

2 学院長等は、教育的措置を行ったときは、教育研究評議会に報告するものとする。

(懲戒に関する記録)

第18条 懲戒処分を行ったときは、学生の学籍簿の「特記事項」又は累加記録に記載するものとする。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第19条 学生が逮捕・勾留され、学生からの事情聴取を行うことができない場合においては、事情聴取及び弁明の機会が付与されないことにより学生の権利を損なうことがないように十分に配慮した上で懲戒等を行うことができる。

(期間を定めない停学の解除)

第20条 学院長等は、期間を定めない停学の処分を受けた学生について、その反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断して、処分を解除することが妥当であると認めた場合は、教授会の議を経て、審査委員会を通じて学長に対し、当該処分の解除を申請することができる。

2 学長は、前項の申請があったときは、当該処分の解除の可否の審議を審査委員会に依頼するものとする。

3 審査委員会は、当該処分の解除の可否を審議し、学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告を受けたときは、審査委員会を通じて学院長等に審査委員会の審議結果を通知するものとする。

5 停学処分解除の告知は、学院長等が学生に停学処分解除通知書を交付して行うものとする。

6 学長は、停学処分の解除を行ったときは、教育研究評議会に報告するものとする。

7 停学処分の解除を行ったときは、学生の学籍簿の「特記事項」又は累加記録に記載するものとする。

8 期間を定めない停学は、6月を経過した後でなければ解除することができないものとする。

(不服申立て)

第21条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、懲戒処分通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、文書により、学長に対し、審査委員会を通じて不服申立てをすることができる。

2 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、不服申立てを却下する場合を除き、審査委員会の議を経て、速やかに再調査の可否を決定しなければならない。

3 前項において、学長が不服申立てを却下する場合又は再調査の必要がないと決定した場合は、速やかに、当該学生に通知するものとする。この場合の通知は、学院長等が学生に文書を交付して行うものとする。

4 第2項において、学長が再調査の必要があると決定した場合の調査等については、第14条から第18条までの規定を準用する。なお、当初の調査等を行った調査委員会の委員となった者については、再調査等を行う調査委員会の委員とすることはできない。

5 不服申立ては、懲戒処分 of 効力を妨げないものとする。

(科目等履修生等の懲戒等)

第 22 条 この規程の規定は、科目等履修生、特別聴講学生、海外交流学生、海外訪問学生、短期交流学生、大学院研究生及び特別研究学生の懲戒等について準用する。

(守秘義務)

第 23 条 学生の懲戒等に関する事項に関わった職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第 24 条 学生の懲戒等に関する事務は、教育推進部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規程等は、廃止する。

一 東京工業大学学生の懲戒等に関する規程（平成 24 年規程第 1 号。以下「旧東工大規程」という。）

二 東京医科歯科大学における学生の懲戒に関する申合せ（平成 20 年 2 月 8 日申合せ。以下「旧医科歯科大申合せ」という。）

3 この規程の施行の日前にした行為に係る懲戒等については、旧東工大規程及び旧医科歯科大申合せの規定は、なおその効力を有する。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降、旧東工大規程の適用においては、この規程第 12 条の学生懲戒審査委員会を、旧東工大申合せ第 11 条の学生懲戒審査委員会とみなし、旧医科歯科大申合せの適用においては、この規程第 12 条の学生懲戒審査委員会を、旧医科歯科大申合せ 6. (5) の懲戒委員会とみなす。

○東京科学大学における休学に関する規程

令和6年10月1日

規程第92号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京科学大学学則（令和6年学則第1号。以下「学則」という。）第19条及び東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第25条の規定に基づく休学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する休学)

第2条 学則第19条第1項及び大学院学則第25条第1項の規定に基づき休学を許可するに当たっては、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、休学の願い出に際し当該各号に定める書類の添付があった場合であって、かつ、2月以上学修することができない場合に限るものとする。ただし、卒業又は修了の見込みがない者については、原則として休学を許可しない。

一 傷病によるもの 医師の診断書

二 経済的理由又は家庭の事情によるもの 事情を証明する書類

三 出産、育児又は介護によるもの 事情を証明する書類

四 東京科学大学（以下「本学」という。）で認める海外渡航によるもの 渡航計画等の書類

五 外国人留学生が、出身国における兵役に就く必要のあるもの 事情を証明する書類

六 修学指導上本学が特に認めたもの 学生からの理由書等及び教員からの意見書等の書類

七 医学部医学科又は歯学部歯学科に4年以上在学した者が、医学部又は歯学部を卒業する前に、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻の医学研究者早期育成コース（以下「MD—PhDコース」という。）又は歯学研究者早期育成コース（以下「DDS—PhDコース」という。）に入学するもの MD—PhDコース又はDDS—PhDコースの合格通知書

八 その他やむを得ない理由として学生が所属する学院の教授会、学部の教授会又は研究科委員会が特に認めたもの 学生からの理由書等

2 前項（第5号及び第7号を除く。）の事由に該当する休学期間は、1年以内の期間であって、かつ、学院に所属する学生については学期の末日まで（次条に定める休学上限の残りの期間が学期の末日までに満たないときは月の末日まで）とし、学部又は研究科に所属する学生については月の末日までとする。ただし、特別な事情があるときは、休学上限を超えない範囲で、引き続き休学を許可することができる。

3 第1項第5号の事由に該当する場合の休学期間は、2年6月以内の月の末日までとし、次条に定める休学上限に算入しないものとする。

4 第1項第7号の事由に該当する場合の休学期間は、3年以内の月の末日までとし、次条第1項第1号に定める休学上限に算入しないものとする。

(休学上限)

第3条 前条第2項並びに第5条第1項第1号及び第2項に規定する休学期間は、次の各号に掲げる課程に応じて、当該各号に定める年数（以下「休学上限」という。）を通算して超えることができない。

- 一 学士課程 3年
- 二 修士課程及び専門職学位課程 2年
- 三 博士課程（区分制博士課程においては博士後期課程） 3年

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第1項第7号の事由に該当する場合の休学期間の休学上限は3年とし、特別な事情があると認める場合は、4年とする。

(休学期間中に外国の大学で修得した単位の認定)

第4条 第2条第1項第4号の規定により休学した者が、当該休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位の認定の手續等は、別に定める。

(大学の命ずる休学)

第5条 学則第19条第2項及び大学院学則第25条第2項の規定に基づき、大学が命ずる休学の期間は、次の各号に掲げる学生に応じて、当該各号に定める期間とする。

- 一 傷病のため学修することが不相当と認められる学生 大学が認めた日から、1年を経過した日が属する月の末日まで
- 二 行方不明の学生 行方不明の届出があった日から、1年を経過した日が属する月の末日まで

2 前項第1号による休学期間は、満了してもなお、休学理由である事情が継続する場合は、引き続き休学を命ずることがある。

3 第1項第2号による休学期間は、休学上限に算入しないものとする。

4 前2項の規定による休学期間を経過しても、次条による復学ができないときの取扱いは、学則第46条第3号及び第6号並びに大学院学則第59条第3号及び第6号の定めるところによる。

(復学)

第6条 許可された休学期間の途中で、当該休学の事情がなくなったときは、願い出て、復学することができる。ただし、第2条第1項第1号による休学の場合は、復学の願い出に際し、医師の診断書の添付を要するものとする。

2 命ぜられた休学期間の途中で、当該休学の事由がなくなったときは、願い出て、復学することができる。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学する。この場合において、願い出は要しない。

4 前3項の規定にかかわらず、学部又は研究科に所属する学生であって、第2条第1項第1号又は8号に掲げる事由により休学を許可され、又は前条第1項各号に掲げる事由により休学を命ぜられた者が、休学期間が満了し、又は休学期間の途中で当該休学の事情がなくなった場合は、別に定める手續により願い出て、復学することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 東京工業大学学則第17条及び東京工業大学大学院学則第21条の規定に基づく休学等に関する申合せ（平成16年4月1日学長裁定）は、廃止する。
- 3 この規程施行の日（以下「施行日」という。）に、現に在学する学生であって、施行日前に、東京工業大学又は東京医科歯科大学（以下「旧大学」という。）において、第2条第1項に相当する事由に該当して休学を許可され、又は、第5条第1項に相当する事情に該当して休学を命ぜられた学生に係る当該休学期間については、この規程により許可され、又は命ぜられた休学期間とみなす。
- 4 学則附則第3項の規定により置かれる理学部及び工学部に所属する学生における第2条第2項の適用については、学院に所属するものとみなす。

附 則（令7.3.7程31）

この規程は、令和7年3月7日から施行し、改正後の東京科学大学における休学に関する規程の規定は、令和6年10月1日から適用する。

○東京科学大学大学院学生の留学に関する規程

令和6年10月1日

規程第95号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京科学大学大学院学則（令和6年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第26条第3項の規定に基づき、東京科学大学（以下「本学」という。）大学院の学生が、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等に留学する場合の取扱いについて定めるものとする。

(出願手続)

第2条 次に掲げる留学を志望する学生は、指導教員の承認を得た上で、所定の様式を提出することにより、学長に願い出るものとする。ただし、学院に所属する学生は、指導教員の承認を得た後、学長に願い出る前に、コース主任の承認を得るものとする。

- 一 次に掲げる留学のうち、海外における滞在期間が31日以上のもの
 - イ 本学及び他機関で募集する留学プログラムによる留学
 - ロ 授業の一環で行う国外活動
 - ハ 研究活動・フィールドトリップ等（出張を除く。）
- 二 海外の大学への留学（当該大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したのものとして認定する予定のものに限る。）
- 三 その他この規程の規定による手続が特に必要な留学として、指導教員（学院に所属する学生にあっては、指導教員及びコース主任）が必要と認めたもの

(留学許可)

第3条 学長は、前条の留学の願い出があった場合において、教育・研究上有益と認めるときは、当該学生が所属する学院の教授会又は研究科の研究科委員会の議を経て、これを許可する。

(留学期間)

第4条 留学の期間は、通算して1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、通算して2年を超えない範囲内で許可することがある。

(学位申請時の理由書の添付)

第5条 前条ただし書の規定に基づき1年を超えて留学した学院の修士課程又は専門職学位課程の学生については、学位申請の際、指導教員が作成した留学の目的及びその成果が学位取得に寄与することの説明書を付すものとする。

(留学終了の報告)

第6条 学生は、留学の期間が終了したときは、速やかに所定の様式に留学した大学等が発行する学修の成果に関する証明書を添えて、学長に報告しなければならない。

(単位認定の手続)

第7条 学生が留学先で履修した授業科目の単位の認定を希望した場合の手続は、別に定める。

(認定授業科目の成績表示)

第8条 単位が認定された授業科目の成績証明書における表示は、「認定」とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 東京工業大学大学院学生の留学に関する取扱いについて（平成23年3月31日制定。以下「旧取扱い」という。）は、廃止する。
- 3 この規程施行の日（以下「施行日」という。）に、現に在学する学生であって、施行日前に、東京工業大学又は東京医科歯科大学において、第2条各号に掲げる事由に相当する事由に該当して留学を許可された学生に係る当該留学期間については、この規程により許可された留学期間とみなす。

○東京科学大学における公欠の制度に関する要項

令和6年10月1日
制定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京科学大学（以下「本学」という。）における公欠の制度（以下「公欠制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「公欠」とは、本学の学生が、本学が認める一定の事由によりやむをえず授業を欠席した場合、これを欠席扱いとはしない取扱いをいう。

(対象学生)

第3条 公欠制度の対象学生は、次のとおりとする。

- 一 本学の学士課程又は大学院課程に在学する者
- 二 前号のほか、授業科目の履修が認められている者

(対象授業科目)

第4条 公欠制度が適用される授業科目は、原則として、学士課程及び大学院課程の全ての授業科目とする。ただし、授業科目の実施形態等を踏まえた授業担当教員の判断により、公欠制度が適用されない場合がある。

(適用事由)

第5条 公欠が適用される事由、公欠の期間の目安、届出時の必要書類及び届出時期は、次のとおりとする。

公欠事由	公欠として認められる期間の目安		届出時 必要書類	届出時期の目安
(1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日 文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第18条に規定する感染症に罹患した場合、又は感染しているおそれがある場合	施行規則第19条に規定する出席停止の期間の基準のとおり（右記診断書等に記載されている出席停止の期間のとおり）		診断書等	公欠事由該当期間終了後1週間以内
(2) 親族（配偶者及び2親等以内の親族に限る。）が死亡した場合	配偶者及び1親等（父・母・子）	連続する7日以内（休日を含む。）	会葬礼状等	公欠事由該当期間終了後1週間以内
	2親等（祖母、兄弟・姉妹、孫）	連続する3日以内（休日を含む。）		

(3) 裁判員制度による裁判員若しくは裁判員候補者又は検察審査会制度による検察審査員若しくは補充員に選任された場合	裁判所又は検察審査会事務局からの通知書その他事実が確認できる書類に記載のある期間	裁判所又は検察審査会からの通知書等	書類到着後から公欠事由期間開始前まで
(4) 被災等により通学が困難と学長が認めた場合	学長が必要と認めた期間	罹災証明書等	公欠事由発生後、相当の期間内

(手続等)

第6条 学生は、前条に規定する事由が生じたことにより公欠を希望する場合は、別に定める公欠届に、同条に定める必要書類を添えて、担当部署を通じて学長に提出するものとする。

2 担当部署は、前項の届出があったときは、前条の規定により公欠が適用される事由に該当することを確認した上で、当該学生が公欠制度の適用を希望する履修科目の授業担当教員に、届出の内容を連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた授業担当教員は、授業科目の実施形態等を踏まえた上で、公欠の適否を判断し、適当と認める場合には、配慮の内容等を当該学生に通知するものとする。

(学生への配慮義務)

第7条 授業担当教員は、公欠が適当であると認めた学生から求めがあった場合は、当該学生に対して、履修上の不利益が生じないように配慮するものとする。

2 前項のほか、授業担当教員は、試験実施日に公欠が適当であると認めた学生に対しては、追試験又は課題提出による評価等の配慮を行うものとする。

(公欠制度の適用除外等)

第8条 第6条の規定により公欠が適当であると認めた場合であっても、公欠の期間が長期間にわたることにより、当該授業科目の単位を修得することが困難であると授業担当教員が判断した場合は、当該授業科目の履修申告を不許可とする場合がある。

2 第5条に規定する公欠が適用される事由に該当しない場合であっても、授業担当教員又は該当する授業科目を開設する部局の長等の判断により、欠席扱いとしない等の特別の配慮をする場合がある。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、公欠制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。

2 次に掲げる申合せ及び要項は、廃止する。

一 東京工業大学における公欠の制度に関する申合せ（令和元年11月28日

教育・国際連携本部制定)

- 二 国立大学法人東京医科歯科大学における授業欠席に関する取扱要項(令和2年11月30日制定)
- 3 学部及び研究科に在学する学生については、令和7年3月31日までの間、第4条ただし書の規定は適用しない。

6. 学生周知事項

1) 連絡・通知

大学からの連絡・通知は掲示板への掲示又は大学のホームページにより行います。

台風等の自然災害や交通機関運休に伴う授業の休講・試験の延長を決定した場合は、本学のホームページに掲載します。

掲示板は6号館前大学院掲示板、1号館西1階教務課湯島教務室前及び5号館3階湯島学生支援室前です。見落としがないように十分注意して下さい。

学生への個別連絡は電話、電子メール又は郵送にて行います。

大学から緊急に連絡する必要がある生じても連絡が取れないことがないように入学時と連絡先が変更になった際は、忘れずに届出てください。

2) 学生証

学生証は、本学の学生である旨を証明し、学内で名札として使用するとともに、ICカードとして学内出入口の解錠、出席登録等としても在学中使用しますので、紛失・破損等のないよう大切に扱って下さい。

また、通学定期券の購入時等に提示を求められたときに提示できるよう、常に携帯するようにして下さい。

(1) 再交付

学生証を紛失又は破損等した場合は、速やかに教務課に申し出て、再交付の手続きをとって下さい。また、再交付を行う場合は、再交付にかかる費用を負担することとなりますので注意して下さい。

(2) 返却

修了、退学、除籍となった場合は、直ちに学生証を教務課に返却して下さい。なお、返却ができない場合は、再交付にかかる費用と同額を負担することとなりますので注意して下さい。

(3) 有効期限の更新

在学期間延長や長期履修により有効期間が経過した場合は、学生証の有効期限の更新が必要となりますので、教務課湯島学位審査グループ(TEL 5803-5074)に申し出てください。

3) 証明書等

証明書等は、教務課で発行するものと、自動発行機で発行するものがあります。

発行場所	種類	受付時間	問い合わせ先
自動発行機 5号館4階 学生談話室	在学証明書 (和文)	8:30-21:00 (発行には学生証が必要)	教務課湯島学位審査グループ TEL: 5803-5074
	学生旅客運賃割引証 (学割)		
教務課※ 1号館西1階	在学証明書 (英文)	8:30-17:15	教務課湯島教務室大学院教務第2グループ TEL: 5803-4534
	成績証明書 (和文・英文)		
	修了見込証明書【修士・博士(前期)】 (和文・英文)		
	その他諸証明書 (和文・英文)		
教務課※ 1号館西1階	修了見込証明書【博士・博士(後期)】 (和文・英文)	8:30-17:15	教務課湯島学位審査グループ TEL: 5803-5074

※教務課発行の証明書の手続きについて

教務課発行の証明書を希望する場合は、「証明書交付願」を各窓口へ提出して請求すること。なお、交付には和文で数日、英文で一週間程度を要する。

※修了生の証明書発行は、教務課湯島学位審査グループで行っている。(発行している証明書：「修了証明書」「成績証明書」「単位修得証明書」「在学期間証明書」「学位授与証明書」等。)

郵送での申込みについて

自動発行機以外で発行している証明書に関しては、郵送で申込みができる。その際は、「証明書交付願」と返信用封筒に切手貼付のうえ、請求すること。なお、郵送料が不足する場合は、郵便局からの請求に基づき支払うこと。なお、郵便事情により、到着に時間がかかることが想定されるので余裕をもって申し込むこと。

申込み先

〒113-8510 東京都文京区湯島 1-5-45
東京科学大学 教務課湯島教務室大学院教務第2グループ

4) 学生旅客運賃割引証(学割証)

(1) 学生が課外活動又は帰省などで JR 線を利用する場合、乗車区間が片道 100km を超えるときに旅客運賃の割引(2割)を受けることができます。

この制度は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とするものなので、計画的に使用して下さい。(年間使用限度：10枚/人、有効期間：発行日から3ヶ月間)

(2) 次に掲げる行為があったときは、普通運賃の2倍の追徴金を取られるばかりでなく、本学の全学生に対する学割証の発行が停止されることがありますので、乱用又は不正に使用することのないよう注意して下さい。

- ① 他人名義の学割証を使って乗車券を購入したとき
- ② 名義人が乗車券を購入し、これを他人に使用させたとき
- ③ 使用有効期間を経過したものを使用したとき

(3) 学割証は、学生談話室(5号館4階)に設置されている「自動発行機」にて発行します。

(利用時間：平日 8:30~21:00)

(問い合わせ先) 教務課湯島学位審査グループ (TEL 5803-5074)

5) 住所・氏名等の変更

本人又は連絡先人等の住所・本籍又は氏名等(電話番号を含む)に変更が生じた場合は、速やかに教務課湯島教務室大学院教務第2グループに申し出て所定の手続きをとって下さい。

この手続きを怠った場合、大学から本人又は連絡先人等に緊急に連絡する必要があるが生じても連絡が取れないので注意して下さい。

提出・問い合わせ窓口

教務課湯島教務室大学院教務第2グループ(1号館西1階)

届出用紙

	届出用紙	添付、提示書類
改姓した場合	改姓(名)届 学生証記載事項変更	改姓(名)を証明する書類を添付
本人・連絡先人等が住所・本籍	住所・本籍地変更届	住所・本籍地を変更したことを

地を変更した場合		証明する書類を添付
連絡先人等を変更した場合	連絡先人等変更届	なし

6) 研修・実習依頼

外部の研究機関等に研修・実習を希望する場合は、依頼希望日の2週間前まで（外国での場合には2ヶ月前まで）に教務課湯島教務室大学院教務第2グループへ外部研修・実習届出書を提出してください。また、契約書の締結を伴うものについては1ヶ月前まで（外国での場合には3ヶ月前まで）に教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループへ提出してください。

7) 遺失物及び拾得物

学内での遺失物又は拾得物の届出は以下のとおりとなります。

- (1) 医学部内・・・・・・・・・・医学部 業務推進課 運営事務グループ（3号館6階：TEL 5803-5096）
- (2) 歯学部内・・・・・・・・・・歯学部業務推進課 運営事務グループ（D棟南2階：TEL 5803-5404）
- (3) その他・・・・・・・・・・紛失及び拾得場所（建物）を管理する各事務部

8) 進路調査

大学院を修了（見込みを含む）する場合は、修了日（見込み日）1ヶ月前までに必ず進路届を学生支援課湯島学生支援室に提出して下さい。

（問い合わせ先）学生支援課湯島学生支援室（e-mail：shinro@ml.tmd.ac.jp）

9) 健康相談・メンタルヘルス相談

（湯島保健管理センター）

湯島保健管理センターは本学の学生・職員が心身共に健康な生活を送り、所期の目的を達成することができるよう、助言・助力することを目的としている施設です。必要に応じて医療機関への紹介状の発行も行っています。

(1) 健康相談

健康相談は10時～12時30分、13時30分～15時30分に受け付けます。

時間は変更になる場合があります。

来室前に湯島保健管理センターホームページの「今週の健康相談」を確認のうえ来室ください。

今週の健康相談



(2) メンタルヘルス相談（要予約）

精神科医・臨床心理士へ相談をご希望の場合は、予約をお取りします。

03-5803-5081までご連絡ください。

(3) 各種健康診断等

実施詳細等は、Slackで周知します。

見落としがないよう普段からよく確認するようにしてください。

※湯島保健管理センターホームページにも健診に関する情報を掲載しています。

※定期健康診断の受診は学生の義務ですので、必ず受けてください。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 学生一般定期健康診断 | 5月 |
| ② B型肝炎抗原・抗体検査 | 4月 |
| ③ B型肝炎予防接種 | 5月、7月、12月 |
| ④ 有機溶剤・特定化学物質健康診断 | 4月、10月 |
| ⑤ 放射線業務従事者健康診断 | 4月、10月 |
| ⑥ その他 インフルエンザ予防接種 等 | |

(4) 健康診断証明書の発行

各種資格試験受験、病院研修申請、就職・進学などを目的として必要な健康診断証明書を発行しています。

※証明書の発行は定期健診を受診している方に限ります。

湯島保健管理センターホームページ：<https://www.tmd.ac.jp/hsc/>

TEL：03-5803-5081

MAIL：hokencenter.hsc@tmd.ac.jp



10) 学生相談

(湯島学生支援センター：<http://www.tmd.ac.jp/labs/gakuseihokenkikou/scsfs/index.html>)

湯島学生支援センターは、本学の学生に対して、生活・修学・就職・メンタルヘルスやハラスメント、キャリアパスや学業（仕事）と家庭との両立に関する事など、キャンパスライフ全般に渡り、全学的に支援を行い、学生支援活動の充実を図ることを目的として設置されています。なお、本センターは男女問わずご利用いただけます。

下記のような問題、その他大学生活を送るうえで悩みや心配事が起きたときにご相談ください。

また、内容により担当が異なりますので、各ホームページをご参照ください。

<学生生活全般に関する事> e-mail：scenter.stc@tmd.ac.jp

- ・生活に関する相談・・・家族の問題・経済的な問題・恋愛問題など
- ・修学に関する相談・・・勉強の進捗状況・進学・研究室の人間関係など
- ・就職に関する相談・・・卒業後の進路・就職活動など
- ・メンタルに関する相談・・・健康の問題・ストレス・心の問題・対人関係など
- ・ハラスメントに関する相談・・・アカデミックハラスメント・パワーハラスメント・

セクシャルハラスメントなど

- ・その他・・・セクシュアリティやジェンダーに関する事、障害や持病に関する事など

ホームページ <http://www.tmd.ac.jp/stdc/index.html>



<キャリア支援や学業（仕事）と家庭との両立支援に関する事>

- ・今後の進路や生き方に関する相談

・妊娠・出産・育児との両立や保育園入園・介護に関する相談
担当：社会連携・DE&I本部 DE&I部門（総務企画部 ダイバーシティ推進課）
e-mail：info.ang@tmd.ac.jp
ホームページ <http://www.tmd.ac.jp/ang/counsel/index.html>



☆個別相談時間

事前予約制です。詳細はホームページをご参照ください。

11) 研究不正関連講習会の受講

本学では、「遺伝子組換え実験」「病原微生物等・特定病原体等を取扱う実験」及び「動物実験」を行う者は『「安全で適正な研究」に係る研修会』を、「ヒト（試料・データを含む）を対象とする研究」を行う者は『研究倫理講習会』を受講し、それぞれ基礎研究 ID（「安全で適正な研究」に係る研修会）、受講証番号（研究倫理講習会）を取得することとしておりますが、大学院生についてはいずれも受講必須となっております。実施詳細は Slack および HP で周知いたしますので確認のうえ必ず受講するようにしてください。

（HP）<https://www.tmd.ac.jp/tmd-research/safety/koushoukaiannai/>

（問い合わせ先）研究推進部研究基盤推進課 研究安全グループ（e-mail：anzen.adm@tmd.ac.jp）

12) 院生ラウンジ

院生はM&Dタワー14階院生ラウンジを利用することができます。

<利用時間> 8：00～21：00

- <注意事項>
- ①利用後は整理整頓を行い、必ず原状復帰すること。
 - ②ゴミは各自の研究室に持ち帰り、責任を持って処分すること。同フロアに設置されている他の教室のゴミ箱に捨てないこと。
 - ③他の利用者に迷惑となる行為（大声で話す、長時間の睡眠をとる、遊具を持ち込む等）をしないこと。
 - ④私物を放置したままにしないこと。
 - ⑤手洗い、マスク着用等基本的な感染対策に留意してご利用ください。

13) その他

- (1) 個人宛の郵便物等には、必ず分野名の記載を相手方に周知してください。
- (2) 本学では、構内での交通規制が行われており、学生の車での通学は認められていませんので、注意して下さい。ただし、電車、バス等で通学することが困難な者については、申請に基づき許可することがあります。
- (3) 担当課
 - ① 教務事務・・・教務課湯島教務室大学院教務第2グループ
(1号館西1階：TEL 5803-4534)
 - ② 授業料の納入・・・経理課 資金管理グループ
(1号館西3階：TEL 5803-5048)
 - ③ 奨学金・授業料免除・・・学生支援課湯島学生支援室
(5号館3階：TEL 5803-5077)

諸手続きについて

各手続きに必要な本学指定の様式については、教務課湯島教務室（1号館西1階）もしくは本学ホームページより取得することができる。

本学ホームページ (<http://www.tmd.ac.jp/index.html>) → 「教育研究組織等」 → 「大学院医歯学総合研究科」
→ 「統合教育機構学務企画課」 → 「諸手続（休学・退学・住所変更等に必要な手続関係）」

（旧東京医科歯科大学ホームページに暫定的に掲載しています）

URL : https://www.tmd.ac.jp/faculties/graduate_school/kyoumuka/#anchor19

1) 休学

病気その他の事由により、引き続き2ヶ月以上就学できない場合は下記の手続きにより休学もしくは休学延長することができる。なお、休学期間は通算して2年を超えることはできない。また、休学期間は在学期間に算入しないものとする。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

・休学願または休学期間延長願（本学指定様式）

※開始日は原則として、月初めとする

※傷病を理由とする場合は、医師の診断書を添付すること

※経済的理由又は家庭の事情を理由とする場合は、事情を証明する書類を添付すること

※出産、育児又は介護を理由とする場合は、事情を証明する書類を添付すること

提出期限

休学を希望する前々月の20日まで

※ただし9月1日から休学を希望する場合は6月20日までに提出すること

2) 復学

傷病を理由とした休学以外復学願の提出は不要（自動復学）です。休学期間途中で復学を希望する場合、または傷病を理由として休学している学生が、休学期間途中もしくは休学期間満了時に復学を希望する場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

・復学願（本学指定様式）

※傷病を理由に休学した場合は、医師の診断書及び保健管理センターが発行する意見書を添付すること。

提出期限

復学を希望する前々月の20日まで

※ただし9月1日から復学を希望する場合は6月20日までに提出すること

3) 退学

病気その他の事由により、学業を継続することが困難となり、退学しようとする場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

・退学願（本学指定様式）

提出期限

退学を希望する前月の20日まで

※ただし8月31日に退学を希望する場合は6月20日までに提出すること

4) 研究指導委託

他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院（以下「他機関」という。）において研究指導を受けたい場合は、先方とあらかじめ協議したうえで下記の手続きを行わなければならない。**なお、申請期間は年度を超えることができない。**翌年度も引き続き研究指導を受ける場合は、1月末までに再度申請をすること。

なお、修士課程在学者が研究指導委託できる期間は、最大1年間である。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

・研究指導委託申請書（本学指定様式）

※開始日は原則として、月初めとする

提出期限

研究指導委託希望日の3ヶ月前の20日まで

※研究指導委託に伴う実習用定期の申請について

研究指導委託申請の承認後、他機関に通学することになった場合は、申請により実習用定期を購入することができる。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

実習用通学定期乗車券申込書（本学指定様式）

提出期限

2ヶ月前まで（鉄道会社の許可を得るのに1ヶ月程度要する）

5) 留学

外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関において海外における滞在期間が31日以上修学する場合は、先方とあらかじめ協議のうえで下記の手続きを行わなければならない。

留学期間に制限があるので、必ず事前に問い合わせること。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

- ・留学願（本学指定様式）
- ・指導教員の理由書（書式自由）
- ・相手先の受入承諾書等の書類（写し）
- ・相手先の受入承諾書等の書類の和訳

・留学計画書（書式自由）

提出期限

留学希望日の前々月の20日まで

※ただし9月1日から留学を希望する場合は6月20日までに提出すること

【留学期間を変更したい場合】

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

- ・留学期間変更願（本学指定様式）
- ・留学期間変更に係る文書（写し）
- ・留学期間変更に係る文書の和訳
- ・留学許可書（写し）

提出期限

留学期間変更希望日の3ヶ月前の20日まで

6) 在学期間延長

標準修業年限を超えて在学（休学期間を除く）しようとする者は、下記の手続きを行わなければならない。なお、在学期間は標準修業年限の2倍（下表参照）まで延長することができる。

研究科	課程	専攻	年数
医歯学総合研究科	修士課程	医歯理工保健学専攻（医療管理学コースを除く）	4年
		医療管理学コース	2年
	博士課程	医歯学専攻	8年
		生命理工医療科学専攻	6年
保健衛生学研究科	一貫制博士課程	看護先進科学専攻 共同災害看護学専攻	10年

なお、在学期間に休学期間は含めない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

- ・在学期間延長願（本学指定様式）

提出期限

- ・在学期間満了日の前々月の20日まで

7) 専攻分野変更

在学中に研究内容に変更が生じた等の理由で、所属研究分野の変更を希望する場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

- ・専攻分野変更願（本学指定様式）

提出期限

変更希望日の前々月の20日まで

※ただし9月1日から専攻分野変更を希望する場合は6月20日までに提出すること

8) 在学コース変更

在学中に職に就いた場合、もしくは社会人コースで入学したがその事由が消滅した場合は下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

・在学コース変更願（本学指定様式）

※「一般コース」から「社会人コース」への変更を希望する場合は下記も添付すること

・勤務先の承諾書（本学指定様式）

・指導教員の承諾理由書（書式自由）

提出期限

変更希望日の前々月の20日まで

※ただし9月1日から在学コース変更を希望する場合は6月20日までに提出すること

9) 転学

他大学への転学するための転入学試験を受験する場合は下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

・転入学試験受験承諾書請求願（本学指定様式）

提出期限

受験日の3ヶ月前の20日まで

転入学試験受験の結果、合格した場合は下記の手続きを行わなければならない。

提出書類

・転学願（本学指定様式）

・合格通知書の写し

提出期限

転入学日の3ヶ月前の20日まで

10) 死亡

学生本人が死亡した場合、連絡先人等は速やかに下記手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

・死亡届（本学指定様式）

11) 履修取消

登録済みの科目のうち、履修を継続しない科目の取消しを行う場合は、下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

・履修登録科目取消願（本学指定様式）

1 2) 成績評価不服
申し立て

提出期限

- ・専攻により異なるため問い合わせ窓口を確認すること。

成績評価について異議がある場合は、所定の期日までに下記の手続きを行わなければならない。

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

- ・成績評価不服申し立て書（本学指定様式）

提出期限

- ・専攻により異なるため問い合わせ窓口を確認すること。

13) 公欠の制度につ
いて

下記の事由によりやむをえず授業を欠席した場合は、所定の期日までに下記の手続きを行わなければならない。

公欠事由

- (1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第18条に規定する感染症に罹患した場合、又は感染しているおそれがある場合
- (2) 親族（配偶者及び2親等以内の親族に限る。）が死亡した場合
- (3) 裁判員制度による裁判員若しくは裁判員候補者又は検察審査会制度による検察審査員若しくは補充員に選任された場合
- (4) 被災等により通学が困難と学長が認めた場合

提出・問い合わせ窓口

教育推進部教務課湯島教務室大学院教務第2グループ（1号館西1階）

提出書類

- ・公欠届（本学指定様式）
- ・事情に応じた証明書類

提出期限

- ・届出事由により異なるため問い合わせ窓口を確認すること。

【注意】

上記の諸手続きは「履修取消」を除き全て研究科委員会付議事項であるため、**提出期限は厳守**のこと。期限を過ぎてからの提出は、希望日以降の許可となる可能性がありますのでご留意願います。

8月は研究科委員会が開催されないため、9月から希望する学生は、上記の提出期限の更に1ヵ月前までに届け出ること。

研究科長	副研究科長	事務部長	次 長	室 長	課長補佐	グループ長	一般職員
専	専	専	専	専	専		

履修登録科目取消願

Request for Cancelling Registered Subject

年 月 日
Year Month Date

医歯学総合研究科長 殿
Dean, Graduate School of Medical and Dental Sciences

保健衛生学研究科長 殿
Dean, Graduate School of Health Care Sciences

Year of Admission 年度入学 第 School Year 第 学年

修士課程 Master's Program

博士課程 Doctoral Program

Department (分野)

学籍番号 Student ID No. 第 号

氏名 (Name) _____ (※)

(※) 本人が自署しない場合は、記名押印してください。

When a person submitting this form does not sign the above space (※), you must type/write his/her name and affix his/her seal in the space(※) on behalf of him/her.

携帯電話番号 (Mobile) _____

E-mail _____ @ _____

下記のとおり、履修登録を取り消したいのでお届けいたします。

I would like to request cancellation of my registered subject as below.

記

1. 科目コード Subject Code	
2. 科目名 Subject	
3. 科目責任者 Course Director	

受付日・印
年 月 日受付

研究科長	副研究科長	事務部長	次長	室長	課長補佐	グループ長	一般職員
専	専	専	専	専	専		

授 業 欠 席 届

年 月 日

大学院 医歯学総合研究科長 殿
保健衛生学研究科長 殿

_____ 年度入学 第 _____ 学年

修士課程 博士課程
(_____ 分野)

学籍番号 第 号

氏 名 _____ (※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください

携帯電話番号 _____ - _____ - _____

E-mail _____ @ _____

下記のとおりに、授業を _____ 欠席します _____ 欠席しました
_____ 欠席しました _____ 欠席しました

記

1. 欠席期間 自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 限)

至 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 限)

2. 欠席科目

3. 欠席理由

別紙（成績不服申立書、成績不服申立回答書）

年 月 日

教育委員会
教務委員会 御中

（成績不服申立人）

研究科 _____

専 攻 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

成績不服申立書

科目名 _____

科目責任者名 _____

申立内容（記入欄）

科目責任者への確認内容（記入欄）
（確認実施日 年 月 日）

確認内容に対する科目責任者の回答（記入欄）
（回答受領日 年 月 日）

※「科目責任者の確認内容」及び「確認内容に対する科目責任者の回答」については、経緯の分かる資料を添付し記入に代えることも可能とする。

（成績不服申立書受領日 年 月 日）

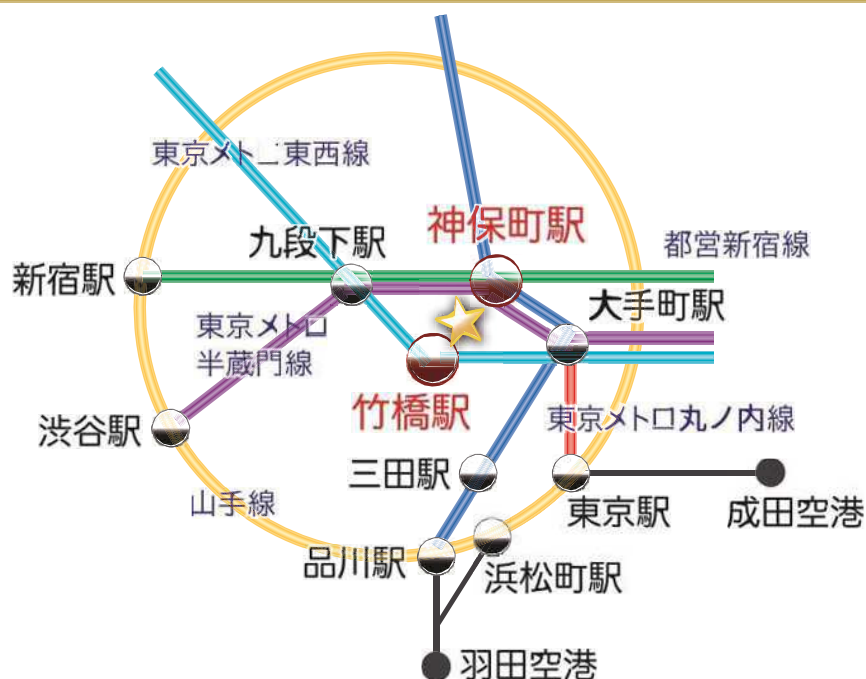
9. 校内主要施設(湯島キャンパス)

施設名	所在地	内線番号
湯島学生支援室	5号館3階	5077
教務課	1号館西1階	5074(湯島学位審査グループ) 4676,4679,4534(大学院教務)
入試課湯島地区	1号館西1階	4924
経理課資金管理グループ	1号館西3階	5042
図書館	M&Dタワー3階	5596
湯島保健管理センター	5号館2階	5081
談話室(証明書自動発行機)	5号館4階	—
生活協同組合 食堂・売店	5号館1階・地下1階	—
リサーチコアセンター	8号館北・南	5788

10. 校内案内図(湯島キャンパス)



学術総合センター アクセスマップ



- 〒101-8439 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2
- 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄三田線・都営新宿線「神保町」A8出口より徒歩4分
- 東京メトロ東西線「竹橋」1b出口 より徒歩4分

